

令和元年6月6日 開 会

令和元年6月24日 閉 会

令和元年第2回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

6月6日（木曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	6
○欠席議員	7
○説明のため出席した者の職氏名	7
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	7
○開　　会（午前10時00分）	8
○日程第1　会議録署名議員の指名について	8
○日程第2　会期の決定について	8
○日程第3　諸般の報告について	8
○日程第4　報第5号　専決処分の報告について	9
○日程第5　報第6号及び日程第6　報第7号	9
○日程第7　議第56号　山県市高富財産区管理委員の選任同意について	9
林市長提案説明	9
○日程第8　質　　疑	11
○日程第9　討　　論	11
○日程第10　採　　決	11
○日程第11　議第57号　山県市高富財産区管理委員の選任同意について	12
林市長提案説明	12
○日程第12　質　　疑	12
○日程第13　討　　論	13
○日程第14　採　　決	13
○日程第15　議第58号から日程第26　議第69号まで	13
○休　　憩（午前10時16分）	14
○再　　開（午前10時17分）	14
林市長提案説明	14
○日程第27　質　　疑（議第58号から議第69号まで）	15
○日程第28　討　　論（議第58号から議第69号まで）	16
○日程第29　採　　決（議第58号から議第69号まで）	16

○日程第30 議第70号から日程第45 議第85号まで	18
林市長提案説明	19
○散 会（午前10時47分）	24

6月13日（木曜日）第2号

○議事日程	25
○本日の会議に付した事件	26
○出席議員	28
○欠席議員	28
○説明のため出席した者の職氏名	28
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	29
○開 議（午前10時00分）	30
○日程第1 質 疑（議第70号から議第85号まで）	30
12番 石神 真議員質疑	30
奥田理事兼企画財政課長答弁	30
12番 石神 真議員質疑	31
奥田理事兼企画財政課長答弁	31
12番 石神 真議員質疑	31
大西建設課長答弁	31
12番 石神 真議員質疑	32
此島理事兼総務課長答弁	32
7番 村瀬誠三議員質疑	32
宇野副市長答弁	33
7番 村瀬誠三議員質疑	33
宇野副市長答弁	34
7番 村瀬誠三議員質疑	34
宇野副市長答弁	34
7番 村瀬誠三議員質疑	35
大西建設課長答弁	35
7番 村瀬誠三議員質疑	35
此島理事兼総務課長答弁	36
7番 村瀬誠三議員質疑	37

此島理事兼総務課長答弁	38
7番 村瀬誠三議員発言	38
14番 藤根圓六議員質疑	38
浅野子育て支援課長答弁	38
14番 藤根圓六議員発言	39
1番 寺町祥江議員質疑	39
三嶋農林畜産課長答弁	39
1番 寺町祥江議員質疑	39
三嶋農林畜産課長答弁	39
1番 寺町祥江議員発言	39
4番 加藤義信議員質疑	40
江尾福祉課長答弁	40
4番 加藤義信議員質疑	40
江尾福祉課長答弁	40
4番 加藤義信議員質疑	41
浅野子育て支援課長答弁	41
4番 加藤義信議員質疑	41
浅野子育て支援課長答弁	41
4番 加藤義信議員発言	42
○休憩（午前10時43分）	42
○再開（午前11時00分）	42
8番 福井一徳議員質疑	42
林市長答弁	42
8番 福井一徳議員質疑	44
奥田理事兼企画財政課長答弁	44
8番 福井一徳議員質疑	44
三嶋農林畜産課長答弁	45
8番 福井一徳議員質疑	46
三嶋農林畜産課長答弁	46
8番 福井一徳議員質疑	46
大西建設課長答弁	46
8番 福井一徳議員質疑	47

大西建設課長答弁	47
8番 福井一徳議員質疑	47
大西建設課長答弁	47
8番 福井一徳議員質疑	48
此島理事兼総務課長答弁	48
8番 福井一徳議員発言	48
9番 山崎 通議員質疑	49
宇野副市長答弁	50
9番 山崎 通議員質疑	50
宇野副市長答弁	52
○休 憩 (午前11時33分)	52
○再 開 (午前11時35分)	52
9番 山崎 通議員発言	52
8番 福井一徳議員質疑	53
宇野副市長答弁	53
8番 福井一徳議員質疑	53
宇野副市長答弁	53
○日程第2 委員会付託 (議第70号から議第85号まで)	54
○散 会 (午前11時41分)	54

6月19日(水曜日)第3号

○議事日程	55
○本日の会議に付した事件	55
○出席議員	55
○欠席議員	55
○説明のため出席した者の職氏名	55
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	56
○開 議 (午前10時00分)	57
○日程第1 一般質問	57
1. 12番 石神 真議員質問	57
(1) 上水道の利用と下水道の接続率について	57
高瀬水道課長答弁	57

石神 真議員質問	58
高瀬水道課長答弁	58
石神 真議員質問	59
高瀬水道課長答弁	59
(2) 水栓バルブ発祥の歴史本の作成を	60
長野まちづくり・企業支援課長答弁	60
石神 真議員質問	61
林市長答弁	61
石神 真議員質問	62
長野まちづくり・企業支援課長答弁	62
2. 1番 寺町祥江議員質問	63
(1) 女性活躍の推進について	63
奥田理事兼企画財政課長答弁	64
寺町祥江議員質問	64
奥田理事兼企画財政課長答弁	65
寺町祥江議員発言	65
(2) 子育て支援日本一をめざす山県市の保育・保育園、児童厚生施設について	65
浅野子育て支援課長答弁	66
寺町祥江議員質問	68
浅野子育て支援課長答弁	69
寺町祥江議員質問	70
浅野子育て支援課長答弁	71
○休 憩 (午前10時55分)	71
○再 開 (午前11時10分)	71
3. 6番 操 知子議員質問	71
(1) 水道事業について	71
高瀬水道課長答弁	72
操 知子議員質問	73
高瀬水道課長答弁	73
操 知子議員発言	74
(2) 性差医療と女性の活躍推進について	75
藤田健康介護課長答弁	75

操 知子議員質問	76
藤田健康介護課長答弁	77
(3) 公民館のあり方について	77
土井生涯学習課長答弁	78
操 知子議員質問	80
土井生涯学習課長答弁	80
4. 2番 加藤裕章議員質問	81
(1) 大桑城跡の保全と活用について	81
土井生涯学習課長答弁	82
鬼頭理事兼学校教育課長答弁	83
長野まちづくり・企業支援課長答弁	84
加藤裕章議員質問	84
土井生涯学習課長答弁	86
○休 憩 (午後0時06分)	86
○再 開 (午後1時00分)	86
5. 4番 加藤義信議員質問	86
(1) 安心・安全なまちづくりについて	86
此島理事兼総務課長答弁	87
加藤義信議員質問	88
此島理事兼総務課長答弁	89
加藤義信議員発言	90
(2) 熱中症予防対策について	91
鬼頭理事兼学校教育課長答弁	92
加藤義信議員質問	93
鬼頭理事兼学校教育課長答弁	94
加藤義信議員質問	95
鬼頭理事兼学校教育課長答弁	95
(3) 成人式について	95
土井生涯学習課長答弁	96
加藤義信議員質問	97
土井生涯学習課長答弁	97
加藤義信議員発言	97

6. 5番 郷 明夫議員質問	97
(1) 再び国道256号(仮称)高富北バイパスの整備計画について	97
林市長答弁	102
大西建設課長答弁	102
郷 明夫議員質問	103
林市長答弁	104
郷 明夫議員発言	106
○休憩 (午後2時19分)	106
○再開 (午後2時35分)	106
7. 7番 村瀬誠三議員質問	106
(1) 観光資源のPR実績と今後それをどの様に活用するのか	106
浅井理事兼地方創生監答弁	108
服部教育長答弁	110
○休憩 (午後2時51分)	111
○再開 (午後2時52分)	111
村瀬誠三議員質問	111
浅井理事兼地方創生監答弁	113
村瀬誠三議員質問	113
○休憩 (午後3時02分)	115
○再開 (午後3時03分)	115
林市長答弁	115
○散会 (午後3時04分)	115

6月20日(木曜日)第4号

○議事日程	117
○本日の会議に付した事件	117
○出席議員	117
○欠席議員	117
○説明のため出席した者の職氏名	117
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	118
○開議 (午前10時00分)	119
○日程第1 一般質問	119

8. 11番 上野欣也議員質問	119
(1) 豚コレラ発生に伴う殺処分後の対策等について	119
林市長答弁	121
三嶋農林畜産課長答弁	121
上野欣也議員質問	122
三嶋農林畜産課長答弁	125
上野欣也議員発言	125
9. 8番 福井一徳議員質問	126
(1) (仮称)高富IC以北の国道256号バイパス道路整備について	126
浅井理事兼地方創生監答弁	127
長野まちづくり・企業支援課長答弁	127
福井一徳議員質問	128
○休 憩 (午前10時47分)	130
○再 開 (午前10時49分)	131
大西建設課長答弁	131
福井一徳議員質問	132
林市長答弁	135
(2) 保育の見直しに関する「検討委員会」実施について	137
浅野子育て支援課長答弁	138
○散 会 (午前11時20分)	139

6月24日(月曜日)第5号

○議事日程	141
○本日の会議に付した事件	144
○出席議員	147
○欠席議員	148
○説明のため出席した者の職氏名	148
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	148
○開 議 (午前10時00分)	149
○日程第1 常任委員会委員長報告	149
○日程第2 委員長報告に対する質疑	151
○日程第3 討 論 (議第70号から議第85号)	151

8番	福井一徳議員反対討論	151
2番	加藤裕章議員賛成討論	152
○日程第4	採 決（議第70号から議第85号）	153
○日程第5	発議第1号 特別委員会の設置に関する決議について	157
	石神 真議会運営委員会委員長趣旨説明	157
○日程第6	質 疑	158
○日程第7	討 論	158
○日程第8	採 決	158
○休 憩	（午前10時33分）	159
○再 開	（午前10時49分）	159
○日程第9	発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について	159
	古川雅一総務産業建設委員会委員長趣旨説明	159
○日程第10	質 疑	160
○日程第11	討 論	160
	9番 山崎 通議員賛成討論	160
○日程第12	採 決	161
○閉 会	（午前10時57分）	162
○会議録署名者		162

令和元年6月6日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第1号 6月6日(木曜日)

○議事日程 第1号 令和元年6月6日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第5号 専決処分の報告について
- 日程第5 報第6号 平成30年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報第7号 山県市土地開発公社経営状況について
- 日程第7 議第56号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第8 質 疑
- 日程第9 討 論
- 日程第10 採 決
- 日程第11 議第57号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第12 質 疑
- 日程第13 討 論
- 日程第14 採 決
- 日程第15 議第58号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第16 議第59号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第17 議第60号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第18 議第61号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第19 議第62号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第20 議第63号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
- 日程第21 議第64号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
- 日程第22 議第65号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
- 日程第23 議第66号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
- 日程第24 議第67号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
- 日程第25 議第68号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
- 日程第26 議第69号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

日程第27 質 疑

- 議第58号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第59号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第60号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第61号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第62号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第63号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
- 議第64号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
- 議第65号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
- 議第66号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
- 議第67号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
- 議第68号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
- 議第69号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

日程第28 討 論

- 議第58号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第59号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第60号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第61号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第62号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第63号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
- 議第64号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
- 議第65号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
- 議第66号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
- 議第67号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
- 議第68号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
- 議第69号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

日程第29 採 決

- 議第58号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第59号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第60号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第61号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第62号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

	議第63号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第64号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第65号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第66号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第67号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第68号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第69号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第30	議第70号	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第31	議第71号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第32	議第72号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について
日程第33	議第73号	山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について
日程第34	議第74号	山県市税条例の一部を改正する条例について
日程第35	議第75号	山県市振興券支払基金条例の一部を改正する条例について
日程第36	議第76号	山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第37	議第77号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第38	議第78号	山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第39	議第79号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第40	議第80号	令和元年度山県市一般会計補正予算（第1号）
日程第41	議第81号	令和元年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第42	議第82号	令和元年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第43	議第83号	令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第44	議第84号	財産の取得について
日程第45	議第85号	市道路線の変更について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第5号 専決処分の報告について
- 日程第5 報第6号 平成30年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報第7号 山県市土地開発公社経営状況について
- 日程第7 議第56号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第8 質 疑
- 日程第9 討 論
- 日程第10 採 決
- 日程第11 議第57号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第12 質 疑
- 日程第13 討 論
- 日程第14 採 決
- 日程第15 議第58号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第16 議第59号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第17 議第60号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第18 議第61号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第19 議第62号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第20 議第63号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
- 日程第21 議第64号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
- 日程第22 議第65号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
- 日程第23 議第66号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
- 日程第24 議第67号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
- 日程第25 議第68号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
- 日程第26 議第69号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
- 日程第27 質 疑
- 議第58号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第59号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第60号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第61号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

議第62号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
議第63号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
議第64号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
議第65号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
議第66号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
議第67号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
議第68号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
議第69号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

日程第28 討 論

議第58号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
議第59号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
議第60号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
議第61号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
議第62号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
議第63号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
議第64号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
議第65号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
議第66号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
議第67号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
議第68号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
議第69号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

日程第29 採 決

議第58号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
議第59号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
議第60号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
議第61号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
議第62号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
議第63号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
議第64号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
議第65号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
議第66号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
議第67号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

	議第68号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第69号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第30	議第70号	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第31	議第71号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第32	議第72号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について
日程第33	議第73号	山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について
日程第34	議第74号	山県市税条例の一部を改正する条例について
日程第35	議第75号	山県市振興券支払基金条例の一部を改正する条例について
日程第36	議第76号	山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第37	議第77号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第38	議第78号	山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第39	議第79号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第40	議第80号	令和元年度山県市一般会計補正予算（第1号）
日程第41	議第81号	令和元年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第42	議第82号	令和元年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第43	議第83号	令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第44	議第84号	財産の取得について
日程第45	議第85号	市道路線の変更について

○出席議員（14名）

1番	寺 町 祥 江 君	2番	加 藤 裕 章 君
3番	古 川 雅 一 君	4番	加 藤 義 信 君
5番	郷 明 夫 君	6番	操 知 子 君
7番	村 瀬 誠 三 君	8番	福 井 一 徳 君
9番	山 崎 通 君	10番	吉 田 茂 広 君

1 1 番	上 野 欣 也 君	1 2 番	石 神 真 君
1 3 番	武 藤 孝 成 君	1 4 番	藤 根 圓 六 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	服 部 和 也 君	理 事 兼 総 務 課 長	此 島 祐 司 君
理 事 兼 地 方 創 生 監	浅 井 聡 君	理 事 兼 企 画 財 政 課 長	奥 田 英 彦 君
税 務 課 長	山 田 正 広 君	市 民 環 境 課 長	谷 村 政 彦 君
福 祉 課 長	江 尾 浩 行 君	健 康 介 護 課 長	藤 田 弘 子 君
子 育 て 支 援 課 長	浅 野 晃 秀 君	農 林 畜 産 課 長	三 嶋 克 之 君
水 道 課 長	高 瀬 正 人 君	建 設 課 長	大 西 一 也 君
ま ち づ くり・ 企 業 支 援 課 長	長 野 健 一 君	会 計 管 理 者	安 川 英 明 君
理 事 兼 学 校 教 育 課 長	鬼 頭 立 城 君	生 涯 学 習 課 長	土 井 義 弘 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理 事 兼 事 務 局 長	久 保 田 裕 司 君	書 記	棚 橋 輝 英 君
書 記	長 谷 部 尊 徳 君		

午前10時00分開会

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第2回山県市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉田茂広君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、13番 武藤孝成君、14番 藤根圓六君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（吉田茂広君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの19日間とし、6月7日から12日、14日から18日及び21日を休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月24日までの19日間とし、6月7日から12日、14日から18日及び21日を休会とすることに決定されました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（吉田茂広君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和元年5月に執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管してあります。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

5月24日、瑞穂市において、中濃10市議会議長会議が開催され、武藤副議長と出席いたしました。

会議では、会務報告があり、議案を審査し、原案のとおり可決されました。なお、山県市議会議長が副会長に選任され、次期開催市は本巢市となりました。

また、本年度の中濃10市議会議長会の議員研修会は、11月11日に可児市にて開催されます。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第5号 専決処分の報告について

- 議長（吉田茂広君） 日程第4、報第5号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件であります。
-

日程第5 報第6号及び日程第6 報第7号

- 議長（吉田茂広君） 日程第5、報第6号 平成30年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第6、報第7号 山県市土地開発公社経営状況について、以上2議案につきましては、地方自治法及び地方自治法施行令に基づく報告であります。

なお、報第6号は、配付してある繰越明許費繰越計算書、報第7号は、土地開発公社経営状況説明書のとおりでありますので、御承知おき願います。

日程第7 議第56号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

- 議長（吉田茂広君） 日程第7、議第56号 山県市高富財産区管理委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、武藤孝成君の除斥を求めます。

〔武藤孝成議員 退場〕

- 議長（吉田茂広君） 市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

- 市長（林 宏優君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、令和元年山県市議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、大変御多忙の中、御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、季節の移り変わりは大変早いものでございまして、ことしも梅雨の時期となってまいりました。

毎年、この時期には、梅雨前線に伴う大雨や台風による災害が各地で発生し、甚大な被害が出ており、近年では特にゲリラ豪雨と呼ばれる突発的で、天気予報による正確な予測が困難な局地的豪雨の発生がふえております。こうした時期には、災害に対する警戒心をさらに高めてまいりたいと考えているところでもございます。

また、去る5月26日に、伊自良総合運動公園におきまして、第17回山県市消防操法大会を開催いたしました。ポンプ車操法に4チーム、小型ポンプ操法に10チームが出場され、日ごろの訓練成果を発揮して、見事な操法を披露していただきました。

消防団は、災害現場での消火を初め、地震や風水害といった大規模災害発生時の救助、救出、警戒巡視、避難誘導など、さまざまな現場での活躍を期待され、市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりの一翼を担っていただいております。消防操法大会に向けたこうした厳しい訓練などによりまして、消防団で築かれた強いきずなが有事における消防活動の大きな武器となり、さらに市民から信頼される消防団になるものと確信をしているところでもございます。

また、ポンプ車操法の部において優勝されました第2分団の選手の皆様には、8月4日に高山市で開催されます「消防感謝祭」第68回岐阜県消防操法大会に出場していただきますが、本市の代表として健闘されることを祈念申し上げるものでございます。

今後とも消防・防災意識をさらに高め、市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを目指して努力してまいりますので、議員各位を初め市民の皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。

また、5月23日に、仮称高富岐阜山県第一トンネル工事着工式が、山県市西深瀬地内で開催されました。本トンネルは、昨年より岐阜市側から掘削が始まっており、仮称高富インターチェンジと大野・神戸インターチェンジ間の開通は、2024年度の予定でございます。

山県市は、この西回りルートの他の市町に比べ、5年ほど早く東回りルートとつながる利点がございます。インターチェンジの開通を契機としたまちづくりの推進は、私の重点施策の1つでもございます。今定例会におきましても、インター周辺の道路整備など、社会資本整備総合交付金を活用した事業について補正予算案を提出させていただいております。

また、このインターチェンジ開通の時期に合わせまして、NHK大河ドラマの「麒麟がくる」が放映されており、山県市にゆかりのある明智光秀公や土岐氏にかかわる情報の発信をさらに努めていきたいと考えております。

山県市を訪れる観光客や歴史ファンを初め多くの方々に、山県市の歴史や文化、すばらしい自然環境などを発信し、魅力あるまちづくりを目指して努力してまいりますので、議員各位を初め市民の皆様方の御支援と御協力をお願いするものでございます。

さて、本日提案いたしております案件は、報告案件3件、人事案件14件、条例案件10件、補正予算案件4件、その他案件2件、計33案件でございます。

それでは、ただいま上程されました資料ナンバー1、2ページの議第56号 山県市高富財産区管理委員の選任同意につきまして御説明を申し上げます。

山県市高富財産区管理会は7名の委員で組織され、委員は、高富財産区の区域内に3

カ月以上住所を有する者で、山県市議会委員の被選挙権を有する者の中から選任することとなっており、任期は4年でございます。

その委員に武藤孝成氏を選任することにつきまして、山県市高富財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

武藤氏は委員の資格を有し、山県市議会議員として御活躍いただいております。

十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

日程第8 質疑

○議長（吉田茂広君） 日程第8、質疑。

これより質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第56号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第9 討論

○議長（吉田茂広君） 日程第9、討論。

これより討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結します。

日程第10 採決

○議長（吉田茂広君） 日程第10、採決。

ただいまから採決を行います。

議第56号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

武藤孝成君の入場を許可いたします。

〔武藤孝成議員 入場〕

日程第11 議第57号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について

○議長（吉田茂広君） 日程第11、議第57号 山口市高富財産区管理委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、郷 明夫君の除斥を求めます。

〔郷 明夫議員 退場〕

○議長（吉田茂広君） 市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） ただいま上程されました資料ナンバー1、3ページの議第57号 山口市高富財産区管理委員の選任同意につきましては、議第56号と同様に、郷 明夫氏を委員に選任することにつきまして、山口市高富財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

郷氏は委員の資格を有し、山口市議会議員として御活躍をいただいております。

十分なる御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

日程第12 質疑

○議長（吉田茂広君） 日程第12、質疑。

これより質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第57号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第13 討論

○議長（吉田茂広君） 日程第13、討論。

これより討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結します。

日程第14 採決

○議長（吉田茂広君） 日程第14、採決。

ただいまから採決を行います。

議第57号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

郷 明夫君の入場を許可します。

〔郷 明夫議員 入場〕

日程第15 議第58号から日程第26 議第69号まで

○議長（吉田茂広君） 日程第15、議第58号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第16、議第59号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第17、議第60号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第18、議第61号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第19、議第62号 山口市高富財産区管

理委員の選任同意について、日程第20、議第63号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第21、議第64号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第22、議第65号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第23、議第66号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第24、議第67号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第25、議第68号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第26、議第69号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、以上12議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

〔「議長、ちょっと暫時休憩してください」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩いたします。

午前10時16分休憩

午前10時17分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました12案件につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、資料ナンバー1、4ページから8ページの議第58号から議第62号までの山県市高富財産区管理委員の選任同意につきましては、議第56号、議第57号と同様に、議第58号、田上 隆氏、議第59号、丹羽 誠氏、議第60号、杉山貞夫氏、議第61号、渡邊 勉氏、議第62号、杉山正義氏を委員に選任することにつきましては、山県市高富財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

5名の方はいずれも委員の資格を有し、田上氏は蛍ヶ丘自治会長として、丹羽氏は大北自治会長として、杉山貞夫氏は石田町自治会長として、渡邊氏は本町1丁目自治会長として、杉山正義氏は栄町自治会長としてそれぞれ御活躍をいただいております。

次に、資料ナンバー1、9ページから15ページの議第63号から議第69号までの山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意につきましては、次の7名の方を委員に委嘱したいので、山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例第4条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

初めに、議第63号、小出良熙氏は、本市発足当初から平成19年度まで市の顧問弁護士として御指導いただいていた方で、岐阜市の顧問弁護士もなされており、地方行政に精通しておられますので、学識経験者として再委嘱しようとするものでございます。

次に、議第64号から議第69号までの6名の方は、本市の議員及び市長の選挙権を有す

る識見者の方でございます。

議第64号の室戸弘全氏は、山口市富永にお住まいで、かつて本市の職員として在職中は、保健福祉部長や教育次長等を歴任され、再委嘱しようとするものでございます。

議第65号の福井廣行氏は、山口市高木にお住まいで、司法書士、行政書士として御活躍中で、再委嘱しようとするものでございます。

議第66号の四ツ橋義信氏は、山口市松尾にお住まいで、本市の民生委員、児童委員として御活躍中で、今回新たに委嘱しようとするものでございます。

議第67号の山田愛子氏は、山口市梅原にお住まいで、本市の人権擁護委員、地域福祉推進市民会議委員を務められ、今回新たに委嘱しようとするものでございます。

議第68号の山田光昭氏は、山口市佐賀にお住まいで、中学校校長として活躍された方で、今回新たに委嘱しようとするものでございます。

議第69号の山田眞理子氏は、山口市岩佐にお住まいで、本委員に平成22年から委嘱されており、再委嘱しようとするものでございます。

以上、御提案申し上げました7名の方は、いずれの方も責任感があり、公平誠実な方ばかりであり、市民からの信望も厚く適任者でありますので、山口市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例第4条第3項の規定により、山口市政治倫理審査会委員に委嘱するに当たり、議会の同意をお願いするものでございます。

十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田茂広君） 御苦労さまでした。

日程第27 質疑

○議長（吉田茂広君） 日程第27、質疑。

これより議第58号から議第69号までの質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第58号から議第69号までの質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第58号から議第69号までは、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、議第58号から議第69号までは委員

会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第28 討論

○議長（吉田茂広君） 日程第28、討論。

これより議第58号から議第69号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、議第58号から議第69号までの討論を終結いたします。

日程第29 採決

○議長（吉田茂広君） 日程第29、採決。

ただいまから採決を行います。

議第58号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第59号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第60号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第61号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第62号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第63号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第64号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第65号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第66号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第67号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意すること

に決定いたしました。

議第68号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第69号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第30 議第70号から日程45 議第85号まで

○議長（吉田茂広君） 日程第30、議第70号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について、日程第31、議第71号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第32、議第72号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について、日程第33、議第73号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について、日程第34、議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例について、日程第35、議第75号 山県市振興券支払基金条例の一部を改正する条例について、日程第36、議第76号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、日程第37、議第77号 山県市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第38、議第78号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第39、議第79号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、日程第40、議第80号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第1号）、日程第41、議第81号 令和元年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第42、議第82号 令和元年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第43、議第83号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第44、議第84号 財産の取得について、日程第45、議第85号 市道路線の変更について、以上16議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました条例案件10件、補正予算案件4件、その他案件2件につきまして御説明を申し上げます。

資料ナンバー1、16ページからの議第70号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、消費税率及び地方消費税率が本年10月1日より8%から10%へ引き上げられることに伴い、市公共施設の使用料等を改定するため、関係する29条例について所要の規定整備を行うものでございます。

次に、27、28ページの議第71号 山縣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、選挙等の執行経費で国から地方公共団体に交付される金額等の基準が改定されたことに伴い、投票管理者や投票立会人などの報酬額について改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、29ページの議第72号 山縣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例につきましては、常勤の特別職である市長、副市長、教育長の給料の額について、山縣市特別職報酬等審議会に諮問し、山縣市の人口規模や財政状況等を勘案し、引き続いて減額を行うことが適当である旨の答申を受けまして、本年7月1日から令和5年4月26日までの間、市長、副市長、教育長の給料減額をするため、条例改正をしようとするものでございます。

次に、30ページの議第73号 山縣市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成20年6月から平成31年4月までの間は、単に給料月額に一定率を乗じて得た額としており、この減額措置を令和5年4月まで継続するため、条例改正をしようとするものでございます。

次に、31ページから39ページの議第74号 山縣市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月29日に公布されたことに伴い、ふるさと納税制度の見直しに伴う寄附金税額控除の改正など、所要の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、40ページの議第75号 山縣市振興券支払基金条例の一部を改正する条例につきましては、山縣市プレミアム付商品券を販売することに伴い、その券面額の支払いに必要な経費を基金に繰り入れするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、41ページの議第76号 山縣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、児童扶養手当法の一部改正に伴い、母子及び父子にかかる所得制限の判定をするに当たっての対象期間が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、42ページから43ページ、議第77号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、本年4月1日から施行され、家庭的保育事業者などの連携施設確保義務の緩和などについて改められたため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、44ページ、議第78号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、本年4月1日から施行され、放課後児童支援員認定資格研修の修了の要件について改正されたことから、条例の一部を改正するものでございます。

次に、45ページ、議第79号 山口市市営住宅管理条例の一部を改正する条例につきましては、老朽化の進んだ寺洞市営住宅について2戸が空き家となったことに伴い、解体処分したため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、資料ナンバー5をお願いします。

資料ナンバー5、議第80号 令和元年度山口市一般会計補正予算（第1号）、につきましては、2億6,675万1,000円を追加し、総額を141億9,675万1,000円とするほか、地方債の補正をしようとするものでございます。

今般の補正予算は、職員の人事異動等に伴うものと、その他のものと2つに分けられます。

まず、歳出でございしますが、10ページ以降の歳出明細をごらん願います。

10ページは人事異動の分でございますので、11ページをごらん願います。

企画費の250万円は、いわゆる宝くじ助成というコミュニティの助成金で、本町3丁目自治会のコミュニティ活動備品250万円を追加し、その財源は、金額を諸収入として計上いたしております。

続いて、13ページをごらん願います。

社会福祉総務費のプレミアム付商品券事業委託料693万1,000円は、本年10月から実施されるプレミアム付商品券事業で、商品券の印刷、保管、販売を委託するための経費で、その財源は全額を国庫補助金として見込んでおります。

続いて、14ページをごらん願います。

障がい者福祉費の委託料16万2,000円は、本年10月から就学前の障がい児発達支援の無償化が実施されるためのシステム改修経費で、その財源は全額を国庫補助金として見込んでおります。

続いて、15ページをごらん願います。

児童福祉総務費の委託料215万8,000円は、本年10月から幼児教育・保育の無償化の施行に伴うシステム改修等の経費で、その財源は、全額を県補助金として見込んでおります。

下段の児童措置費の児童扶養手当給付42万9,000円は、本年10月から未婚の児童扶養手当受給者に対して、臨時、特別の措置として給付金事業が実施されるための経費で、その財源は全額を国庫補助金として見込んでおります。

続いて、18ページをごらん願います。

農業振興費の中山間地域等担い手育成支援事業補助金400万円及びスマート農業技術導入支援事業補助金241万円は、農事組合法人おおがが導入する機械が、県の補助対象として採択される見込みとなったため追加しようとするもので、その財源は全額を県補助金として見込んでおります。

中山間地域等担い手育成支援事業は、補助率上限の400万円を、スマート農業技術導入支援事業は、補助率3分の1の額の241万円、合計641万円を補助しようとするものでございます。

下段の、畜産業費、強い畜産構造改革支援事業補助金につきましては、市内の農家が購入する高圧洗浄機と動力噴霧器などの経費について、補助率である2分の1の額101万1,000円を追加しようとするもので、その財源は全額県補助金を見込んでおります。

最下段の農地費では、近年、豪雨のため池が決壊する事案が発生しているため、ため池の新基準により、新たに栢野池・市場池及び知勝院第2池の3池を追加した防災マップを作製しようとする、防災マップ作成委託料141万1,000円で、その財源は全額県補助金を見込んでおります。

続きまして、20ページをお願いします。

道路新設改良費につきましては、社会資本整備総合交付金が大幅に増額となりましたので、一部事業を見直し増額をするもので、設計委託料を3,980万3,000円、工事請負費1億5,880万6,000円、公有財産購入費3,960万円の合計2億3,820万9,000円を追加し、その財源は、国庫補助金として、社会資本整備総合交付金1億771万3,000円と、地方債9,820万円、一般財源3,229万6,000円を見込んでおります。

今回追加する事業内容は、02011号線、いわゆる西深瀬農免道路の設計委託、道路改良、公有財産購入費及び尾ヶ洞地内の15081号線、15086号線などの道路設計委託料を予定しております。

続いて、21ページの河川改良費につきましては、緊急自然災害防止対策事業が2カ年

での計画となったため見直しを行い、委託料3,060万円を減額するとともに、工事請負費1,200万円、公有財産購入費7,790万円、計5,930万円を追加しております。その財源は、緊急自然災害防止対策事業債5,960万円を見込んでおり、財源更正により一般財源を30万円減額しております。

今回追加する事業内容は、三田又川、落堀川の設計委託、落堀川及び向仙谷の河川改良費、三田又川、向仙谷の公有財産購入費を予定いたしております。

続きまして、22ページをごらん願います。

防災対策費の追加は、宝くじ助成というコミュニティの助成金200万円で、蚩ヶ丘自治会が地域防災組織育成事業に採択されたものでございまして、その財源は、全額を諸収入として計上しております。

以降は人事異動の分でございますので、5ページの第2表地方債補正にお戻り願います。

5ページ、地方債の補正予算につきましては、土木費の補正により合併特例事業債及び緊急自然災害防止対策事業債が大幅に変更となりましたので、第2表の追加及び変更を行っております。

したがいまして、29ページの地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書も変更しております。

続きまして、8ページをごらん願います。

これらの歳入につきましては、歳出で御説明申し上げました内容でございますが、人事異動等により、今般の補正に伴って余剰となる財源につきましては、下段の表の財政調整基金繰入金2,177万4,000円を減額いたしております。

続いて、26ページでございます、補正予算給与費明細書をごらん願います。

こちらは、市長等の給与、手当、共済組合負担金を増加させ、通勤手当の減額を示したものでございます。

次に、27ページに移っていただきまして、一般職につきましては、一番上の表にございますように、一般会計において職員数は7人減となっております。給料は1,865万9,000円、職員手当は928万5,000円、共済費は、2,399万8,000円の減額としております。

28ページは、一般会計における一般職員の現状を示した表でございます。

続きまして、31ページの議第81号 令和元年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、256万9,000円を減額し、総額を9,539万7,000円にしようとするものでございます。

37ページをごらん願います。

ごらんのように、人事異動の分でございます、36ページでございますように、その財源は、簡易水道基金繰入金の減額をいたしております。

続きまして、41ページの議第82号 令和元年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、96万円を追加し、総額を4億8,539万5,000円にしようとするものでございます。

47ページをごらん願います。

ごらんのように、こちらも人事異動の分でございます、46ページでございますように、その財源は、一般会計繰入金を増額をいたしております。

続きまして、51ページの議第83号 令和元年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、275万2,000円を追加し、総額を4億4,689万6,000円にしようとするものでございます。

57ページをごらん願います。

ごらんのように、こちらも人事異動の分でございます、その財源は、56ページでございますように、一般会計繰入金を増額をいたしております。

続きまして、資料ナンバー1、46ページをごらん願います。

議第84号 財産の取得につきましては、デスクトップパソコン305台と17インチLEDディスプレイ10台を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び山口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

今回取得する財産であるデスクトップパソコンなどにつきましては、職員が事務処理に使用している機器を更新するため、購入するものでございます。

最後に、47ページの議第85号 市道路線の変更ですが、整理番号1の市道東深瀬40号線につきましては、東海環状自動車道の側道整備に伴い、起点について、変更が生じるため、整理番号2の「市道円原2号線」につきましては、円原下切橋の老朽化によります橋梁撤去に伴い、起点について、変更が生じるため、それぞれ路線を変更するものでございます。

以上、16案件につきまして、御説明を申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（吉田茂広君） 御苦労さまでした。

○議長（吉田茂広君） 以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

なお、13日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時47分散会

令和元年6月13日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第2号 6月13日(木曜日)

○議事日程 第2号 令和元年6月13日

日程第1 質 疑

- 議第70号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第71号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第72号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第73号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市振興券支払基金条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 令和元年度山県市一般会計補正予算(第1号)
- 議第81号 令和元年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第82号 令和元年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第83号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第84号 財産の取得について
- 議第85号 市道路線の変更について

日程第2 委員会付託

- 議第70号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について

議第71号	山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第72号	山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について
議第73号	山口市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について
議第74号	山口市税条例の一部を改正する条例について
議第75号	山口市振興券支払基金条例の一部を改正する条例について
議第76号	山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
議第77号	山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第78号	山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第79号	山口市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第80号	令和元年度山口市一般会計補正予算（第1号）
議第81号	令和元年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第82号	令和元年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議第83号	令和元年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第84号	財産の取得について
議第85号	市道路線の変更について

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

議第70号	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
議第71号	山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第72号	山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について
議第73号	山口市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市振興券支払基金条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 議第81号 令和元年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第82号 令和元年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第83号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第84号 財産の取得について
- 議第85号 市道路線の変更について

日程第2 委員会付託

- 議第70号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第71号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第72号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第73号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市振興券支払基金条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第79号	山縣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第80号	令和元年度山縣市一般会計補正予算（第1号）
議第81号	令和元年度山縣市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第82号	令和元年度山縣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議第83号	令和元年度山縣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第84号	財産の取得について
議第85号	市道路線の変更について

○出席議員（14名）

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
7番	村瀬誠三君	8番	福井一徳君
9番	山崎通君	10番	吉田茂広君
11番	上野欣也君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君	14番	藤根圓六君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	此島祐司君
理事兼 地方創生監	浅井聡君	理事兼 企画財政課長	奥田英彦君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	谷村政彦君
福祉課長	江尾浩行君	健康介護 課長	藤田弘子君
子育て支援 課長	浅野晃秀君	農林畜産 課長	三嶋克之君
水道課長	高瀬正人君	建設課長	大西一也君
まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君	会計管理者	安川英明君
理事兼 学校教育課長	鬼頭立城君	生涯学習 課長	土井義弘君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼
事務局長 久保田 裕 司 君 書 記 棚 橋 輝 英 君

書 記 長谷部 尊 徳 君

午前10時00分開議

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、全国市議会議長会及び東海市議会議長会から藤根圓六議員と私、吉田茂広が永年勤続の表彰を受けましたので、その伝達式を行います。

○理事兼事務局長（久保田裕司君） 20年表彰を受けられました藤根圓六議員、演壇前へお進みください。

〔表彰状伝達〕

〔拍手〕

○理事兼事務局長（久保田裕司君） おめでとうございます。藤根議員は自席のほうへお戻り願います。

続きまして、10年表彰を受けられました吉田議長へ、武藤副議長から表彰伝達を行います。

〔表彰状伝達〕

〔拍手〕

○理事兼事務局長（久保田裕司君） おめでとうございます。武藤副議長は自席へお戻り願います。

日程第1 質疑

○議長（吉田茂広君） 日程第1、質疑。

質疑は、初めに、6月3日に議題となりました市長提出議案、議第70号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例についてから議第85号 市道路線の変更についてまでの16議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 石神 真君。

○12番（石神 真君） それでは、議長の許可をいただきましたので、発言通告書に従い順次質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目、資料5、ページ11、地域振興における負担金及び交付金、コミュニティ助成事業250万円の内容はということで、企画財政課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 質問にお答えします。

企画費の2、エアコン250万円は、本町3丁目自治会の備品購入に対する交付金でござ

います。備品の内訳は全てで30品目ございまして、主なものは会議用テーブル、パイプ椅子、書庫、倉庫、エアコン、テントなどとなっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 細かい備品の金額については、総額で書いてありますので聞きませんが、再質問をさせていただきます。

このコミュニティ助成事業交付金とは、どこの自治体でもすっといただけるものなのか、それともまた細かい手続などを経てこういうものはいただけるのか、再質問させていただきます。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 再質問にお答えさせていただきます。

コミュニティ助成事業交付金は自治総合センターの補助事業でありまして、自治会などから本市を經由して申請するもので、自治総合センターが採用するかどうかを決定するものでございます。

申請は、9月ごろに県を通じて照会がございまして、その年度の要綱などをホームページなどで案内し、10月中旬ごろに県を通じて申請するという方法が例年のやり方となっております。なお、申請にはさまざまな添付書類が必要となるほか、単に古くなったから買いかえるなどではなかなか採択されるものではないものと考えられます。

申請される場合は事前に相談いただければ、助成が受けられるように御助言はさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田茂広君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） ホームページだといつも言われますが、できるだけ口頭でも各自治会のほうに伝えるようにしていただければ、もっとわかりやすく助成などの申請ができるのではないかと思います。わかりました。

じゃ、次、行きます。

同じく資料5、ページ21、河川改良工事、公有財産購入費、河川改良用地買収費7,790万円の公有財産の場所でございますが、大体察しがつきますが、詳しく御説明いただきたいと思っております。建設課長。

○議長（吉田茂広君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

今回補正でお願いしている河川改良公有財産購入費につきましては、三田又川河川改良計画で現況の河川幅を拡幅する必要があるため、民有地を購入し公有財産とする費用

です。なお、詳細な買収面積につきましては、本年度用地測量を行い決定いたしますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 大体察しがついておりますが、再質問はいたしませんけれども、買収面積、場合によっては変わるということで聞いておきます。

それでは3点目、最後になりますが、同じく資料5のページ22、防災対策費の中で、負担金補助及び交付金と、コミュニティ助成事業200万円の内容はということで総務課長にお伺いをいたします。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えいたします。

御質問いただきました200万円につきましては、蛍ヶ丘自治会が自主防災活動用に公民館に配備する備品8点を購入するものでございます。主なものを申し上げますと、LEDバルーン投光機のほか発電機などであり、トータル200万円を助成するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 以上で石神 真君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 議長の許可を得ましたので、質疑をさせていただきます。

1番目、財産の取得について、議第84号、資料1の46ページ、この中で入札形態はどうなっているのか、また、一般競争入札と指名競争入札の基準は。多分、地方自治法によって一般競争入札、指名競争入札、それから随意契約、随意契約もいろいろありますけれども、多分その3種類ぐらいに分けられるんだろうと思いますが、その中で特に一般競争入札と指名競争入札の基準を教えてください。

それから、今回の件に関しましては予定価格を、物品ですけれども公表しているのかどうか。これは、私がかつて行政にいたときに、建設関係だと公表したり公表しなかったり、物品でもそういうことがありまして、今、山口市はどちらなのかちょっと教えてください。

それから、それに伴ってデスクトップのパソコン305台というふうになっておりますが、それを交換したその元の305台というのは、不要決定がなされているのかどうなっているのか、その処分はどうなっているのかをお尋ねしたいと思います。副市長、お願いします。

○議長（吉田茂広君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） まず、1点目の入札形態についてお答えをいたします。

山縣市契約事務執行要領第5条によりまして、一般競争入札、指名競争入札または随意契約のこの3つの方法をうたっております。その中で一般競争入札は、市長が別に定める事業と規定しておりまして、山縣市一般競争入札実施要領を定めております。

この要領は、市の発注する建設工事において一定の資格要件を満たした者に条件付きの一般競争入札を実施することと、このようになっております。

そして随意契約は、議員御指摘のとおり、地方自治法の167条2の1、ここでしっかり定めておりますので、あえて市としても定めておりません。

これ以外を指名競争入札という形で実施しているのが山縣市でございます。

2点目の予定価格ですが、これは山縣市建設工事等に係る予定価格の事前公表に関する要綱でございます。第2条に事前公表の対象は、一般競争入札及び指名競争入札に係る全てとすると記載しております。よって、これらの件については、事前に公表しているということでございます。

そして、不要になったデスクトップ305台でございますが、これは、まず、マイナンバー系の庁内だけのパソコンとして120台ほど、今、古いのを持っているわけです。これを今の廃棄する部分で賄っていくと。そして、予備機器としまして60台、計180台は再利用する予定でございます。そして、それ以外につきましては、出先機関等で使用できる場合等は所管がえをして配付する予定でございます。

なお、廃棄が必要なものについては、備品台帳から削除するために当然決裁をとり、廃棄を行うというところでございます。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 再質問をさせていただきます。

僕は嫌味でも何でもありませんけれども、随意契約がだめだという考え方、一般論としてあるわけなんですけど、余り大きな金額は。ですが、随意契約であっても指名競争であっても、それが山縣市のためになるんだったら、僕は随意契約もありかなと。長い期間、入札に付する期間がかなりかかります。急いで、本当に重要な備品であるとか、いろいろな入札関係のものであれば、ある意味、市とは考え方によって違いますけれども、私は山縣市のためになるんだったら随意契約もありだというふうに思っております。

それよりも大事なことは何かといいますと、この2番目の予定価格の公表の問題なんです。これ、結果論から言いますと、これは資料2の43ページ、一覧表になっており

ますけれども、11社が指名競争に入っております。その中で、落札率が98.1%、これは正直言って僕感覚からすれば非常に高い。多分、これ、どう見ても98.1%から100%の間の中に11社が入るといってもない混みぐあいで、一般論からしたら、これってありというのが本音だろうと思うんですね。それで、それ以上細かい話は別として、一般に少しでも入札額が下がれば、山州市の財政としては少しでも助かるのではないかなど。

そういうことを考えると、場合によっては、これ、業者は大変嫌がりますけれども、担当者も嫌がりますけれども、積算内訳書のようなものを出してもらって、チェックをかけるということも必要ではないかなというふうに思いますので、そこら辺はどう思われますか。副市長、ちょっと見解をお願いします。

○議長（吉田茂広君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 議員御指摘のとおり、随意契約、これ、全て悪とは我々も考えておりません。当然、緊急の場合とか、その会社しかつくっていないとか、そしていろいろな事情が出てきますので、随意契約、必要な場合は随意契約をどんどんやっていくということでございます。

そして、御指摘の98.1%から100%の間で11社がいるということでございますが、我々のほうとしましても、まず、定価から大体これ、10%ほど引いたような値段でやっているんでございますが、何分このような価格で決定したというのが事実でございまして、それじゃ、どうかというような疑わしいところは現段階ではなかったというのが現状でございます。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） それ以上追及するつもりはありません。

最後に、再々質問、ごめんなさい、副市長もう一回だけ。

この業者の中に、以前、全協の中でも公表されました消防設備の問題がまだ片づいていないのではないかなど、僕は心では思っておるんですが、そういう業者もそういう選定基準の中で、入れることが悪だとも言わないんですけれども、そういう基準があるのかどうか、そういう現在問題になっているのはちょっと敬遠しようじゃないかというような話になったのかどうか、その経緯や言えるところまで教えてください。

○議長（吉田茂広君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 議員御指摘のように中央化学が入っております。と言いますのは、今現在、私のほうから裁判をかけております。ゆえに、まだ白黒ついておりません。そのような状態で指名から外すというのはいちの規程の中にはございませぬので、白黒

ついでから正式な判断をしていくということでございます。

以上です。

〔「中央電子光学」と呼ぶ者あり〕

○副市長（宇野邦朗君） 済みません。中央電子でございました。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 質問を変えさせていただきます。

議第80号、資料5のページ20、道路改良費の工事請負費。実は委託料のほうは何か説明を聞いたと思うんですけども、どうも工事請負費のほうにつきましては十分な説明が僕には理解できなかつたんですが、再度その詳細説明と、それから上記の入札方法についてを建設課長にお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

今回の補正でお願いしております道路新設改良費の工事請負費については、現在継続で事業を行っています市道02011号線農免道路の改良工事です。予定延長940メートル、これは、東海環状自動車道建設工事の影響部分を除き、西へ向かっての延長で三田又川の手前20メートルまでを予定しております。道路幅員は、車道幅で7.0メートル、歩道幅で2.5メートルで、2車線の改良を予定しているものでございます。

また、緊急自然災害防止対策事業により、（仮称）高富インターチェンジの河川改良済み部分より下流の落堀川改修工事施工沿いで、インター周辺整備に伴い市道15093号線の改修を行うものでございます。今回の予定延長は80メートルで、幅員4.0メートルの改良予定です。

上記の入札方法でございますが、入札方法については選定委員会で業者を選定いただき、指名業者による競争入札を予定しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 全協でも同僚議員から話がありましたけれども、多分、私も同じような考え方なんですけれども、インターチェンジが開通した折に、一部、先ほど、今の説明の中でインター周辺整備もありますけれども、やっぱりインターとのアクセスを優先するのが大事ではないかなと思っております。

ですから、できるだけそちらのほうに予算を向けていただくのは、もう認可が終わっちゃっているよということであれば別ですけども、補正ですから緊急だと思うんですよ。緊急であればあるほどインター周辺を整備する必要があるのではないかなという

ふうに思っております。

これにつきましては再質問はしませんので、次に移らせていただいでよろしいでしょうか。

○議長（吉田茂広君） どうぞ。

○7番（村瀬誠三君） 3番目、議第80号、資料5のページ27、一般職の総括職員数がマイナス7となっております。これ、ページの一番上のところですが、なっている理由は何かということと、今までもある程度職員の減員というのは行っておられたと思うんですよ。市長が就任されてからずっとスリム化スリム化ということで、職員の減員はやってこられた。これもそういう理由なのか、これだけスリムになっていくのはいいんですが、今度は行政に支障があってはならないだろうと僕は思うんですね。そこら辺を含めて総務課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えいたします。

まず、職員数、こちらが7名減少となっておりますのは、当初予算の積算時の想定職員数に対して、今回の補正時点における職員数が7人少なかったということでございます。

その内訳でございますけれども、まず、1点目、平成30年度末における退職者につきまして、当初予算の積算時は11人を見込んでおりましたが、実際には15人となったため、そのことによりマイナス4人となりました。

また、2点目といたしまして、平成31年4月1日の新規採用者につきまして、当初予算の積算時におきましては12人を見込んでおりましたが、実際には10人でありましたので、マイナス2が発生しました。

また、3点目といたしまして、職員数に含める再任用職員、フルタイムの7時間45分勤務の方ですけれども、につきまして、当初予算の積算時は11人見込んでおりましたが、こちらにつきましては実際には10人でありましたため、マイナス1人となり、合わせて当初予算の積算時における職員数と比べて7人の減少となったというものでございます。

次に、御質問の2点目、職員の減員に伴う支障の有無ということでございます。

まず、近年の職員数の推移につきましては、岐北衛生施設利用組合への派遣職員、こちらを含めました一般職の全会計の合計職員数につきましては、平成28年の4月1日現在306人、29年の4月1日現在304人、平成30年4月1日現在で294人、平成31年4月1日現在で250人、このようになっております。

本年度から消防職員が岐阜市の職員になりましたので、294から250という大幅な減少

が数字上出ております。それを除けば、本年度につきましては対前年度比3人の増ということになっております。

今、議員御指摘のとおり、合併以降定員の適正化計画に基づいて職員数の適正化による経費の節減を図ってまいりましたが、近年職員数は横ばいあるいは微減で推移している状況でございます。

社会情勢あるいは市民ニーズの多様化、こういった事情のほか、行政事務の複雑化といった事情を考慮しますと、今後におきましてはこれまでのように職員数を大幅に削減していくということはなかなか困難であるというふうに考えておりますが、現状では職員一人一人の資質向上あるいは部門間での連携、事務の効率化、業務内容や業務量に応じた適正な人事配置に努めておりまして、そのほか場合によっては民間委託の実施あるいは臨時職員の配置などによりできる限り経費を抑えながら適正な行政サービスの維持に努めており、職員数の削減による行政サービスへの影響あるいはその過大な職員の負担増大といった支障はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

私は職員の立場としてもちょっと1つ話をさせていただけば、今、理事兼総務課長がおっしゃったように行政サービスの低下は起こらないだろうという前提でいろいろ言っていたんですけど、非常に職員の立場からすると不満が出てくるんですね。

私がいた行政でも機械化機械化といって、機械化したから仕事は減ったかというところも減らないんですよ。そういうことを考えると、今、適正配置、それから民間委託も考えているよということではありますが、一番はやっぱり行政サービスの低下を起こさないようにしてほしい。そのためには、職員の不満が出ないようにやっぱり人員を確保してほしいなと思うんです。今、おっしゃった中で、消防が岐阜市に移りましたので、確かに極端に減ったようには見えますけどそれほど減っていないよということですけども、やっぱり7人減というのは大きな話で、これを例えば今後は、今後の対策として理事兼総務課長はどのように考えてみえるか聞きたいんですが、例えば、社会経験のある人、大卒何年という区割りじゃなくて、社会での働いている経験がある方々を、ある程度その方々仕事は僕は間に合うだろうと思うんですね。中にはなかなか難しい方もありますが、そういう方の採用も視野に入れてはどうかと思うんですが、そこら辺はどのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 確かに行政サービスの低下を招かないということで、職員の不満、私、まだ4月から参ったばかりで、直接お伺いすることがなかなかないんですけれども、議員おっしゃるところは、私、おりました古巣、県でもそういった不満といますのは聞こえてきたこともあります。

議員御提案いただきました社会人経験のある職員の採用というものも、山口市としても取り組んでおるところでございまして、今年度につきましても10月の採用を念頭に、今、広く広報して募集のほうを進めておりますので、優秀な人材の確保というのが大変必要になりますので、人選のほうをしっかりとやっていきたいと思っておりますけれども、そのように進めていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

○議長（吉田茂広君） 以上で村瀬誠三君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） それでは、議長の許可をいただきましたので、今回1件質問させていただきます。

議第77号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、まず、1点目は家庭的保育事業の内容について、簡単に説明をいただきたいということと、2番目に山口市は待機児童はいないものですから該当しないと思うんですけれども、現況と将来について子育て支援課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） 御質問にお答えをいたします。

家庭的保育事業とは、児童福祉法に基づき市町村の認可を受けた家庭的保育事業を行う公的な保育のことでございます。保育所と同じように毎日行われる保育でございまして、定員が1人から5人と大変少人数な家庭的な保育でございます。対象児童につきましては、満3歳未満の保育の必要の認定を受けた、よく言われる3号認定の子供の保育事業でございます。

ちなみに現在、山口市には該当の施設はございませんが、家庭的保育事業をこれから始めようとする場合に市町村の認可が必要になりますため、今回条例を改正するものでございます。ちなみに、お隣の岐阜市のほうにも確認をいたしましたら、岐阜市のほうにもこういった施設は該当がないということでございました。

また、将来的にはという御質問でございましたが、将来的には、現在親御さんのニーズというものが全くございませんものですから、市としての設置予定というのは今のと

ころ考えておりません。

また、民間事業者については、これは申請があれば、今後適宜この条例改正に基づいて対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○14番（藤根圓六君） 以上です。

○議長（吉田茂広君） 以上で藤根圓六君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位4番 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 議長より許可をいただきましたので、質疑をさせていただきます。

議第80号、令和元年度山県市一般会計補正予算についてです。資料5の18ページ、農地費、防災マップ作成業務委託料について。

こちらは市内のため池3カ所を追加するものと伺っておりますが、その作成業務の委託先はどのようでしょうか。また、作成後の周知の方法についてお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 御質問にお答えします。

1点目の業務の委託先でございますが、市の入札参加資格名簿の中で農業土木測量の登録がある業者から、指名競争入札により委託先を決める予定でございます。

2点目の作成後の周知方法でございますが、ため池に近い地区の公民館、福祉センター、小中学校などふだんから市民が集う公共施設で掲示するほか、市役所のホームページへの掲載を予定しております。また、個人の方におかれましても、御希望者がございましたら配布をさせていただく予定でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再質問で確認なんですけれども、ため池近くの地区の公民館のほうというお答えを今いただいたんですけれども、地区によっては自治会単位で防災訓練を行っているところもあると思うんですが、そういった自治会への周知もされるということによろしいでしょうか。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 今、議員御指摘のとおり、その地区の近隣の自治会へも周知をする予定でございます。

以上でございます。

○1番（寺町祥江君） 以上です。

○議長（吉田茂広君） 以上で寺町祥江君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位5番 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） それでは、議長より指名をいただきましたので、2点質問をさせていただきます。

まず、1点目、議第80号、令和元年度山口市一般会計補正、資料5の13ページ、プレミアム商品券事業について、福祉課長にお尋ねをします。

まず、1点目、国のほうでも変更があったようですので、改めて対象者の確認をさせていただきます。

2点目、委託料693万1,000円について、印刷はわかりますが、保管、販売とはどういう内容のものなのか、また、内訳をお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 江尾福祉課長。

○福祉課長（江尾浩行君） 御質問にお答えします。

プレミアム付商品券事業は、消費税、地方消費税率の10%への引き上げが小さな乳幼児のいる子育て世帯の方や、所得の少ない方の消費に与える影響を緩和することを目的としまして、1人につき購入限度額2万5,000円分を2万円で販売し実施します。

対象者についてでございますが、平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子様がいる世帯の世帯主の方、平成31年1月1日時点の住民のうち、平成31年度の住民税が非課税である方が購入対象となります。ただし、住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族、生活保護受給者は除かれます。市内においては、合わせて5,000名が対象となります。

委託料693万1,000円についてでございますが、当初予算においては商品券の印刷、販売及び券の保管業務などを担当課の職員にて実施する予定でしたが、土日での対応や現金の取り扱い、商品券12万5,000枚の保管管理などに限られた職員での対応が困難なため、商品券の販売業務、券の印刷及び券の保管業務を一括で業者委託とするもので、公募型プロポーザルを予定しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 引きかえには夫婦で働く子育て世代のためにも土日でも対応するというので、これは本当に必要なことだと思います。

次に、手続の簡素化が求められていますが、どのような手続になるのかお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 江尾福祉課長。

○福祉課長（江尾浩行君） 再質問にお答えします。

プレミアム商品券の購入手続につきましては、2通りございます。

1つは、子育て世帯に対する手続につきましては、対象者に対しまして、購入引換券を9月ごろから随時、簡易書留にて郵送します。

2つ目は、住民税非課税者に対する手続につきましては、7月下旬ごろ、市町村民税に関するお知らせとともにプレミアム付商品券購入引換券交付申請書と、国が作成するプレミアム付商品券事業の案内チラシを返信用封筒を入れ郵送します。その後、提出された申請書の要件を確認後、購入引換券を9月ごろから随時、簡易書留で郵送します。

商品券1枚当たりの額面は、1,000円券を予定しております。販売期間は10月1日から、販売場所は山口市役所1階フロアほかを予定しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 2通りの申請ということで、住民税非課税世帯の方への対応が一時間問題になっておりましたけれども、今、住民税非課税の方には交付申請書を返信していただくということで、申請は自己判断というふうで理解をしました。

続きまして、資料5、15ページ、未婚の臨時特別給付金について、子育て支援課長にお尋ねをします。

未婚の臨時特別給付金35万、この内容をお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） それでは、御質問にお答えをいたします。

未婚の臨時特別給付金35万円につきましては、本年10月より消費税が引き上げとなる中、昨年12月の国の税制見直しの検討がございましたが、その見直し後に子供の貧困に対応するため、令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母でございますが、令和元年10月31日の基準日におきまして、これまでに婚姻、これ、婚姻というのは法律婚でございますが、及び事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方、こういった方に対して1万7,500円を1月の児童手当支給日に上乗せして支給する今年度限りの臨時の特別給付金制度でございます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 子供の貧困対策の観点から、実はこれ、公明党の主張が形になったものの1つであります。そこでお聞きしたいのは、本市では何人の方を想定されてみえるのか、また、これの周知方法をお聞きします。

○議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） 再質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げました未婚のひとり親20名を想定しております。

それから周知につきましては、8月に送付する児童扶養手当現況届の提出依頼を郵送、皆さんにさせていただくんですが、その依頼文書に臨時特別給付金の案内を同封させていただいて周知をするというものと、それから8月の広報やまがたに掲載をする予定でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○4番（加藤義信君） 以上です。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩いたします。

議場の時計で、11時より再開いたします。

午前10時43分休憩

午前11時00分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

通告順位6番 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 市長から御指名いただきましたので、通告に従って、質問したいと思っております。議長ですね、失礼しました。

1点目、山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例についてということで、議第72号、資料1の29、そして30ページのところもそうです。

今回も今までの特例の措置を継続するというで条例の提案がなされていますが、山口市特別職報酬等審議会の答申の減額措置を継続するとした評価内容、主な論点は何でしょうか。また、この結果による他市との報酬の比較について、市長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

山口市特別職報酬等審議会では、市長を初めとする特別職職員の給料月額について、県内他市20市でございますが、20市の状況も説明させていただき、それと比較する観点からの検討も行われました。

審議会におきましては、給料月額が他の市に比べ決して高くない水準であることのほか、私のこれまでの実績を考慮すると、引き続き減額することは必要ないのではないかとといった趣旨の御意見もあったと承知をしております。

今回、引き続き減額することを諮問させていただきましたのは、財政状況が一時期の

危機的状況を脱したとはいえ、本年度から合併算定替措置が終了することに伴い、地方交付税の減額が見込まれるほか、財源不足による財政調整基金の取り崩しに伴う基金残高の減少、さらにはそういった状況下ではございますけれども、東海環状自動車の開通やバスターミナル整備を見据えた地域活性化の取り組みのほか、少子高齢化の進展に伴います社会保障経費の増加といった行政需要に対応するには、引き続き厳しい財政運営が見込まれることも踏まえたものでありますが、こういった事情も御理解をいただいた上で総合的に御審議いただいた結果、妥当との結論をいただいたものと考えております。

次に、減額した場合の他市との報酬の比較についてでございますが、特別職職員の給料月額について他市のホームページ等で公開されている情報により比較いたしますと、市長の給料月額、減額後は73万8,000円、マイナスの8万2,800円減額するわけでございますが、順位としては17位。減額前の82万800円は21市中で15位でございます。副市長の給料月額は減額後64万2,000円、3万4,600円の減額でございますが、順位としましては16位。減額前に戻しますと15位になります。教育長の給料月額、減額後は56万2,000円、マイナスの3万300円は順位としては18位でございます。減額前では15位となっております。

また、議第73号の山県市常勤の特別職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る期末手当の額について、給料月額と同じ情報により県内他市と比較いたしますと、市長については、減額後給料月額で特例を適用いたしまして計算した額は321万300円、減額金額は107万4,276円で、これは最下位となります21位でございます。これを減額しない場合は21市中14位となります。また、同様に副市長につきましては279万2,700円、これも最下位の21位でございます。減額前を適用いたしますと14位となります。また、同様に教育長につきましては247万2,800円で、これも最下位の21位でございます。減額をしない場合では15位となります。

そうした減額後の給料月額に特例を適用した計算額は、いずれもそれぞれ21市中最低位となっております。

こうした年間の報酬と期末手当の合算額で比較いたしますと、市長の場合は減額後は19位でございます。そして副市長の場合は20位、教育長の場合は同じく20位となっております。また、こうした状況で4年間の特別職職員の給料月額及び期末手当の減額の総額は、総額3名合わせまして1,681万9,336円の見込みでございます。

また、ちなみに、県内の市の21市との比較でございますが、県内には21の市と21の町と村がございますが、全体でこれを同じように比較しまして、年間の収入額で比較いた

しますと、私の場合、市長の場合は県内の42市中30位となります。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 具体的な答申の中身も今、お聞きをしました。全体をきちっと理解した上で、この議決に参加をしたいというふうに思ってお聞きしました。山県市のこれからの状況も踏まえながら、市長の決意かなということ、今の中身について受けとめました。

じゃ、次、行きます。

2点目については、先ほど同僚の議員が質問されましたので、これについては省きたいと思います。ただ、結構、私、いろんなところを回っているいろんなお話をしたりなんかしている中で、やっぱり市の職員の人は、この間ずーっと定員を削減されて、そういう中で市民サービスのために一生懸命頑張っているという状況があるんですが、市民の中からは、市の職員が遊んでいるとかいろいろなことの表面的な風評みたいな部分も含めてあります。私はその点では、市長はこの間、いろいろな場面で、これだけ職員を減らして行財政改革で赤字を減らしてきたということをよく主張されますが、一方で、そういう中でも、やっぱり職員が減員された中でもこういうふうに頑張っているという面を、ぜひ市民の中に正しく伝えてほしいなというふうに申し添えて、2点目について終わりたいと思います。

3点目については、地域振興コミュニティ助成事業、同僚議員がお聞きになりましたので、1点だけお聞きしたいと思います。

今回、この事業について応募件数が何件あったのかということについて、理事兼企画財政課長にお聞きします。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） お答えさせていただきます。

30年度、今回補正させていただいておる部分につきましては、応募件数が1件の申請で、1件が採択されております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） わかりました。この件に関しては、以前も私は質問をしまして、それぞれこういう中身について各自治会に具体的な御案内をさしあげて、応募していただくということでしたので、残念ながら今、1件ということでしたけれども、それぞれの自治会の中でさらにふえるようにいろいろ取り組みを強化されるといいかなというふ

うに思います。

では、4点目に移ります。

中山間地域等担い手育成事業支援、それからスマート農業技術導入支援事業補助金、強い畜産構造改革支援事業補助金についてお尋ねをします。

議第80号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第1号）、資料5の18、農林畜産課長にお尋ねをします。

平成27年、28年からこういう補助事業を受けて事業展開がこの間、進められてきているんですが、こういう補助事業を受けながらその事業そのものについて、具体的に申請をする場合にいろんな事業計画、見通し等を含めたそういう審査もあるんじゃないかなというふうに思いますが、その後の事業を受けてどのようにその事業が進んでいるのかというようなことの検証だとか、事業経過の報告なり、どのように実態はなっているのかということについてお聞きをしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 御質問にお答えいたします。

農畜産業に対する補助事業は、多様な担い手づくり、売れるブランドづくり、住みよい農村づくり、農業経営体の基盤強化につながることを目的に進めております。

全ての事業に事業計画やおおむね3年以内の目標を明記して申請しております。県において、目指す計画の内容、目標数値等について審査をされ、補助事業の採択を受けるものでございます。

また、報告検査につきましては、補助対象事業者から毎年実績報告を提出してもらい、進捗、達成度を確認しております。具体的には、中山間地域担い手支援事業は、農事組合法人が新たに8ヘクタールの農地集積を行い、水稻栽培を中心に事業展開し、水稻栽培が困難な場所についてのソバの生産を行うために、70馬力のトラクターを導入し売上、産地交付金の増額を目指し経営安定するものでございます。

スマート農業技術導入支援事業は、農事組合法人が水稻、ソバ、小麦の栽培面積を11ヘクタールふやし、ICTやロボット技術等の先端技術を活用した農業機械、ドローン、アシスト田植え機、リモコン草刈機を導入し経営規模を拡大するものでございます。

強い畜産構造改革支援事業補助金は、家畜伝染病対策として、畜産農家が畜舎消毒や洗浄、出入りの車両消毒に使用する高圧洗浄機や動力噴霧器を導入するもので、導入経費を補助することでリスク軽減と経営安定につなげるものでございます。耕種農家、畜産農家はこれらの事業により、生産が拡大、安定することで収入が増加し経営の安定が図られてきた状況でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今、それぞれの補助金の中身については、現状について御報告がありました。それで、こういうことをしながら、今、豚コレラを含めてなかなか大変な状況にあるかと思うんですが、こういう補助事業を通じながら、事業計画3年で毎年報告をいただいているというお話でしたが、それぞれこういう補助金をもらいながらやっている農事法人のところで、実際に事業経営としてはプラスに前進をしているかどうかということについて再度お尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 詳しい数値につきましては、この場ではちょっと把握はしていないんですけれども、今、聞いておるところによりますと、各事業体とも順調にいったおるところということで聞いております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 順調にいったというお話でしたので、また、詳しい資料等は後日出していただければというふうに思います。

それでは5点目、道路新設改良についてということで、先ほども同僚議員から質問がありました。私、今回、02011号線の道路改良についてということで、全員協議会の場だと思うんですが、予算の一部を私、援用と書いたんですが流用というような言葉らしいんですけれども、というような説明でした。流用した場合の当初の議決した道路工事の執行との関係で予算措置はどうなるかとか、社会資本整備総合交付金事業の流用に関する規定みたいなものはどんな感じになっているかということについて、建設課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

社会資本整備総合交付金については、社会資本総合整備計画に道路整備を実施するグループでパッケージ55として、市道02011号線農免道路ほかと市道11013号線岐北病院線を記載しています。山口市に今回、配分のあったパッケージ55の交付金は、このパッケージ内で交付金の使用が義務づけられています。

なお、当初予算についても、パッケージ55内での使用を行います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 一応パッケージ55ということで、この中で流用ということでしたが、これ、実際に申請する場合に、そういうパッケージの組み方というのが市の場合あるんでしょうか。要するに、それぞれの事業を単独で組むないしはパッケージにして組むという、そういう違いみたいなものがあったら教えていただきたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 市の要望としましては、現在、パッケージ55ですと道路改築、改良がメインのパッケージですので、今、現在行っていききたい農免道路と岐北病院を挙げております。そのほかのパッケージはございますが、パッケージ60は今行っている武士ヶ洞で、これは重点の路線に入っております。

パッケージ50としましては橋梁修繕、橋梁点検、トンネル修繕等を行っております。あと、パッケージ45で挙げておりますのは、昨年路面性状調査を行いまして舗装の状況を確認いたしました山県市内の道路の舗装改修でございます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） わかりました。ありがとうございます。

7点目なんですけど、コミュニティ助成事業、これも先ほど質問がありましたが、ちょっとお尋ねしたいのは、このコミュニティ助成事業の中に……。

○議長（吉田茂広君） 福井君、6点目はいかがですか。

○8番（福井一徳君） ごめんなさい、飛びました。

6点目、河川改修についてです。中身についても先ほど三田又川の内容について報告がありましたが、この河川改良設計委託料3,060万円が減額されているんですけども、この委託料の減額とはどのようなことなのかお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

河川改良設計委託料が3,060万円減額の理由ですが、今回、減災・防災、国土強靱化のための3か年緊急対策で創設された緊急自然災害防止対策事業の上限金額に合わせたことによるもので、当初予算延長約380メートルに対して補正後を約280メートルに変更するものです。なお、この事業年度は、令和元年度、令和2年度で、上限4億円とされています。

三田又川については、上記委託料で今年度詳細設計を行います工法や詳細な延長等を決定しますが、現時点では、現在の川幅を広げ、河床を下げる予定でございます。

次、落堀川については、現在下流から改良を行っている箇所をイメージしていただ

ればよいかと考えます。河川の幅2.5メートル程度で、高さは1.5メートル程度を計画しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 了解をしました。

7点目、最後ですが、コミュニティ助成事業についてということで、これは先ほども出てきたんですけれども、地域防災組織育成事業というふうに説明書には書いてあるんですが、このコミュニティ助成事業の具体的なメニューというのが幾つか分かっているのかどうかということについてと、実際にどのような形でこれを自治会等に紹介され、今年度の受け付けはどのように進められているのかということについて、理事兼総務課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えさせていただきます。

まず、コミュニティ助成のメニューでございます。

今回、私どものほうで予算計上しております地域防災組織育成事業のほか、コミュニティセンター、集会施設ですね、そういったものの建設あるいは備品購入に対する助成事業など大きく7つメニューがございます。

続きまして、周知の方法ということで御質問をいただきましたが、これにつきましては先ほど理事兼企画財政課長からの答弁もありましたけれども、例年でありますと9月ごろ県を通じて照会がまいります。その後、要綱などを市のホームページ、こちらで御案内しておるところでございます。その後、10月ごろ、県を通じて市のほうから申請するといった流れになっておりまして、基本的には今年度も同様の流れになるかなというふうに推測しております。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） メニューはたくさんあるんですが、9月ごろに照会があって市のホームページでということでした。

以前も私、質問をしたんですけれども、自治会の中にはホームページへということで、パソコンを使っていろいろ見るとかというようなことができない方々も、いろんな方がみえると思うので、きちっとした文書でそれぞれの自治会のところに案内が届くようにぜひしていただきたいと思います。

以上で質疑を終わりたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 先ほど福井一徳君の4番目の質問で、農林畜産課長に対して資料の提出を要求されましたが、具体的にどういった資料を要求いたしますか。

○8番（福井一徳君） 毎年事業報告がされているということなので、その中に多分、事業実績についても書かれていると思うので、そういう資料をお願いしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 課長、よろしいですか。

では、資料の提出をお願いします。

以上で福井一徳君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 議長のお許しをいただきましたので、発言通告はしてありませんが、私もほかのことは書いてあったんですが、同僚議員の質問がありましたのであえてそれは質問いたしません、私が一番、今、伺いたいのは、議第70号の消費税率及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例についてについて質問いたします。

この議第70号の20ページです。

3番の大桜グラウンドは照明を使わない場合は賃料が、借りる料金が110円です。照明を利用する場合は1,100円です。梅原スポーツランドは照明を利用しない場合は110円、照明を使用する場合は550円。この場合、この差はどういう、もとがどういうことでこういう差があるかなということをやっと不思議に思うんですが、これを質問するわけではありません。こういうこともやっと頭に入れておいていただきたい。

それで、19ページの最下段のテニスコート、施設利用料、これ、1時間の照明を使用しない場合440円、テニスコートですよ、照明を使用する場合は880円。20ページの梅原スポーツランドの下から5行目のテニスコート照明を利用しない場合は330円、照明を使用した場合は550円。これにもこうした差があるんですが、現場に行っていただくとわかるんですが、同じようなテニスコートでこうした差額があるんです。

それから、山州市の葛原のところ、21ページの真ん中辺なんですが、ここの場合は110円とくどいようですが220円に。あるいは乾運動場は110円が220円。これらを精査しますと、どうしてこういう差額が出てきているかなというの。ですから、現場へ行って照明等を見ても大差は変わらんということは電気料金は変わらないと思うんですよ。それなのに、ものすごく高かったり安かったりする、何か不可思議な状況なんです。

さらに、23ページの中段、第11条の美山山村開発センターの設置使用の条例なんですが、これは平成15年に設置されておりますけれども、1階は森林組合と漁業組合が利用

している。その場合、賃借料が記載をされていませんので、これは条例改正するという必要はないのかなというふうに思って、どこで探したらこの金額が出てくるのかなということがわからなかったので電話でちょっと伺ってきましたので、そのことを細かく言うつもりはありませんが、この条例改正はしないのかという疑問があります。

さらに、山縣市シルバー人材センターの中央公民館、これもやっぱり出てこないんです、使用料が。一般の人からは使用料はいただく、そういういわゆる業者ではありませんけれども、そういう組合みたいなどころからは何かちょっとルーズなのかなというふうに思っておるんですが、これの質問は、これは辣腕にかけていらっしゃる副市長にお尋ねするのがいいかなと思うんですが、そこら辺の見解や、もしわかればいいです。今、思っているのがわかればお答えをいただきたいと思います。それで、先に、じゃ、答えていただく。あれば。

○議長（吉田茂広君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 正直なところ、詳細については私も理解しておりませんので、担当課長のほうから答えていただけたらと思います。

○議長（吉田茂広君） 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） さっきもお話ししましたように、発言通告がしてありませんので答えていただかなくてもいいんですが、こういう高額なお金を、今のスポーツクラブはどんどんお金を寄せて、そしてそのお金をどんなふうに使っているかという収支報告書がないんですよ。ですから、どれだけもうけておるのか、どれだけ赤字になっておるの、どれだけ補助金が要るのと言っても、これはもう全然我々がタッチできない、応援もできないという意味もあるんです。ですから、収支報告書は前も請求しましたが、1回も出てきておりません。

それで、この19ページの上段の器具の利用というところ、バスケットゴールのところとか卓球器具など、これらも破損をしたら、破損した器具はまた補助を出して使うんですよ。そんな虫のいい話ってあると思います。自分のところで使っておって、その器具を使わせてお金を、手数料を取って、さらにそれをそのお金は懐に入れてどこにあるかわからんようにしておるんですわ。こんなことが、しかし、一般的には許されることではないと思うんですが。

例えば、細かい話ですけれども、コピーのやってもらう、A4のコピーが5円なんですわ。私も利用させてもらっておる。ある書店のところへ行っても5円なんです。その書店は営業を目的としてやっている書店が5円。こちらは公共施設を利用して住民福祉のためにやっているのが5円なんです。これも何かおかしい話だなということを思う。

それから、また細かい話ですけれども、ジュースの自動販売機、飲料水ですね。これもどういう形でどういうふうに入って、何もわからずに、私が40年前に商工会の青年部長をやっているところに、ジュースの自動販売機を公共施設に置かせてもらって、それで得た収益金を社会福祉協議会とか、そういう福祉のところへ寄附しておったんですよ。それが結構な金額になるんですわ。そんな1カ月5,000円とか6,000円とかという、そういう金額じゃない。恐らく収支報告書が来たらびっくりされるような金額が来るんです。私たちが青年部でびっくりするような金額を寄附しておった覚えがあるんです。そういうことを思うと、もう少しこういうことに対して丁寧にやっていただかなければいかんというふうに思うんです。

ですから、これだけはきちんとお願いしていきたい。だから、以前も市長に、5年間の指定管理の契約は長過ぎる、毎年毎年、1年ずつでいいやないかと、検査をしなきゃいかんということを書いていたんですが、恐らくこれ、出してもらったら大変なことになるというふうに思うんですが、それで、答弁は副市長には求めませんが、求めませんというのは、私もこちらへ発言通告を出していないという引け目があるもので言うだけで、本当は答弁していただきたいけれども答弁も難しいと思うんですが。

それで、議第70号の消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例についてという場面でこの料金表が出てきておるんです。でも、まだ閣議決定もされていませんし、今、マスコミは10月に本当にやるんかやらへんのかと言っておるのに、ここでこの値上げをするというのは、これは便乗値上げ以外の何物もないんですわ。そうやないですか、副市長。こんなふうに書いてあった、消費税率の引き上げに伴うとあるんです。伴うということは、消費税率が上がったら私のところもこれも上げてくださいよというのを伴うという表現をするんですわ。

それで、もし、これ、消費税率……。何。

[発言する者あり]

○9番（山崎 通君） 言うておることが間違っておれば、御指摘いただければ訂正します。

それで、もしこれ、上がらなかった場合は、これはどうするかという問題なんです。

6月に拙速にやらなければならないような問題やないんですわ。

それで、くどいような話をして大変恐縮ですが、25ページ、ちょっとあけていただきますと、附則というところがある。施行期日、この条例は、令和元年10月1日（以下施行日という）。から施行するというんですわ。10月に上げるという話をしているのに10月から上げるという、これもまたおかしい話なんです。

それで今までの一般の例でいきますと、2014年の4月、平成26年に消費税率が8%に上がったときは、2013年、平成25年の10月1日に施行するんです。ですから、こんなに急いで値上げをしなくても、そのときが来たら、それに準じて令和2年4月1日から施行するというのが、これ、当たり前のルールなんです。

それで我々が今、議会でこのことをやると、副市長、これ、偽りになるんですわ。この文言を変えるか、変えると訂正です。これを出さなければ修正ですが、こんな消費税にかこつけてやるというようなことは断じてならんと思いますが、これだけは答えていただきたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 今の予定ですが、10月1日から消費税が上がるというのは、今一番信頼できるところでございます。

それで、4月1日から当然、消費税は支払う必要がございますので、この施行を、10月1日から上がるのは確かですので、このまま行きますと、それに備えて施行も10月1日からということで、あくまでもこれは税の値上げ分だけを改正したというところでございます。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午前11時33分休憩

午前11時35分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 今回の閣議決定の部分は、書いた時期が違っていたものであれですが、今、議長のおっしゃるようにそれは訂正をします。ただ、出てきたときから考える、ずっと前からそれは恐らく向こうから、ちょっと多弁になって申しわけないけど、向こうからこれが出て来ておるといのは、私はそんなに急いでやらなければならん問題ではないかということ強く思っておるわけですが、言いたいことは言わせてもらったのでこれ以上は求めませんが、こんなことも念頭に置きながら進めていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（吉田茂広君） ほかに質疑はありませんか。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 財産の取得、何条でしたか、について、資料5ですね。

先ほど同僚議員のところの質問で、議第84号の資料1の46ページと資料2の43ページです。

それで、実は私も、去年の3月5日、市議会の質疑で、実はデジタル消防の例の談合の関係で質問をしました。

そのときに中央電子光学と沖電気について、そういう訴訟をするという話でした。

今回、私が疑問に思うのは、発注する場合に、指名競争入札の場合は発注者が指名するわけですね。そのときに発注希望者の能力や信用などを勘案して決めるわけですね、業者さんを。だから、そのときに私は、能力という意味ではそう変わらないと思うんですけど、信用という部分についていうと、実際に、要するに訴訟している相手、それをここの中に指名競争入札の業者に入れるというのは、先ほど規定がないというふうにおっしゃったんですけど、規定ではなくて、そもそも指名をする際に発注者の意思ということになりますので、能力や信用という、信用という部分についてどのようにお考えになっているのか。私はやっぱり外すべきではないのかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田茂広君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 先ほどもお答えしましたように、ただいま裁判で係争中でございます。ここで白黒がはっきりするということと、今、我々としても極力公平で公明というのをモットーに指名をしているということで、裁判での結論を見て、指名を停止するもしくは継続するというのを判断していきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 係争中で裁判の結論が出たらという話なんですけれども、それは指名停止、有罪になれば指名停止ですね。指名停止というようなことなんですけど、そもそも指名をするかどうかというのは市の側で決められる、裁判の係争にかかわらず決められる問題であると思うんですね。その意味で、業者に対する能力や信用というところに当てはまるのかどうかという点について再度お聞きします。

○議長（吉田茂広君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） やはりできるだけ公平にやっていきたいというところで、我々としては疑わしいと思うんですが、これがまるっきり疑わしくなく、我々が裁判で負けた場合、このことも考慮しまして、今現在としてはグレーであるかもしれませんが、排除するまでの理由にはならないと、このように判断しております。

○議長（吉田茂広君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 質疑はないものと認めます。これもちまして、議第70号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例についてから議第85号 市道路線の変更についてまでの16議案に対する質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

○議長（吉田茂広君） 日程第2、委員会付託。

議第70号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例についてから議第85号 市道路線の変更についてまでの16議案は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

○議長（吉田茂広君） 以上もちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

14日は総務産業建設委員会、17日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時より第2委員会室で開催されます。

なお、19日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時41分散会

令和元年6月19日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

令和元年第2回

山県市議会定例会会議録

第3号 6月19日(水曜日)

○議事日程 第3号 令和元年6月19日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(14名)

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
7番	村瀬誠三君	8番	福井一徳君
9番	山崎通君	10番	吉田茂広君
11番	上野欣也君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君	14番	藤根圓六君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	此島祐司君
理事兼 地方創生監	浅井聡君	理事兼 企画財政課長	奥田英彦君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	谷村政彦君
福祉課長	江尾浩行君	健康介護 課長	藤田弘子君
子育て支援 課長	浅野晃秀君	農林畜産 課長	三嶋克之君
水道課長	高瀬正人君	建設課長	大西一也君
まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君	会計管理者	安川英明君

理事兼
学校教育課長

鬼頭立城君

生涯学習
課長

土井義弘君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼
事務局長

久保田裕司君

書記

棚橋輝英君

書記

長谷部尊徳君

午前10時00分開議

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（吉田茂広君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 石神 真君。

○12番（石神 真君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を2つやらせていただきます。

昨年は、議長という立場で一般質問をできませんでしたので、ちょっと寂しい年ではありましたが、ことしは一生懸命頑張らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、1問目、水道課長のほうにお尋ねを申し上げます。

上水道の利用と下水道の接続率についてでございますが、上水道の配水量に対してその利用は何パーセントになるのか。

それと、美山地域の上水道を、せっかくおいしい水でありますので高富の椎倉のほうに引くことはできるのか。

それと、水道水の漏れ、漏水対策はどうなのか。

それともう一点、下水道の接続率が40%を超えているのが、実際何%になっているのかをお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広君） 高瀬水道課長。

○水道課長（高瀬正人君） 御質問にお答えします。

1点目の上水道の配水量に対する利用量の割合につきましては、年間総配水量は362万4,451立方メートルで使用水量は263万8,601立方メートル、率に換算いたしますと72.8%になります。

なお、平成31年3月末現在の高富、美山地域上水道における給水人口は2万2,637人、給水戸数は9,024戸となっており、前年に比べ、給水人口は232人の減少、給水戸数につきましては39戸減少しております。

次に、2点目の美山地域上水の高富椎倉地区への接続につきましては、現在の美山地域上水道事業は、中洞地区の一部を除いた地域を給水区域として事業運営を行っております。

ますので、高富地区の一部を給水区域に入れることは上水道事業認可の変更を伴います。今後、給水人口や必要な諸条件の調査研究をしまして、慎重に検討していきたいと考えております。

3点目の上水道の漏水対策につきましては、毎年漏水調査を委託し、漏水が判明した場合は修繕で対応しております。現状としましては、法定耐用年数の40年以上経過した老朽管が多くありますので、今後は、計画的かつ効率的に配水管布設を行い、更新の作業を進めていく考えでございます。

最後の4点目の下水道の接続率につきましては、山口市としましては平成20年度の供用開始から平成30年度の工事完了まで下水道加入促進を進めてきたところでもあり、現在の接続率でございますが、平成31年3月末で41.2%となっております。今後も加入のお願いに努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 簡単に、ここと、ここと、ここと4点お願いしたら、きちっと数字も入れてわかりやすい説明をいただきましたが、まず、再質問に入りたいと思いますが、1点目の有収率が72.8%ということでしたが、毎年の有収率の変動についてはどのような影響を及ぼしているのか。

それと2点目ですが、本管拡張工事等の新設工事が必要であるというお話でありました。もしもの話で悪いんですが、工事を進めるとするということになれば条例改正もあると思いますが、費用はどのくらいになっていくのか、もしお答えできるのであれば、お答えをしていただきたい。

それと3点目ですが、漏水の布設がえ等ですが、計画的かつ効率的に進めるには、この先何年かけて進めていくつもりであるか、その計画があればお話をしていただきたいと思っております。

それと4点目ですが、接続率は41.2%と答弁をいただきましたが、下水はもともと特別会計ですが、その接続率を逆に41.2%から何%まで押し上げていけば、一般財源を今入れているのですが、一般財源を投入しなくても運営ができるのか、それともどうしても一般財源を使わなくては運営がしていけないのか、その点について再質問させていただきます。

○議長（吉田茂広君） 高瀬水道課長。

○水道課長（高瀬正人君） 再質問にお答えします。

まず、1点目の毎年の有収率の変動につきましては、配水量の増減が影響しておりま

して、漏水、消防用水、水道工事による洗管作業に用いる水等により、配水量が変動することが要因かと考えられております。

2点目の工事費用につきましては、先ほど述べましたように、今後の給水人口や必要な諸条件の調査研究を慎重に検討しまして計画策定しなければなりません。このため、現状では、工事費につきましては算出できかねますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

3点目の漏水の布設がえ等の計画につきましては、過去における水道管の修繕箇所、管路の法定耐用年数等を考慮し、今年度には優先順位を決め、計画を立てる予定でございます。今後の経営に負担がかからないように事業を進めてまいります。

4点目の接続率を何%まで押し上げれば一般財源を投入しなくても運営ができるのかにつきましては、平成30年度末現在、公共下水道特別会計に一般会計より2億600万円を繰り入れしていただいておりますが、このうち公共下水道分として交付税算入額が1億300万円含まれており、実質的な一般財源からの繰入額は1億300万円となります。このため、平成30年度実績より使用料で繰入金を賄うには、接続率約82%必要となります。今後も繰入金の投入を少しでも減らすように、維持管理等の節約及び増収に向け最善の努力をしておりますので、御理解をお願いします。

なお、今後におきましても、上水道事業では、配水管布設替工事により重点的に漏水対策を実施しまして、計画的に更新を進めていく予定でございます。また、下水道事業の接続率の向上についても、職員が3年以上経過した各御家庭に直接訪問しまして、接続をお願いしているところがございますので、よろしくお願ひします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） これも淡々ときちっとお答えはいただきました。一生懸命やっているという努力はわかりますが、やはり今の41.2から82%ということでもありますので、今後3年以上たったところを直接訪問してというところがございますが、再々質問になりますが、これ、家庭に接続をお願いするにはどのように担当課としては動かれるのか、それについて簡単に教えていただければ幸い、課長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 高瀬水道課長。

○水道課長（高瀬正人君） 再々質問にお答えしますが、いわゆる今3年以上たった御家庭を直接訪問しまして、口頭でのお願いをしているのが現状でございます。今後において、もしチラシ等ができればそういった形で動いていくのもありなのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） それでは、質問を変えます。

2番目に、まちづくり・企業支援課長のほうにお尋ねを申し上げます。

水栓バルブ発祥の歴史本の作成をということで、最後には市長にも御答弁を願いたいと思いますが、まずは、山県市の水栓バルブ業界は、市が作成いたしました地域経済牽引事業計画によると、山県市が発祥の地であり、現在、市内には約100社もの関連企業が存在する地域経済を支える地場産業と呼ぶにふさわしい業界かと思っております。

そうした中で、市や山県市商工会は水栓バルブ業界の生き残りのために、新製品開発や異業種への参入に向け支援を行っているところでもあります。このような施策が実を結び、業界全体が将来にわたり地域の雇用を支え続けることが人口減少を抑制することになればとも思っております。

そこで、このバルブ製造工程の過程では、1つの部品を完成するためにはやはり多くの会社がかかわっていることから、水栓バルブ業界の連携協力が今後においても必要と考えております。また、事業を引き継ぐ2代目等または従業員にも戦後発祥した水栓バルブ業界の生い立ち等を知っていただくためにも、以前市の作成したDVDだけでは少しばかり、こんなことを言っでは失礼かもわかりませんが、せっかく一生懸命つくっていただいたのですが、ちょっとちゃっちいようなものでございました。

そこで、今回新たに水栓バルブ業界の歴史について、発祥当時を知っている人が残っている今、歴史に残る本を作成する最後のチャンスではないかと思えます。ここに1つ、昔、美山町時代につくられた、平成6年の最後の記述になっておりますが、ザ・バルブというこういう本がございます、本というか雑誌がありました。資料で集めてきましたけど、これも商工会さんも協力して、中には各企業さんの名前も載っております。その企業さんと連携をしてきちっとしたものがないかということで、課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

山県市は、平成29年度に地域未来投資促進法に基づく基本計画を作成し、山県市の基幹産業である水栓バルブ業界の発展が地域経済の好循環をもたらすものとして支援を行っております。

支援策としては、地方創生推進交付金を活用し、山県市内の水栓バルブ企業の生産性の向上、人材確保、将来性の向上をテーマに、新製品の開発や成長分野への参入などを

山口市商工会を初め近隣大学や公的研究機関及び金融機関などと連携して行っております。

また、山口市商工会では、経済産業省から受託した地域中核企業創出・支援事業により、水栓バルブ業界が取り組む異業種参入や販路拡大に向けた研修会などを行っております。

山口市の水栓バルブ業界の立地特性として、地域内で製品に必要な多種多様の部品が取得可能であることや、研磨やメッキといった作業工程についても高い技術力を得られやすいなど、輸送コスト面だけを捉えても有利な立地条件にあることが言えます。今後も企業間での連携と協力が、業界の全体の発展につながるものと考えております。

御質問の水栓バルブ発祥の歴史についてでございますが、本年度の地方創生推進交付金事業で、山口市の水栓バルブ業界の認知度向上を図るため、水栓バルブ産業のPR冊子の作成を予定しております。これは、企業展などに出展する際に、山口市及び山口市の水栓バルブ産業の知名度を全国に広め、水栓バルブといえば山口市と認知していただけるよう作成するものでございます。この中でも、発祥の歴史についてもふれていくことが想定されます。冊子を作成する際には、企業の皆様の御意見を聞く機会が必要となりますので、山口市商工会とも協議しながら、水栓バルブ発祥の歴史についてどのように残していくべきかを相談させていただきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 今の業界の冊子もつくる予定だということですが、それはそれでやはりきちっとしたものをつくってPRしていただきたい。私がお尋ねしているのは、やはり1冊になる歴史の本、本当に、先ほどもザ・バルブというこれがありましたけれども、これはあくまでもPRが主なところと、ある程度、下に歴史が載っておりますが、もっと詳しく、やはり今、今度「麒麟がくる」じゃないですけど、家系図、どこから始まってどこへつながって、どこが協力会社でどういうふうになっているんだというような、そういう詳しいような1冊の本をつくっていただきたいというのが一番の根本でありますので、ここで再質問は市長にお伺いしますが、市長、どのぐらい山口市の、市としても行政側としても、商工会に協力し、また地元バルブ業界にも協力してこの本をつくっていかうとお考えでしょうか。市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

先ほど課長がお答えした、ことし、バルブ産業のPRの冊子の作成を予定しておるといってごさいました。そしてまた、きょういただいた美山町時代のこの冊子によりますと、いわゆる歴史に関するページは全体で16ページの中の2ページではないかと思いますが、これをいかに膨らませて、歴史的な観点から歴史本として、水栓バルブ発祥の地の歴史本としての資料ですとか、そうした検証をすることがあると思いますので、そうした検証を行った上で、可能であれば物理的な、歴史的な資料があつて、それを冊子にまとめるだけの物理的な量があれば、十分検討させていただきたいということを考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） ぜひ市長も今言われましたように、私のほうも、また業界の方々にもお声をかけ、やはり資料をきちっとそろえて、ぜひすばらしいものをつくりたいと思っておりますので、協力のほうをよろしくお願いします。

それと、ちょっと趣旨が変わるかもわかりませんが、最初に雇用のことをお話ししましたので、少しその点だけ担当課長のほうに再々質問という形で答弁を願いたいと思います。

やはり企業に皆さん、努力をされて、まだまだ体力があるという定年あるいはそれを過ぎた方、働きたいというところある程度企業さんとか大きなところではなかなか年齢制限で雇いにくいということになれば、一般の小企業、本当に個人的にやられる企業さんのほうに働きにいきたいんやけどどこがあるかなというようなときに、市ではマッチングサイトでは100社前後の登録があるとも聞いておりますし、またハローワークの情報もあると思いますが、そういうふうではなく、本当に個人でやっているところで、お手伝いのような感じで行ける場所の窓口がないかと、働き口が。これに関しては簡単でよろしいですので、再々質問という形でお答えいただければ幸いかと思いますが、私の質問は課長の答弁を聞いて終わらせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 再々質問にお答えいたします。

山県市は、企業間連携と市外の企業とのビジネスチャンスのために「山県元気企業ナビ」という企業情報サイトを持っております。現在、議員御発言のとおり、105社の事業者の方が登録していただいております。この中には、企業情報は当然のことながら、求人情報というのでも出ておまして、就業先を探す方にもこれは参考にさせていただけるのではないかなというふうに思っております。また、ハローワークのことをおっしゃられ

ましたが、まちづくり・企業支援課のカウンターには、紙ベースですが、ハローワーク岐阜の求人情報というのも閲覧することができます。

山口市としては、元気な高齢者の方々に山口市市内の企業で働いていただいで活躍していただくということは、山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標であるみんなが活躍というのに合致しておりまして、労働者が不足する事業者の方々にも支援ともなり得ますので、今後も情報提供をできるよう取り組んでいきたいと思っております。

課題としましては、インターネット等を使わない、主に高齢者の方々にどうやって情報を届けるのかということなのではないかなと思っております。今すぐ思いつく対応策というのは持ち合わせてございませんが、他市町等の情報、施策を調査研究いたしまして参考にさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

通告順位 2 番 寺町祥江君。

○1 番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、2 件の一般質問をさせていただきます。

1 件目は女性活躍の推進についてです。

急速な少子高齢化、人口の減少が進む日本では将来の労働力不足が懸念されています。持続可能な経済成長、多様化するニーズやグローバル化の進展に対応するためにも、人材の多様性、先ほどは高齢者の方のお話もありましたが、男女問わず働くことを望む人がその希望に応じ能力を十分に発揮できる環境が求められています。

平成28年には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、女性活躍推進法が全面実施され、山口市においては、平成29年山口市女性活躍推進計画を含んだ第3次山口市男女共同参画プランが策定されました。

女性の活躍は今年度も予算の重要テーマの1つとされ、昨年度より継続の女性活躍推進事業も予算化されております。この事業は2年の継続事業であり、昨年度行ったアンケート調査をもとに今年度事業を実施されるものと伺っております。平成30年第4回定例会の一般質問では、県が行うワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の認定はハードルが若干高く、認定を受ける魅力への希薄さから、山口市独自の認定制度を設け、ワーク・ライフ・バランスの推進が雇用の確保につながり得るということを啓発していきたいとお答えいただいております。

そこで、昨年度行ったアンケートの分析、それを踏まえた今年度実施される事業の内容を企画財政課長にお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

昨年度実施いたしましたアンケートにつきましては、山県市内の企業、事業所200社を対象に調査を実施し、回収率は29.5%の59社より回答をいただいております。

アンケート調査では、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の認定基準などを参考として、実態に即しているかどうかを確認し、山県市独自の認定基準を設定し、経営基盤、労働環境整備、ワーク・ライフ・バランス、女性活躍推進などの設問に回答をいただいております。回答をいただきました59社のうち、現時点での成熟度は、第0段階の認定なしが54社、第1段階の働きやすい企業は1社、第2段階のワーク・ライフ・バランスを推進する企業は0社、第3段階の女性活躍を目指す企業は4社となっております。

今年度実施する事業につきましては、昨年度実施した山県市女性活躍応援地域創出事業において検討した指標をもとに、山県市版の女性活躍及びワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度を創設し、運用を開始したいと考えております。認定制度では、制度名称、認定ロゴマークを決定し、山県市内の企業、事業所等へのPR、説明会を開催いたします。

また、山県市内の企業等を対象に、年度内の認定を目指し、現在の女性活躍等推進の取り組みのレベルアップを支援します。支援に際しては、企業等の経営状況の現状を把握し、専門知識や指導経験を有する社会保険労務士や中小企業診断士などにより、実現可能性の高い支援を行っていきます。認定に至った企業等に対して認定式を実施し、広く女性活躍及びワーク・ライフ・バランス推進の機運を高めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

調査の評価、山県市版の認定制度、その後のスケジュール、PRなどをただいまお答えいただきました。専門家によるサポートを踏まえた実現可能性の高い支援を行っていくとこのことを大変心強く感じます。

再質問は3点についてお尋ねします。

1点目、今年度創設される山県市版の認定は、調査のほうは4段階の調査をされているんですけども、ただいまお答えいただきました今回の成熟度別の4段階の評価での段階に当たる程度となりますでしょうか。

2点目、山口市版の認定制度、目標は何社でしょうか。

3点目は、調査結果からは、県のワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業えるぼし認定企業に当たる第4段階の1つ手前、第3段階の企業が4社とのことですが、その企業に対し第4段階へと上がるサポートは行われないのででしょうか。もしくは、この3段階から4段階目までのハードルが高いため、山口市版の認定制度をつくりその後のステップアップにつなげていくというお考えでしょうか。

以上、3点をお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 再質問にお答えします。

1点目につきましては、昨年度実施しましたアンケート調査結果の第3段階に該当する企業を認定したいと考えております。

2点目の目標につきましては、平成28年度の経済センサスでは、市内の企業は1,353社となっております。昨年アンケートでは、第3段階は該当する企業は4社となっておりますので、単純に計算すれば6.7倍の27社となりますが、いざ申請する段階になると認定を受け得るだけの魅力が薄いとと感じられたり、アンケート調査をお願いし回答いただいた企業が29.5%であることなどから、山口市内の企業、事業所へPR、説明会を行ったとしても10社程度になるのではないかと思います。

3点目につきましては、国のえるぼし認定企業や岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業はハードルが高過ぎるため、山口市独自の認定制度を設けられないかということで、山口市の女性活躍応援地域創出事業を活用して始めておりますので、認定を受けていただいた後にさらにステップアップを希望される企業には、先ほど言いました専門知識や指導経験を有する専門家による支援を行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 2年間の継続事業ということで今年度で一区切りとなりますが、ただいまお答えいただきました御答弁を力強く感じます。山口市内の企業の皆様にとって、今年度の事業実施が女性活躍の推進の土台となり、今後につながる支援となることを期待して、1件目の質問を終わらせていただきます。

次の質問に移ります。

2件目は、子育て支援日本一を目指す山口市の保育、保育園、児童厚生施設についてです。

山口市はこれまで子育て支援日本一を目指し、さまざまな取り組みを進めてきました。今年度実施となる国の保育料無料化に先駆けて、平成27年9月より行ってきた3歳児以上の保育料無償化、園児とその保護者に当たると想定される年齢の転入増など、その成果はこれまでの議会の御答弁からも明らかになっています。今年度の予算も重要テーマの1つとなる子育て支援。今回は、保育、保育園、児童厚生施設について、まず3点質問いたします。

1点目は、保育園の運営についてです。現状で保育園の運営状況について、市が認識している課題とその対応策はどのようなのでしょうか。保育士不足や保育士の労働環境、未満児への対応などについて、これまでも一般質問で取り上げ、議論を重ねてきましたが、改めてお尋ねをいたします。

2点目、体験型保育についてです。今年度実施される自然体験型保育、平成31年第1回定例会で概要はお聞きしましたが、その具体的な実施内容はどのようなのでしょうか。

3点目は、児童厚生施設についてです。平成29年4月から指定管理者制度を導入した高富児童館と公営のげんきはうすについて、指定管理者制度導入と同時に事業内容を変更してからこれまでの成果、利用者の反応、またそれに対する市の評価はどのようなのでしょうか。

以上3点、子育て支援課長にお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） 御質問にお答えします。

1点目の保育園の運営状況について、山口市が現状で確認している課題と対応策についてでございますが、山口市の特色ある子育て支援施策の影響もあり、保育園入園対象となる子供の人口は、当初想定しておりました子ども・子育て支援事業計画の計画数値とは異なり、大幅な減少とはなっておりません。

また、保育園の現状としまして、昨今の女性の社会進出などにより共稼ぎ世帯が増加し、特にゼロ歳児から2歳児までの保育需要が増加傾向であります。適切な人材配置、施設の維持管理に努めるとともに、現場の保育士の努力もあり、適正な保育園運営を継続しているところでございます。

しかし、現状の運営の中で刻々と変化する保護者トレンド、例えば早朝等の時間外保育の充実、特色ある保育活動、地域子育て支援の充実など多様化する保育ニーズへの迅速な対応、保育士不足の際における迅速な人材確保、柔軟な施設の維持、修繕などの緊急対応に課題が生じている状況でございます。

山口市としてこれら課題を解決するために、保育園の運営のあり方について児童福祉

審議会に諮問して審議するなど、将来の子育て事情にとってよりよい保育園運営について検討を始めたいと考えております。

次に、2点目の自然体験型保育の内容についてでございますが、本年度の事業に関しましては、岐阜県清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金市町村提案事業の採択を受けて実施するものでございます。山県市の豊かな自然の中で活動することを通して、園児がみずから持っている学び、成長する力を十分に発揮させ、豊かな感性を育てること、また、地域に受け継がれてきた自然に対する知恵、伝統を大切にし、自然と共生する温かい子育て環境をつくることを目的としております。

実施内容といたしましては、市立保育園の年長児を対象に、みやまの森、四国山香りの森公園など自然あふれる施設で、自然体験に詳しい人材を講師に招き、自然の草木などに触れ遊ぶ体験を年間4回予定しております。

また、子供の自然体験にかかわり協力していただける人材を育成するために、育成研修会を年1回計画しております。これらの事業にあわせ、各保育園でも自然を活用した特色のある保育を創出するために、保育士が自然体験保育の先進地に赴き、保育における自然体験の取り入れ方、自然に対する知恵を学ぶ実地研修を予定しております。

最後になりますが、3点目の児童厚生施設について、指定管理者制度を導入と同時に事業内容を変更してから現在までの成果についてでございますが、その利用者の反応についてでございますが、高富児童館の利用者数は、指定管理者制度導入前と比較しますと、年間で4,000人ほど増加しております。これは、3歳未満の親子が交流する場所を提供する地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業など、さまざまな子育て支援事業を行う総合的な施設となったことで、特に3歳未満の親子の来館が増加したことが原因と考えられます。

利用者様からの御意見でも、利用者支援専門員によるきめ細やかな相談対応や親子で自然の中で遊ぶ体験を提供するわんぱくひろばなど、新たな取り組みにより高評価をいただいているところでございます。

一方、直営である子どもげんきはうすにつきましては、子育て支援センターの機能を高富児童館に移管した平成29年度以降についても、利用者に大きな減少は生じておりません。これは、指定管理による運営の高富児童館と山県市直営の子どもげんきはうすがお互いに連携し意見交換を行っていること、児童厚生施設としての事業だけにとらわれるのではなく、職員が乳幼児を持つ親子に寄り添って支援を行っていることなどにより、児童のみならず親からの評価を得られていることが大きいと考えます。

これらの来館者数、利用者の満足度向上は、両児童館がお互いに切磋琢磨し、特色を

生かした事業を経営することにより実施している成果であると山口市としても評価をしております。

以上3点の内容も踏まえまして、先ほど申し上げました保護者からのトレンドや課題に応じていくために、民間活力を積極的に活用して保育サービス等の充実を図り、将来にわたり安定的な子育て支援事業を行うための検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

1点目の保育園の運営については、特色ある子育て支援策の影響もあり、当初の計画とは違い対象となる子供の数は大幅な減少になっていないことは、少子高齢化が加速していく山口市にとって大きなプラスの成果であると感じます。

国に先駆けて行った3歳児以上の保育料無料化は、子供と子育て世代の今を支える、そして子供たち、山口市の未来への先行投資であったと解釈しています。これまでの議会で、3歳未満児の保育料無料化を求めてきましたが、入園児童が増加した際の保育士不足、保育の質を維持するための保育現場の環境整備をしていかないといけないとお答えいただき、受け入れ体制が整っていなければ増加を見込む無料化は難しいことは理解しております。県内の他の自治体でも隠れ待機児童などに対応するため、ゼロから2歳児に特化した小規模保育事業実施の方針を自治体が打ち出し、それを受けて社会福祉法人が運営する保育園が新園舎を建設し、定員の増員、小規模保育の開園に向けて取り組まれています。

ただいまの御答弁では、保育士不足、保育ニーズ、柔軟な施設の維持や修繕などの課題を解決するために、保育園のあり方を検討されていかれるとのことでした。民営化や指定管理者制度を導入する際に大きな目的とされるのが、コストの削減と民間のノウハウを活用したサービスの向上です。お答えいただきました御答弁からは、そしてこれまで子育て支援に力を入れ、山口市の未来のために先行投資を行ってきた山口市だと思いますので、現場の保育士の方々の働く環境の悪化や保育の質の低下を招くコスト削減を目的とした検討ではないと考えますが、いかがでしょうか。

2点目の自然体験型保育について、これまでの議会でも質問を重ねてきましたが、最初に質問をさせていただいた事業は、世代が調和した地域による子育てに温かい社会をつくることが目的とされた当時は福祉課の事業でした。その成果から、昨年第2回の定例会の一般質問では、当時の事業の枠だけでなく、森林環境税を利用した県の助成事業

を活用することや、各課と連携をとっていただきたいこと、現状での各保育園での取り組みからも山口市ならではの保育の質を見詰め直し守っていくこと、それを一層進めていただきたいと御提案させていただきました。お答えいただきました今年度の事業の内容が実施されることを大変うれしく思います。

豊かな自然の中で地域とかかわり合いながら育っていくこと、地域によっては他市では失われてしまったものです。山口市では保育の現場や地域の力でそれが守られてきた大切な魅力です。幼児期の自己肯定感を高める取り組みとして重要な体験型保育や地域とのかかわりは、子供たち、山口市の未来へとつながる子育て支援であると考えます。またそれが保育園の現場で実際に生きること、以前御提案させていただいたような山口市ならではの保育になり、特色ある保育に携わりたいという保育士の方々のモチベーションアップにつながることを期待します。今年度の事業を通してまたさらに進展していただきたいと考えますが、そういった保育を進める上でも保育士の負担が懸念されます。以前に保育以外の業務を担うスタッフについても御提案をさせていただきましたが、その後の検討はいかがでしょうか。

3点目は、指定管理者制度を導入した高富児童館と直営である子どもげんきはうすについてお答えいただきました。どちらの施設も互いに連携し切磋琢磨した運営、それぞれの特色を生かした運営を今後も続けていただき、山口市の心強い子育て支援の1つにしていきたいと思えます。

指定管理者の指定をする際には、当時お答えいただきました事業が総合的に入ること、両施設の事業の組みかえもあることから、時期について反対をさせていただきました。しかし、単に指定管理者制度を導入したのではなく、総合された事業をこれまで地域で実際担ってきた実績のある団体、地域のニーズを深く把握した団体が運営されたことによって、混乱もなくお答えいただいたようなプラスの成果が出たのだと考えますが、いかがでしょうか。

以上3点、子育て支援課長に再質問いたします。

○議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） 再質問にお答えをいたします。

1点目につきましては、議員の御発言のとおり、コスト削減を目的とした検討ではございません。民間のノウハウを活用して、保育を必要とする親子に良質な保育サービスを提供するため、また保育士が安心して活躍できる職場環境実現のため、多方面の方策を検討してまいります。

また、2点目の自然体験型保育事業につきましては、山口市ならではの保育の実現と

保育士のモチベーションアップのためにも、今後、関係機関が互いに連携して進めていく所存でございます。

保育士の負担軽減を図るために保育以外の業務を行うスタッフについてということですが、保育ニーズが多様化する中で、保育士の確保及び保育業務の負担軽減につきましては、山県市としても喫緊の課題と捉えております。本年度策定する令和2年度からの第2期子ども・子育て支援事業計画の実施内容、またこの数値とも照らし合わせながら、保育以外の業務を行う職員配置などの人的な措置とともに、IT技術を活用した事務の効率化などを進め、保育士の負担軽減について研究していきたいというふうに考えております。

3点目の地域で実績がある団体への管理運営を任せたいということですが、議員の御発言のとおり、民間団体である指定管理者の活力及び実績に基づく確かなニーズの把握が、利用者目線に立った子育て支援の実績に結びついているものだとことを確信いたしております。今後も直営、指定管理にかかわらず、充実した子育て支援施策の運営を目指していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再々質問をさせていただきます。

1点目、2点目の御答弁から、保育園のあり方の検討が決して悪い方向へ向かうものではないと考えますが、3点目の御答弁を踏まえますと、高富児童館は地域で実績を積んだ団体の力が生きた民営化であった、そうであるならば、そうでない団体であったら得られなかった成果であるとも考えられます。保育園のあり方、民営化を視野に入れた検討の前に、これまで公営で運営をしてきた市内の保育園の取り組み、山県市、地域が力を入れて取り組んできたことを基準化していく、価値化していくことが必要であると考えます。例えば、これまで長年取り組みを続けて、その取り組みから生涯にわたっての口腔の健康を守ろうと、今年度成人の歯科検診事業を復活させた保育園からのフッ化物洗口、今後さらに取り組みを進める事業になりますが、自己肯定感を高め、子供たちの未来につながる自然体験型保育、こういった取り組みに認定制度を創設してはいかがでしょうか。他市に誇れる山県市ならではの魅力ある保育の質を守っていくことを市民の方々にも見える形にし、山県市が目指す保育の姿、方向性を明らかにしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

以上、お尋ねし、質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） 再々質問にお答えをいたします。

議員にただいま御紹介いただいたフッ化物洗口や自然体験型保育など、各種事業につきましては、山県市としても他市に誇れる子育て支援事業であると自負しております。将来にわたり、安心・安定的な保育事業を市民の皆様へ提供するため、民間活力やそのノウハウを活用する際には、現在の公立保育園での保育理念、手法などを一部引き継ぐなど、保育の質を担保できる方法で検討を進めていく考えでございます。

また、これら子育ての取り組みを認定化することにつきましては、保護者の安心、信頼を得るために有効な手法でもありますし、これらの取り組みが対外的なアピールにも効果があると期待ができます。認定化につきましては、今後、近隣自治体の動向を注視し研究をしていきたいと考えますが、本年度は先ほども申しあげました新たな子ども・子育て支援事業計画の策定年度ともなりますので、これらも踏まえまして研究、検証し、山県市らしい、子供の利益を最優先とした子育て支援ということの方針が実現されるよう進めていきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 以上で寺町祥江君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時10分から再開いたします。

午前10時55分休憩

午前11時10分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 3 番 操 知子君。

○6 番（操 知子君） 議長の許可を得ましたので、通告のとおり 3 件質問します。

まずは、質問番号 1 番、水道事業について。

令和元年10月 1 日施行の改正水道法に伴って、山県市水道事業の現状と、見解を求めます。

日本における水道は、97.9%の普及率を達成し、拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代となっております。

しかし、人口減少による使用量の減少、高度成長期につくられた水道管の交換時期、老朽化と水道事業の課題に直面しております。

そこで、まずはこのたび改正された 5 点についてお尋ねします。

1 点目、関係者の責務の明確化について。

2 点目、広域連携の推進について。

3点目、適切な資産管理の推進について。

4点目、官民連携の推進について。

5点目、指定給水装置工事事業者制度の改善について。

以上、5点に関して水道課長へ見解を求めます。

○議長（吉田茂広君） 高瀬水道課長。

○水道課長（高瀬正人君） 御質問にお答えします。

まず初めに、10月施行予定の水道法の一部を改正する法律の趣旨につきましては、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図り、所要の措置を講ずることだと認識しております。

この改正概要5点につきまして、まず1点目の関係者の責務の明確化についてですが、市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進または実施するよう努めなければならないこととなっておりますので、既存の水道施設の老朽化や耐震化を重点に置いた更新計画を策定し、基盤強化に努めていく考えでございます。

2点目の広域連携の推進につきましては、広域化により単独経営よりも水道料金収入の安定化や料金の値上げ幅の抑制、水道施設の統合により更新事業費や維持管理費の抑制等の効果が期待されると言われております。

山口市におきましては、広域化により複数の事業者による料金決定が困難、複雑化することが懸念されます。しかし、岐阜県におきまして岐阜県水道事業広域連携研究会が立ち上がり、岐阜、大垣、岐阜東部、飛騨広域圏として4ブロックに分かれ、広域化の検討会がございますので、岐阜広域圏での市町村の動向を注視してまいります。

3点目の適切な資産管理の推進につきましては、水道施設の維持修繕、施設台帳の作成及び保管、施設の計画的な更新、施設の更新に関する事業に係る収支の見通しの作成等でございます。現在も資産管理につきましては適切に行っておりますが、今後の法改正施行により、より一層の充実を図っていきたい考えでございます。

4点目の官民連携の推進につきましては、地方公共団体が水道事業者等としての位置づけを維持しつつ、水道施設の運営権を民間業者に委託できる仕組みですが、法改正後も最低限の生活を保障するための水道の経営について、市町村が経営するという原則は変わりませんので、現在のところは考えておりません。

5点目の指定給水装置工事事業者制度の改善につきましては、指定給水装置工事事業者の指定が更新制により5年となります。現行制度では、新規指定のみで休廃止の実態が反映されづらく、所在不明な指定給水装置工事事業者等の実態が把握されていないた

め、改正により効果的となります。今後、水道法の改正に伴い条例改正を行います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） 再質問は、類似団体赤穂市、夕張市との比較を交えて、有収率に関しては平成29年度決算、それ以外は平成28年度決算をもとに行います。

1点目、日本一水道料金が安い赤穂市は給水人口密度1,566.23人・パー・平方キロメートルですが、対する山口市は117.42人・パー・平方キロメートル。普及率においては、赤穂市100%、対する山口市は83.1%となります。

上水道は、利用する場所に整備し、採算をとることも必要となりますが、まずはこの数値に対する社会生活インフラの整備のおくれに関する山口市の現状としての見解を、また広域連携の推進による見解を求めます。

2点目、給水原価においては、赤穂市は61.36円、日本一水道料金が低い夕張市は439.76円、山口市は118.28円、類似団体168.67円となり、類似団体と比較すると、決して高いわけではありませんが、しかしながら、有収率においては平成29年度決算によりますと、類似団体82.04%に対して、山口市は73.00%となり、消火栓放水など全てを含むわけではありませんが、3割弱が収益につながっておりません。管路などの漏水が予測よりも高く、老朽化が進んでいることがわかります。

そこで、山口市の現状における今後の水道料金についての見解を、また、山口市が広域化において属する9市3町の岐阜広域圏は水道料金もさまざまで、家庭用20立米当たり、安い自治体は北方町の1,544円から、高い自治体は郡上市の2,592円、山口市は2,376円となっております。県は事業統合の形で平成39年度を目標とした広域化を進めておりますが、そこで、広域連携の推進による水道料金の変化についての見解を求めます。

3点目、官民連携の推進に関してですが、先ほど民営化は考えていないとの御答弁でしたが、先進例として、上水道事業の民営化に先駆けて、下水道事業において民営化を行った浜松市があります。今後、民営化となった場合、山口市が抱える老朽管の更新や耐震化対策の課題は改善されるのかどうか、見解を求めます。

以上、3点を水道課長へ再質問します。

○議長（吉田茂広君） 高瀬水道課長。

○水道課長（高瀬正人君） 再質問にお答えします。

1点目のインフラ整備のおくれに関する山口市の現況と見解及び広域連携につきましては、現在、人口減少により水道休止世帯が約1,100件あり、給水人口に換算しますと2,860人となりまして、給水人口に休止世帯の人数を合わせますと、普及割合は93.6%となり

ます。また、廃止世帯及び井戸水使用世帯の方もおみえになり、普及割合はさらに高いと考えられますので、インフラの整備がおくれているものではございません。広域連携に関しましては、山県市の現状を踏まえ、岐阜水道事業広域連携研究会の動向を注視してまいります。

2点目の今後の有収率及び広域連携の推進による水道料金の変化についてですが、有収率の低下要因としましては、管路の漏水が考えられます。このため、有収率を向上するには、まずは管路の布設がえ工事が重要ですが、経営に負担がかからないように計画的に事業を推進してまいりたいと考えております。広域化することにより、料金収入の安定、値上げ幅、維持管理の抑制等の効果が期待されると言われていますが、この点についても広域連携研究会の動向を注視してまいります。

3点目の今後民営化となった場合の見解につきましては、先ほども述べましたように、法改正後も最低限の生活を保障するための水道の経営について市町村が経営する原則は変わらないため、今後民営化となった場合においても、老朽管の更新や施設の耐震化対策について、今後多額の費用が懸念されますので、課題が改善されるものではないと考えております。このため、市民生活を最優先に考えまして、計画的かつ効率的な経営をしていくことが必要で、今後におきましても、市民の皆様方に安心・安全な水を供給することが大切だと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） 平成31年3月の岐阜県水道事業広域連携研究会の資料によりますと、岐阜県の水道普及率は、平成29年3月末時点で95.6%であります。山県市が属する岐阜広域水道圏における人口減少は、県内4ブロックの中でも人口減少の影響が最も小さい地域であるものの、2045年の給水人口は2016年比で21.4%減、約19万人減となり、給水収益においては18.3%減、約22億円減となる見込みです。

しかしながら、山間部などの不採算地域を多く抱える簡易水道事業において、平成25年度には7つあった簡易水道事業が平成30年度には3つと、近年、簡易水道事業の地方公営企業法の適用化や経営の効率化のため、同一市町村内での簡易水道事業が水道事業に統合されるなどの改善もあり、広域化による経営改善や老朽化施設の更新への期待もあります。また、近隣水道事業者間における緊急時連絡管などの整備や深刻な若手技術者の不足、熟練技術者の継承における期待もあります。

今後の山県市の動向、状況を踏まえた経営と、水道料金の値上げなどの市民生活に影響が出ない経営を期待して、次の質問へ移ります。

続いて、質問番号2番、性差医療と女性の活躍推進について。

日本の超高齢化社会は、社会保障費の推移を見ましても、2016年118兆円が2025年には150兆円となり、そのうち、年金、医療費、介護給付費を比較すると、年金においては53.8兆円が60.4兆円と横ばい、医療費においては36兆円が54兆円と1.5倍、介護給付費は9兆円が20兆円と2.3倍との見通しです。

財務省資料による予想対策としては、高齢者の自己負担割合の引き上げ、マイナンバー活用、薬剤の自己負担割合の引き上げ、病院受診時の定額負担の導入など、特に医療・介護分野で大きな負担増が強いられるおそれもあります。

高齢者の横ばいと、若年層の減少による社会保障費の拡大と経済活動の停滞が課題であり、少子化対策、外国人労働者の受け入れは重要な政策課題であるものの、抜本的解決策にはなりません。

そこで、このたびは女性の健康増進が社会にもたらす社会経済的な効果について御質問します。

国は、女性の活躍推進を成長戦略の1つとして掲げており、社会全体で働く女性の活躍を推進する機運が高まっておりますが、女性が働き続けるための健康面への配慮は十分ではありません。婦人科疾患に必要な医療費は1.42兆円、疾患により起こる生産性損失は4.95兆円であり、計6.37兆円となります。そこで、男性と女性の体の違いの重要性について4点お尋ねします。

1点目、健康山県21における死因別死亡率は、40から60歳における自殺を除くと、1位がん、2位高血圧を除く心疾患、3位脳血管疾患となっております。そこで、男女別における死因別死亡率について。

2点目、生活習慣、寝たきり防止にはきめ細やかな個別運動指導、個別栄養指導が必要であります。そこで、山県市における取り組みについて。

3点目、山県市の骨粗しょう症における男女別の発症と経過について。

4点目、要介護度別における介護の要因について。

以上、4点におきまして、健康介護課長へお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

1点目の男女別における死因別死亡率について、岐阜地域公衆衛生協議会によれば、平成29年の死亡統計で見る山県市の状況は、死亡総数の男女比は男性50.3%、女性49.7%、死因の内訳は、男性の1位はがん、2位心疾患、3位肺炎、4位脳血管疾患、女性の1位はがんと心疾患、3位は老衰、4位脳血管疾患であり、性別による差は男性はがんの

死亡の割合が高く、肺炎による死亡も多くなっています。また、女性の死因には老衰が多いことも特徴です。

2点目の個別運動指導、個別栄養指導につきましては、運動指導として、介護保険サービスでデイサービスや自宅への訪問リハビリで機能訓練を受けておられる方がおみえになります。

個別栄養指導といたしましては、今年度から個別指導が必要な方へ管理栄養士による個別訪問栄養指導を行うこととしております。

3点目の骨粗しょう症における性別別受診状況については、岐阜県国民健康保険団体連合会の健康情報データベースシステムによれば、平成30年5月の山県市の国民健康保険と後期高齢者医療の加入者は、1万1,352人。平成30年度中に骨粗しょう症で治療された方は2,222人。そのうち男性は317人、女性1,905人となっており、女性の受診者は男性の約6倍となっています。

骨粗しょう症には大きく分けて、加齢などにより起こる原発性骨粗しょう症と、疾患が原因で起こる続発性骨粗しょう症の2つのタイプがあります。ほとんどの方は原発性骨粗しょう症によるもので、加齢とともに骨折しやすくなります。

4点目の要介護度別介護の要因につきましては、介護度は介護の手間を基準として決定され、病気が介護度を決定するものではありませんので、要介護度別の要因をお答えできませんが、介護度の軽い要支援の方は、認知症の症状がなく身体的な介護の手間がかかる方で、認知症の症状と身体的要因が重なって介護の手間がかかる方が介護度が重くなっています。

65歳以上の方で、介護認定を受けておられる方の男女別認定率は、平成31年3月末で、男性が9.86%、女性18.26%と女性が多くなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） 再質問に入ります。

先ほどの御答弁にもございましたとおり、骨粗しょう症は女性に多い疾患であります。女性は閉経後、骨粗しょう症の頻度が増加し、男性よりも圧倒的に多くなります。平成29年版高齢経済白書によると、平均寿命と健康寿命の差は、男性の9.13年に比べ、女性は12.68年であり、2001年の厚生労働省大臣官房統計情報部国民生活基礎調査によっても、骨折、転倒が介護の引き金になった割合は15%に及び、寝たきりになる女性の場合、大腿骨骨頭骨折が引き金となるが多くなっております。

また、日本における骨粗しょう症の有病者数は、総人口の約1割であり、男性が380

万人に比べ、女性は900万人。骨粗しょう症の早期予防が日本の医療費と大きくかかわることがわかります。

質問でも申しましたが、女性の健康増進が社会にもたらす影響は、婦人科疾患に必要な医療費1.42兆円、疾患により起こる生産性損失4.95兆円の計6.37兆円であります。日本の将来を考える上で、女性の健康への配慮が不可欠であり、女性の活躍推進の取り組みには健康増進に関連した施策も含めることが求められます。

そこで、2点お尋ねします。

1点目は、先ほど骨粗しょう症における男女別の発症に関する御答弁をいただきましたが、こちらの5年間の推移とこれまでの対策について。

2点目は、骨粗しょう症の早期予防に関する今後の対策と見解について、以上、2点について、健康介護課長へお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

1点目の骨粗しょう症発症の5年間の推移でございますが、先ほどの答弁のとおり、国民健康保険と後期高齢者医療の加入者の方の中で受診された方の人数をお知らせします。平成26年度は男性280人、女性1,942人、平成27年度は男性300人、女性1,931人、平成28年度は男性295人、女性1,944人、平成29年度は男性295人、女性1,912人でございます。

これまでの対策といたしましては、高齢者の方への介護予防教室、フレイル予防教室、食生活改善の料理教室などを通じて予防の周知をしております。イベントなどで骨密度を測定するコーナーなどもたびたび行ってきました。

2点目の骨粗しょう症の早期予防に関する今後の対策についてにつきましては、早期予防として考えられるのは、学校給食を卒業後にカルシウムの摂取が減少するため、若いうちからカルシウムを多く摂取し、運動を心がける必要などを周知すること、骨粗しょう症検診の実施などがございます。

骨粗しょう症検診につきましては、合併当時は数年検診を実施しておりましたが、現在は中止しております。毎年各種検診項目につきましては、見直しや検討を行っており、来年度以降の各種検診項目についても、現状に合った必要な検査と正確な検診方法を検討しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） 続いて、質問番号3番、公民館のあり方について。

公民館は、地域におけるさまざまな分野での話し合いが行われており、地域における人づくり、まちづくりの中心であり、救援物資、情報など、防災・避難拠点でもあります。

そこで、地域づくりの中心として、地域住民が望む方向性と、現状の違いについて御質問します。

1点目、2019年度の山県市公民館運営方針、公民館サークルの変動表を参照に質問しますが、平成26年から平成30年の5年間の経緯を見ますと、公民館サークル数の変動は、増加傾向にある地域では5つの増加、減少傾向にある地域では4つの減少であり、延べ受講者数は、増加傾向にある地域では83人の増加、減少傾向にある地域では33人の減少であります。

中央公民館においては、サークル数の変動は、増加傾向にある地域では7つの増加、減少傾向にある地域では2つの減少であり、延べ受講者数は、増加傾向にある地域では161人の増加、減少傾向にある地域では48人の減少であります。

合計で見ますと、3つのサークルがふえ、151人の延べ受講者数がふえておりますが、地域別で見ますと、高富地域では、サークル数が6つ増加、延べ受講者数が103人増加、伊自良地域では、サークル数の変動がないものの、延べ受講者数が15人減少。美山地域では、サークル数が3つ減少したものの、延べ受講者数が63人増加となっております。そこで、各地域における現状と見解についてお尋ねします。

2点目、運営方針によりますと、社会教育法第23条として営利目的に関する規定があります。定期的、月1回など、営利目的にはさまざまなものがありますが、現状と見解についてお尋ねします。

3点目、地域、高齢者にとって、公民館での事業は、天候面や体力面において安心して過ごせる場でもあります。現在、利用者側による乗り合わせやマイクロバスの手配を行って利用しておりますが、高齢者の生きがいくりの観点から見た現状と見解についてお尋ねします。

以上、3点について、生涯学習課長へお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 御質問にお答えします。

まず、1点目の各地域のサークルの現状につきましては、議員から詳細に御説明いただきました。高富地域は増加、美山と伊自良地域は減少傾向にありますが、全体的ではサークル数も受講者も微増傾向にございます。

一方、公民館全体の延べ利用者数につきましては、平成26年度が12万2,024人に対しま

して、平成30年度は9万8,526人と、この5年間で約2万3,500人の減少となっております。これらの要因につきましては、少子高齢化の中で、若年層の新規参加が少ないこと、ライフスタイルの多様化により、公民館活動以外のサロンやカラオケなど個人の選択幅が広がったことなどが考えられます。

教育委員会としましては、過疎化及び少子高齢化が進む中でも、地区公民館は子供から高齢者の皆様の多様な学習機会や集える場、さらには防災・避難拠点として重要な役割があるものと考えております。そのため、社会情勢や地域の実情、住民ニーズを考慮しまして、画一的な運用ではなく、例えば、講座の受講からサークル活動につながるような企画立案をしていく必要があると考えております。

次に、2点目の社会教育法第23条の公民館が行ってはいけない行為について、法を遵守する観点から、これまでも各公民館は、事前に事業目的や内容を確認しまして、適正に実施しているものと捉えております。

議員御指摘のとおり、公民館が専ら営利追及することは禁止されておりますが、社会教育法第20条にある目的のために実施する事業であれば、その一環として作品の販売を行うことなどは、法第23条第1項第1号で禁止される行為には当たらないものであると理解しております。ただし、特定の団体が子供の講座などを受講料を徴収して、営利目的で開催することは禁止されております。

続きまして、3点目の、高齢者の生きがいづくりの観点からの現状と見解についてお答えします。

地区公民館は、特に高齢者の皆さんにとっては、身近で利用しやすい施設でなければいけないと考えております。

現在地区公民館では、講座、サークル活動はもとより、各種団体や地元自治会などの主催する行事やイベントが開催されております。例えば、高齢者生きがいづくり事業としては、NPO法人どんぐり会が地域の65歳以上の皆さんが交流できる場になることを目的に、いこいの広場を開催しております。

一方、議員御指摘にありましたように、公民館への交通手段は、全ての地区公民館への公共交通はなく、現状では乗り合わせやマイクロバス等により来館していると聞いております。

議員も御指摘ありましたように、交通手段を確保できない人がいることなど、各地域の特に高齢者の皆さんの現状については、自治会長や関係者等、会合などを通じてその実態をお伝えしてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） 再質問を行います。

1点目、公民館活動の利用状況において、過疎化と高齢化の進行が挙げられました。しかし、地域によっては差があります。この理由についての見解を求めます。

2点目、子供向け有料講座は、指定管理や委託など官民連携のメリットでもあるように、アウトリーチ事業同様、学校教育現場への見本となる講座も生まれるのではないのでしょうか。何よりも地区公民館は、遠くへ行かなくても地域で行うことができることがメリットの1つであります。見解を求めます。

3点目、公民館の形態は、直営、指定管理、また社会教育法を除外したコミュニティセンターがあります。特に過疎地域は、人口減少とともに交流人口が減少しておりますが、しかしながら、交流人口の減少は民間事業者が参入しにくい現状もあります。既に集客のあるスポットを活用し、複合化を図ることも考えられますが、公民館は小さな拠点としての役割もあります。この双方の点についての見解を求めます。また、コミュニティセンターについてのモデル地域における検討状況についてもお尋ねします。

4点目、高齢者が集う場として公民館をさらに活性化するには、交通手段がないのが現状であります。団体高齢者の皆様方を初め市民の皆様方への運転手を含めた指針の有無と見解についてお尋ねします。

以上、4点について、生涯学習課長へ御質問します。

○議長（吉田茂広君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 再質問にお答えします。

1点目の公民館活動の利用状況に地域差がある理由についてお答えします。

公民館においては、継続的な活動を中心に講座やサークルを行っており、特に高富、富岡、桜尾地域では、子育て支援サークルが開催されていること、参加を希望する方が多いことなどから高富地域は増加、美山地域では、人口減少に伴い、サークル等への参加者が減少しているものと捉えております。

2点目につきましては議員御指摘のとおり、公民館の営利目的は利用できませんが、身近な地区公民館で官民連携して地域の活性化につなげていくことは必要なものと考えております。

3点目のコミュニティセンター化に関する御質問ですが、特に地区公民館は、地域コミュニティの場として、その役割は大きなものがあると考えております。このコミセン化は、全国的に柔軟な利用ができることなどから数年前から傾向にあるようです。

御質問の中にコミセンについてのモデル地域における検討状況について御質問があり

ましたが、具体には検討されておられません。しかし、コミセンは柔軟な利用ができることなどから、地域の一層の活性化と地域ニーズとあわせて具体的な検討をしていく必要があると考えております。

最後の4点目の、高齢者の移動手段につきましては、当該指針はありませんが、山県市高齢者福祉計画の中にあると記憶しております。進む高齢化社会においてこれは重要な課題であり、教育委員会としましても、こうした現状を捉えながら公民館事業を推進してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○6番（操 知子君） 以上です。

○議長（吉田茂広君） 以上で操 知子君の一般質問を終わります。

通告順位4番 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、1点質問いたします。

大桑城址の保全と活用について。

来年放送される大河ドラマ「麒麟がくる」に向けて、当市では官民協働による推進協議会が本年2月に設立され、ワーキンググループによって具体的な話し合いが進められているところですが、市内の光秀や、土岐氏ゆかりの地の中でも、大桑城址は文化財として、また観光資源としての価値が高いものと考えられ、その保全と活用についての質問をいたします。

大桑城址の史跡としての価値については、文化庁は過去に実施された城下町遺跡調査から、国史跡である可児市の金山城址と同等の価値がある、また専門家の方によると、表面採取で陶磁器などの遺物が発見されているので、発掘すれば、それなりのものが出てくることはほぼ間違いないと聞いております。貴重な歴史遺産の価値を見直し、住民が身近なものとして親しむ場となることを期待しています。

そこで、大桑城址の保全と活用について、大きく5点のお尋ねをします。

1点目と2点目は、生涯学習課長にお尋ねします。

まず、1点目、長期計画での調査を実施してはどうかという提案であります。

レーザー測量による図面や立体地図の作成、発掘調査などを長期計画で実施してはいかがでしょうか。レーザー測量というのは、航空レーザーによって、樹木の中に隠れている三次元の地形を現地に立ち入ることなく高精度に計測できるもので、広範囲の地形形状を表現することができます。去年は飛騨市で山城の調査をレーザー測量により実施し、山城の微地形の表現図を作成したと聞き及んでおります。

2点目に、最新技術を活用した資料などの公開や見せ方の工夫ということについて、例えば、古い写真を収集しデジタルアーカイブ化することや、3Dマップを活用して戦国地図の作成などを実施してはいかがでしょうか。

地域の方から、大桑城やその周辺の古い写真を幾つか見せていただいたことがあります。これらを収集することによって、市内の多くの方にかかわってもらい、関心を持ってもらうきっかけになります。

整理の仕方は、例えば写真集にしたり、映像にしたり、いろいろな方法はあるかと思いますが、私は、デジタル化してウェブ上で公開することによって、多くの方に楽しんでもらえると思っております。

3点目は、学校教育課長にお尋ねします。

歴史教育やふるさと教育について、生きた教科書が身近にあります。現場で五感を使って本物に触れることにより、確かな知識として身につくことになるので、大切なことと考えますが、子供たちが郷土の歴史に親しむ歴史教育やふるさと教育を実施するお考えについてお尋ねします。

4点目と5点目は、まちづくり支援課長にお尋ねします。

4点目は、幅広い世代の方が参加体験し、親しむ機会について、ことしのゴールデンウィークに観光協会の主催で、四国山香りの森公園において、段ボールで甲冑づくりや段ボール迷路などの体験会が開催されまして、私も子供を連れて参加しましたが、大変多くの方が参加し、にぎわっておりました。

可児市では、山城を舞台にチャンバラ合戦やリアル宝探しなどの催しを実施され、大変好評であると聞いております。このような歴史にそれほど関心のない方でも楽しめるような市内外の方が参加体験できる催しなどの企画はお考えでしょうか。

5点目は、観光客の受け入れ体制について、来訪者に対するおもてなしの1つとして観光ガイドは欠かせません。観光ガイドの育成と、組織体制づくりの方針についてお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 御質問にお答えします。

まず、1点目ですが、議員御指摘いただきましたとおり、この大桑城は貴重な文化財として保護、継承していくことは教育委員会の責務と考えております。

これまで、教育委員会としましては、大桑城下町調査を平成5年度に地元関係者による大桑城跡調査保存推進委員会を発足させ、平成7年度から平成15年度までに試掘調査や分布調査を行ってきました。

大桑城跡につきましては、巨石を伴う土塁などの遺構は確認されておりますが、本格的な調査は行っておりません。これらの遺構は、山県市の貴重な遺跡でありまして、価値の高いものと認識しており、こうした遺構等を保存、整備、活用するには、何より地元的地権者の皆様の御理解なしには進めることはできないものと捉えております。

そのため、今後の計画につきましては、平成29年度から山城の調査を実施している飛騨市の発掘調査に至る準備段階での取り組み等を参考としまして、山県市の課題や可能性について具体的に検討してまいります。

他方、議員御質問のレーザー測量につきましては、山の地形を測量するものであり、教育委員会としましては、基礎的な図面を作成する観点からも、測量は意味あるものと考えております。また、測量データをデジタル活用することは、汎用性を考えても今後の資料作成等、非常に有効と考えております。

2点目の議員提案の古い写真を収集し、デジタルアーカイブとすることは、貴重な写真を将来に残す意味においても実施すべきと考えております。

以上、1点目と2点目の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 鬼頭理事兼学校教育課長。

○理事兼学校教育課長（鬼頭立城君） 私からは、3点目の学校におけるふるさとの歴史教育についてお答えします。

本年度は、「麒麟がくる」の放映をふるさとの歴史教育のチャンスと捉え、意図的、計画的に知る、山県市の歴史を知る、学ぶ、体験的に学ぶ、追究する、興味関心に応じてさらに追究するといった3つの方向で学習を進めてまいります。

1つ目の知るにつきましては、小中学生向け山県市歴史概観パンフレット（仮称）を、山県市教育研究会社会科副読本部会の協力を得てことしじゅうに作成し、社会科や総合的な学習の時間の授業などで山県市の歴史が知識として獲得できるよう、活用する計画でございます。

2つ目の学ぶにつきましては、主に小学校の取り組みでございますが、大桑城や桔梗塚などにかかわる歴史施設体験活動を、新たに教育課程に位置づけ実施しております。児童は、有識者とともに山県市の歴史や文化等について説明を受けたりしながら、大桑城登山をするなどといった体験学習を進めております。

3つ目のさらに追究するにつきましては、歴史や文化に興味のある児童・生徒に対しまして、夏休みの研究課題に社会科課題追究作品づくり等への啓発を図ることでございます。そのために、学校に山県市の歴史研究を指導できるような外部人材を派遣したり、児童・生徒に山県市で開催される歴史講座への参加啓発をしたりするなど、さらに山県

市の歴史に興味を抱く児童・生徒の育成を図ってまいります。

以上、3点目の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 私からは、4点目と5点目についてお答えします。

まず、4点目の幅広い世代の方が参加体験し、親しむ機会についてでございますが、大桑城を中心とした山県市の歴史について、城や歴史に関心がある方のみならず、幅広い世代の方に知っていただく機会として、イベントの開催は有効な手段と言えます。

議員御発言のとおり、去る5月5日のこどもの日に四国山香りの森公園で、山県市観光協会の主催による、大桑の地で、「ふわっと体験&戦国時代にタイムスリップ！」と題して、主に子供向けのイベントが開催されました。戦国時代にちなんだ催しとしては、段ボールの甲冑づくり、ゴム手裏剣打ち、謎解き迷路及び缶バッジの作成など体験型のイベントが用意され、初めてのイベントで周知期間も短かったにもかかわらず、700人から800人程度の来場者がありました。会場には、大河ドラマ「麒麟がくる」に関するパンフレットなども用意し、訪れた方々に山県市が明智光秀ゆかりの地であることを少なからずPRできたと考えております。

こうした経験を活かし、本年度の栗まつりの会場には、大河ドラマ「麒麟がくる」の特設スペースの設置を検討しており、イベントを通じて山県市のさまざまな魅力を山県市の内外に発信できるよう準備してまいります。

5点目の観光客の受け入れ体制についてでございますが、本年度に地方創生推進交付金を活用し、専門家の指導のもと、大河ドラマ放映開始までに何人かの観光ガイドを育成したいと考えております。

特に大桑城や桔梗塚を中心とした歴史ガイドの育成は重要な課題と捉えています。また、岐阜市に設置される予定の大河ドラマ館からの誘客も視野に入れ、岐阜市の観光ガイド関係者とも連携ができないかを模索しております。

5月29日に行ったキックオフ研修には、関係団体等から22名の参加があり、講師から大桑城の魅力についてその歴史的な重要性を学んだところです。

今後も研修等を重ねながら、郷土の歴史等に誇りを持ち、おもてなしの心を大切にす観光ガイドが一人でも多く生まれることを目的に、事業を進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） それぞれ御答弁をいただきました。

それでは、再質問をいたします。

まず、再質問の前に、先ほどまちづくり・企業支援課長のほうから御答弁をいただきまして、本年度は栗まつりの会場で大河ドラマ「麒麟がくる」の特設スペースの設置を検討しているとの御答弁をいただきましたので、ぜひ栗まつりの、事前に宣伝をしたいと思いますので、その宣伝の際にも「麒麟がくる」の特設スペースを設けて実施するというのも、ぜひ準備段階から対外向けに宣伝していただきたいと思います。

それから、学校教育において御答弁いただきましたが、学校における歴史教育、ふるさと教育について、夏休みの研究課題などで啓発や外部人材の派遣などにより、歴史に興味を抱く児童・生徒の育成を図っていくとのことですが、やはり興味のある生徒は探求心に火がつくと、もっと知りたい、もっとやってみたくみずから学び始めると思いますので、ぜひ生徒の好奇心を伸ばすような、そういった人育てをしていただきたいと思います。

それでは、再質問のほうですが、生涯学習課長に質問いたします。

レーザー測量やデジタルアーカイブについては、その必要性について前向きな御答弁をいただきました。レーザー測量については、その成果を動画化したり、立体模型化したりするなど、さまざまな活用が可能になりますので、ぜひ実施していただきたいと思います。

また、その後に発掘調査についても、先ほど地権者の理解が必要ということではありますが、そのあたりも長期的な視野に立って進めていただきたいと思います。

デジタルアーカイブについては、地域の方に実際に幾つかの古い写真を見せていただきましたが、例えばミニ大桑城を建設した当時の写真があります。この事業は、青少年育成委員会の発案で、昭和61年から63年にかけて3年間で実施したものであります。最初の2年間で、子ども会やボランティアの方々にブロックを運んで基礎を完成させ、3年目に地元の大工さんたちが集まって、実際にお城をつくり、最終的にヘリコプターで山頂まで運んで完成しました。建設資金は寄附金を募って多くの方からの応援があり、集められたとのことでした。

こういった地域が一体となって手づくりでミニ大桑城をつくってしまうという発想や熱意、また行動力に敬服します。

お城は、実際はミニではありますが、当時携わった方々の地域に対する誇りであったり、思いというものは、大きなものがあつたのではないかと思います。そういった思いを次の世代につなげるとともに、建設当時を懐かしく振り返り、また新たな活力を生み出すきっかけになるのではないかと思います。

ほかにも周辺の遺構や地域の祭りなど、そういった古い写真を収集して、デジタルアーカイブ化することが意味のあることと思います。

また、それに加えて、さまざまな地名や伝承を調査して、整理してはいかがでしょうか。例えば、地名でいうと、焼橋（やけはし）とか、忽賀（そうが）、稲葉（いなば）、火焚洞（ひたきぼら）や火焚口（ひたきぐち）など、挙げれば枚挙にいとまがありません。伝承でいいますと、よく知られているのは大桑城が落城したときの餅屋のばあさんの話がありますが、ほかにもさまざまな言い伝えがあります。

このような地名や伝承を整理することによって、市民には次世代に伝えることに役立ちますし、また、観光ガイドを今育成しようとしておりますが、観光ガイドが説明する際にも、やはり地元ならではのストーリー性が来訪者には喜ばれますので、役立つことになるかと思えます。

ぜひ、古い写真のデジタルアーカイブ化に加え、地名や伝承の調査と整理について、具体的に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（吉田茂広君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） ただいまの再質問にお答えします。

ただいまは、ミニ大桑城の歴史と申しますか、当時の地域の皆さんの大きな力を御紹介いただきました。土岐氏や大桑城の歴史のみならず、これまでの地域の歴史も後世へ伝えていくことも重要であると考えております。

このため、議員御提案のとおり、古い写真のアーカイブ化はもちろん、地名や伝承も整理、活用していくことは重要でありますので、具体的に進めてまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 以上で加藤裕章君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で13時ちょうどから再開いたします。

午後0時06分休憩

午後1時00分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位5番 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） それでは、議長より御指名をいただきましたので、3点到わって質問させていただきます。

まず1点目、安心・安全なまちづくりについてお尋ねをします。

本市のまちづくり基本条例には、安心して暮らせるまちづくりの推進に努めなければ

ならないとしています。

本市の防犯活動については、生活安全推進協議会や青色防犯パトロール、見守り隊などの協力で、マンパワーによる活動が効果を上げていると認識をしております。しかし、近年起こる犯罪の巧妙化、広域化、突発性、また、盗難や、高齢者による逆走、踏み間違い等により人を巻き込む事故の増加、また、児童・生徒を守るということを考えたとき、安心・安全なまちづくりにとって、防犯カメラの優位性は大きなものがあります。市内で起こる犯罪や事故の抑制だけではなく、犯人検挙やその状況の記録など、大いに役立つケースがニュース等でも見受けられることがふえてきております。

防犯カメラは、犯罪の課題解決や抑止力効果がある一方で、肖像権やプライバシー保護との両立を図ることの必要性は言うまでもありません。

また、私も設置しておりますが、近年ではドライブレコーダーの設置が進んでいます。ドライブレコーダーは万が一の事故などのときに過失の有無などを判断する上で重要な証拠となります。また、最近ではドライブレコーダーに録画された映像が犯罪の犯人の特定につながったり、周りで起きた事故や異常まで映像として残るため、その役割りは重要かつ広がってきております。

そこで、総務課長にお聞きします。

1点目、市の防犯カメラの設置状況。

2点目、昨年12月、山口市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインが策定されました。自治会向けのようなのですが、その経緯と目的。

3点目、市所有車両の台数とドライブレコーダーの設置状況。

4点目、市所有の車両での職員の物損等の事故の件数と過失額。

以上、4点お伺いします。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の山口市の防犯カメラの設置状況でございますが、山口市が設置している防犯カメラの台数は、本年5月末時点で、伊佐美地内のさくら公園内に設置されている2台のほか、美山小学校に1台、美山中学校に4台の計7台となります。

また、設置に至った経緯ですが、さくら公園については、平成25年に公園遊具の破壊等が多発したため、山県警察署と協議し、犯罪防止のために設置するに至ったものでございます。また、美山中学校につきましては旧校舎から移設したもので、旧校舎を使っていた当時、学校施設へのいたずらが多発したことを受け設置したものであるほか、美山小学校につきましては、スクールバスの乗降場と職員室が離れており、乗降場の安全

確認のために設置されたものでございます。

なお、さくら公園につきましては、防犯カメラの設置後、画像解析等の捜査により、一連の容疑者が判明したほか、その後、施設の破壊等はなくなり、一定の効果があつたものと考えておるところでございます。

次に、御質問2点目の山口市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの策定経緯と目的についてでございます。防犯カメラにつきましては、議員御指摘のとおり、犯罪の解決や抑止効果が見込める一方で、肖像権やプライバシーに配慮する必要があり、その設置、運用に当たっての一定のルールづくりといったことが課題となっております。

そのような折、平成28年10月でございますが、防犯カメラ設置のためのガイドライン（案）が県から示され、設置、運用に当たっての配慮すべき事項が示されたため、平成30年12月、山口市のガイドラインを策定するに至ったというのが経緯でございます。

また、本ガイドラインは、自治会などが地域の自主防犯活動として防犯カメラを設置する際、その有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用できるようガイドラインを参考として、適切な設置、運用に努めていただくといった目的で策定したものでございます。

次に、御質問の3点目でございます。市所有の車両の台数、ドライブレコーダーの設置状況ですが、山口市が所有する車両の台数については、本年5月末現在、91台であります。また、このうちドライブレコーダーが設置されている車両は、市長車やスクールバスなど14台であり、割合にいたしますと15.4%ということになります。

次に、御質問4点目の市所有車両での職員による物損等の事故件数、市の過失額及び相手側の過失額についてお答えいたします。過去3年間におきまして、平成28年度は事故件数8件、市の過失額81万1,000円、相手側の過失額ゼロ円となります。また、平成29年度につきましては、事故件数8件、市の過失額116万7,000円、相手側の過失額ゼロ円となります。平成30年度につきましては、事故件数12件、市の過失額が118万1,000円、相手側の過失額16万4,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 今までとは市内の環境も変わっていくことというふうに思います。防犯カメラの設置のための、ガイドラインの策定の意義も社会的に需要の拡大が見込まれているためのものだと思います。インター開通に当たっても、交流人口も増加することが予想されますし、バスターミナルを含めた周辺施設の整備も進んでおります。今後

は人の集まりが想定されるバスターミナル周辺、また、安心して駐車できるよう高架下のパーク・アンド・ライドなどへの防犯カメラの設置は防犯上からも必要ではないかと思えます。

今後、危険箇所など必要性、また、要望に応じての追加設置の考えをお聞きします。

2点目に、ドライブレコーダーの役割りについて。市所有車両の事故も発生をし、被害も与えており賠償額も発生し、増加傾向にあります。また、専決処分の事例も記憶に新しいところです。設置は運転に対する緊張感だけではなく、事故防止への安全運転の意識向上、また、何より不慮というもらい事故に遭った場合には、職員の精神的負担が軽減されるのではないかと考えます。そして、報道でも、偶然道路を走っていた車に取りつけられていたドライブレコーダーに犯人の車が映っていたため犯人の検挙につながったり、事故等の証拠映像としてニュースでも多く報道をされるようになりました。青色パトロール車や消防分団車両、また、使用頻度の高い公有自動車への必要性は高く、ドライブレコーダーの役割りが幅広く大きくなっている現状から安心・安全なまちづくりにも効果を発揮するのではないかと考えます。

そこで、市所有の車両にドライブレコーダーを取りつける考えについて、再度、総務課長にお聞きをします。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 再質問にお答えいたします。

まず、防犯カメラの追加設置についてですが、岐阜県警察の統計によると、山県市における刑法犯の認知件数は、平成30年は118件と、平成27年の176件に比べ、大きく減少しております。しかしながら、昨今は、登下校中の子供を狙った連れ去りなど、予想もできない凶悪な犯罪が都市部、地方関係なく発生しており、安全・安心なまちづくりに向け、地域防犯対策の強化が喫緊の課題であると認識しております。

そういった意味で、防犯カメラの設置は、事件発生後の警察による捜査活動だけでなく、犯罪抑止にも効果が期待できるなど、安全・安心なまちの実現に向け、有意義なものであると考えております。

先ほど答弁で申し上げたとおり、現在、山県市が防犯カメラを設置しているのは3つの施設のみでございますが、山県市としては、今後も公共施設の適正管理、あるいは施設を利用する市民の安全・安心の確保のために、真に必要と認められる場合には防犯カメラの設置を進めてまいりたいと考えております。

一方、通学路を初め地域からの要望の強い、公共施設以外の場所における防犯カメラの設置につきましては、地域が主体となった取り組みが必要と考えております。

他市町では、自治会等に対する防犯カメラ設置補助制度、こういったものを設けておる事例もありますので、そういった制度の導入も念頭に置きながら、まずは、警察のほか、自治会や地域防犯活動を担っていただいている活動主体と十分な協議を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、協議に当たりましては、防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインで示しておるとおり、プライバシーの保護に十分留意する必要があり、その趣旨を十分考慮して協議を進めていく必要があると考えております。

次に、市所有の車両へのドライブレコーダーの追加設置についてでございます。ドライブレコーダーは、交通事故が発生した場合の関係車両の特定、あるいは責任の明確化といった直接的な効果のほか、議員御指摘のように、犯罪発生時に現場付近を走行していた場合には事件の解決に結びつく有力な情報ともなり得るなど、間接的ではありますが、防犯にも一定の効果が期待できるものと考えております。

また、近年多くの自治体において公用車へのドライブレコーダーの設置が進んでいると承知しておりますが、これは職員の自己防衛のほか、何よりも職員の交通安全意識の向上につながるものと考えております。

山県市におきましては、先ほど答弁申し上げたとおり、91台の公用車のうち、市長車のほかスクールバスなど14台にドライブレコーダーが設置されております。また、こちら先ほど申し上げましたが、公用車による事故は幸いにして重大なものはありませんが、平成30年度の12件を初め、ここ数年、年間10件前後と少なからず発生しております。

こういった状況を踏まえまして、山県市といたしましては、今後職員に対する安全運転の呼びかけにつきましてももちろんのこと、ドライブレコーダーが未設置の公用車につきましても、使用する頻度、あるいは走行距離などを勘案し、順次設置を進め、職員の安全意識の一層の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 大変前向きな答弁をいただきました。

テレビ報道でも防犯カメラの映像が連日のように事件の解決に大きな役割を果たしていることは御承知のとおりです。今の総務課長の答弁で、防犯カメラの設置について進めていくということでしたし、また、市所有車両へのドライブレコーダーも順次設置を進めるということでした。職員の無事故はもちろんのこと、走る防犯カメラの役割りとともに、市の車両が設置することによって市民の皆さんへのドライブレコーダー設置の後押しになることにも期待をします。

続きまして、質問2番、熱中症予防対策についてお尋ねをします。

毎年、熱中症で救急搬送される方が増加をしており、これから発生しやすい時期になりました。熱中症は例年5月ごろから発生し、梅雨明けの7月下旬から8月上旬に多発する傾向があり、9月の残暑の際にも多発することがあります。ここ数年、特に2010年以降大きく増加をしております。

政府は、熱中症の予防法や応急処置等についてはより一層の周知を図るため、熱中症による救急搬送人員数が急増する7月を熱中症予防月間と設定し、熱中症予防の取り組みを推進しております。体が暑さになれていない時期に起こりやすいとされており、この5年間の統計では、65歳以上の高齢者が約5割を占めています。また、去年は全国で9万5,000人の方が搬送され、調査以来、過去最多を記録しました。特に体温調節機能が低下する高齢者や、子供は体温調節機能が未発達のため、大人よりも体温が上昇しやすいので、特に注意が必要とされています。

本市では、小中学校の教室にエアコンが設置されたことにより、過ごしやすい教育環境と健康管理の維持向上につながっていることは間違いありません。しかし、屋外活動などでは、危険な暑さに体がなれていないこともあり、先月、本市でも熱中症の症状により小学校児童7名が救急搬送された事案が発生をしております。幸い軽症のようでしたが、これからさらに本格的な暑さを迎え、注意が必要となります。

そこで、小中学校の熱中症予防対策についてお聞きします。

昨年には愛知県豊田市において、小学1年生児童が校外学習後に熱中症により死亡するという痛ましい事故が発生しました。忘れてはいけないことです。また、本市でも、昨年夏は5名の児童・生徒が救急搬送されています。

そんな事案から、市内小中学校では児童・生徒の健康を最優先に考えた取り組みをされていることは承知をしているところです。ソフト面では、活動前・後の健康観察を行うとか、高温注意報が発表された場合には、運動系の活動を禁止、中止する。水分補給を定期的に小まめにする。保健日より保護者にも周知徹底するなど、ほかにも予防対策に取り組んでいただいておりますが、その上で、ハード面での対策も含め、学校教育課長にお聞きします。

- 1点目、安価で冷却効果の高いミストシャワーの設置状況。
- 2点目、WBGT指数（暑さ指数）を見る指標計の設置状況とその効果。
- 3点目、注意喚起を促す熱中症注意表示看板の設置の考え。
- 4点目、必要に応じて夏季における休業日の延長、または臨時休業日の設置についての考え。

5点目、先般の事例発生を受けて、今後の対応はどのようなか。

以上、5点についてお聞きします。

○議長（吉田茂広君） 鬼頭理事兼学校教育課長。

○理事兼学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えします。

1点目のミストシャワーの設置状況でございますが、現時点で、山口市学校12校中10校設置しております。また、これまで設置していなかった学校についても、5月の行事では中学校から借用し、その効果を実感しております。屋外でさまざまな活動を行う児童・生徒に冷却効果や清涼感をもたらす効果がございますので、全学校設置と有効な活用を早急に進めてまいります。

2点目の暑さ指数を図る測定器の設置状況でございますが、市内全学校に設置されております。現在、WBGT指数がわかる測定器は35器ございます。基本的な効果といたしましては、暑さ指数WBGTの数値をもとに、教育活動の可否や対策事項の実施及び児童・生徒への注意喚起、エアコンの稼働などの適正な判断がございまして、また、複数台設置している学校においては、屋外等、移動した活動場所での状況を的確に把握し、適切な対応の判断ができるという効果を捉えております。

今後は、保健室、屋内運動場、屋外やプールなどで活用できるよう、学校予算等で購入するなど、全ての学校で複数台の設置に努めてまいります。

3点目の注意喚起を促す熱中症注意表示板の設置についてでございますが、熱中症予防対策としてあらゆる方策を図っていくことは重要と考えております。気温が高くなると色に変化する、視覚的に注意喚起を促す看板にも一定の効果があると認識しております。

しかし、現時点で優先すべきは児童・生徒の教育活動に直接かかわるミストシャワーや精密な暑さ指数測定器などを十分に準備することと捉えております。

4点目の夏季休業日の延長や臨時休業日についてお答えします。

現時点では、夏季休業日、夏休みの延長は考えておりません。今後、昨年度以上の異常気象等が予想されたり、児童・生徒の体調不良が多く見られたりといった状況が生じた場合には、学校医の指導のもと、臨時休業日の設置などについて検討しなくてはならないと考えております。

5点目の5月に発生した熱中症の疑いによる児童救急搬送事案を受けた今後の取り組みについてお答えします。

第一に学校の教育活動において熱中症は防がなければならないことと認識しております。昨年度に引き続き事案が発生したことにつきましては、学校教育課としましても深

く反省するとともに、再発防止に向けてさらなる対応を講じなくてはならない重要課題と捉えております。

事案の発生した5月22日は、午前10時時点の気象台発表の気温は21.6度、暑さ指数は18.0のほぼ安全という範囲の数値でございました。そのため、特別な対策をとるという判断には至りませんでした。しかし、体調不良の児童が複数出たことを考えると、季節の変わり目の暑さになれていない時期に屋外で直射日光に当たる活動時間が長かったことが要因ではないかと捉えております。

この教訓をもとにさらなる対応を進めております。このたび、山県市独自の山県市立小中学校熱中症予防対策指針を新たに作成いたしました。その指針には、運動会や体育大会等での対策といった体育的行事に特化したページや、暑さにならず行事前の暑さなれ、順化の期間を設けるといった対策の視点、山県市における暑さ指数WBGT値に伴う対応の目安、WBGT測定器やミストシャワーの設置等のハード面の充実などの独自の内容を盛り込んでおります。さらに、この指針に基づいて学校ごとに自校の熱中症予防対策マニュアルを作成し、熱中症予防対策にかかわる実効性のある職員研修等の実施を進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） ミストシャワーの設置については、全校設置と有効的な活用を早急に進めるということでしたので、これからいよいよ危険度も増しますので、一日も早い設置をお願いしたいというふうに思います。また、担当課が違いますが、保育園では設置をされておられません。体温調整機能が未発達な幼児にも効果的ですので、保育園へのミストシャワーの設置も要望のみしたいというふうに思います。

それで、暑さ指数測定器は屋外環境ほど測定の重要性は高いと思います。屋外でも測定できるよう増設をするということでした。また、熱中症予防対策マニュアルをもとに教員研修を進めるとのことでしたが、必要な取り組みだと思います。ただ、児童・生徒一人一人の健康観察を十分に行うといっても体調はそれぞれ違うわけです。微妙な変化まで気づくことは難しいところもあるのではないかとと思います。

文科省の熱中症事故防止についての依頼文には、熱中症は活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適時補給を行う等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能だとしています。重要なことは、水分補給ができる環境と適時補給が行われているかということです。そこで心配なことは、持参した水筒の中身がなくなったり、途中大変に喉が渇き飲み干してし

まったら、その後は蛇口で水道水を飲むことになります。水道水は飲めるとはいえ、生ぬるく飲みづらいのではないかと感じています。また、持参したものを1日かけて飲み干そうという意識が働き、十分な水分補給ができないのではないかと心配をします。

そこで、再度、学校教育課長にお聞きします。

1点目、ウオータークーラー設置の考えについて伺います。

ウオータークーラーは御存じのように、例えばペダルを踏むと冷やされた冷却水が出るもので常時冷たい水が飲めます。また、新たに冷却水を水筒に補充することもできます。文科省の言う水分補給ができる環境を整えること、また、適時水分補給が行える状態にするという点においても効果的だと思いますが、いかがでしょうか。

2点目、他市の学校でエアコンを使用すべきときに使用されていない教室があり、調べると先生がエアコンの風が嫌いだからつけなかったという事例があったと聞きました。他市です。本市ではそんなことはないと思いますが、新年度を迎え異動もありました。教職員全てにエアコンの使用指針といったものが周知徹底されているのかお聞きをします。

○議長（吉田茂広君） 鬼頭理事兼学校教育課長。

○理事兼学校教育課長（鬼頭立城君） 再質問にお答えします。

1点目のウオータークーラー設置の考えについてお答えします。

議員御発言のとおり、熱中症予防対策としましては、十分な水分補給が重要であり、ウオータークーラーの効果についても理解はしております。しかし、現時点では児童・生徒や保護者、教職員から設置についての要望はつかんでおりません。先日、熱中症予防対策にかかわる要望アンケートを学校にとりましたところ、屋内運動場に大型ファン、WBGT測定器の追加設置、塩分タブレットや経口補水液の補充、ミストファンの設置、日よけ用遮光シートなどが挙げられました。教育委員会といたしましては、熱中症対策の山県市の課題とその対応に優先順位をつけ、必要な整備をまず進めてまいります。

2点目の教職員へのエアコン使用指針の周知徹底につきましてお答えします。

山県市立小中学校空調設備運用指針は昨年度、改定をいたしました。その中身といたしましては、教室の温度は30度以下であることが望ましいとしていたところを、28度以下といたしました。また、児童・生徒の学習や生活環境などを考慮し、夏季以外でも空調設備稼働させることができるなども指針に示されております。実際にこの5月も天候等に応じて使用しております。

今回、山県市立小中学校熱中症予防対策指針及び各校の熱中症予防マニュアル作成を通じて、確実に空調設備運用指針の徹底が図れるものと考えております。また、山県市

教育委員会学校訪問などを通してその実態を把握し、適切な運用について指導、助言を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） ウォータークーラーについて、地元の小学校の教員方にも伺いました。以前の勤務地では設置がされており、必要性を感じているとも聞いています。また、近隣小学校でも設置は進んでおり、昨年夏、41度を記録した美濃市では7小中学校全てに設置をされており、関市でも28小中学校全てに設置、羽島市でも13小中学校全てに設置、瑞穂市でも10小中学校中、6校に35台が設置、そのほかにも岐阜市含め市の設置ではなくPTAの協力で設置された自治体もあり、教育委員会では掌握できない市町もあります。

昨年、熱中症による小学1年生の死亡事故のあった豊田市では、各学校への予算配分の中で各学校の判断で設置をされているため、正確に掌握はされていないということですが、現在は103校ある全小中学校設置まではいかないものの、設置が進められているとのことです。本市は、他市の設置状況を調べてみた上の答弁かお聞きします。また、現在、例えば本巣市でも12校中6校に12台が設置をされており、屋内や各階で設置がしてある中学校もあります。そうした学校は自宅から水筒を持参しなくてもいいことになっています。また、小学校では、昼には水筒の中身を捨てさせ、ウォータークーラーの冷たい水に入れかえるよう指導もされています。体を冷やす水分補給の環境と効果は高いと感じています。そこで、最後に、学校教育課長にお聞きしますが、まず、伊自良南小学校に試験的に設置し、ウォータークーラーの必要性を児童の反応とともに効果を検証してみてもと思いますが、考えをお聞きします。

○議長（吉田茂広君） 鬼頭理事兼学校教育課長。

○理事兼学校教育課長（鬼頭立城君） 再々質問にお答えします。

議員御紹介の他市の状況等につきましては、十分把握できていない状況でございました。今後は、まずは他市町のウォータークーラー及びそのほかに、熱中症予防対策に有効な物品の設置状況とその効果、または費用負担先などの調査研究を進め、市としての対応を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） それでは、続きまして、成人式についてお伺いをします。

3年後の2022年4月1日から、民法の改正に伴い、成人年齢は18となります。そこで

問題になってくるのが成人式です。本市では、成人式は毎年1月に美山中央公民館で行われていますが、成人式については法律の規定はなく、開催時期や対象年齢については各自治体の判断に委ねられているのが現状です。

もし18歳成人式に変更した場合、初年度は18から20歳が新成人になるため、通常の3倍の人数を対象に開催する必要があり、3学年分の新成人を受け入れることになると通常の3倍の人数を収容できる会場や予算が必要になります。

また、18歳はちょうど成人の日前後に受験シーズンも重なり、受験や就職を控えた方たちには多忙な時期となります。本市ではまだ公表されておりませんので、先日も市民の方から、山口市は成人式を何歳で行うのかと聞かれました。特に娘さんをお持ちの御両親は、晴れ着の手配など早目の準備が必要で、18歳成人式か二十歳成人式かは大きな問題です。また、成人式だけでなく、成人式にかかわる晴れ着業者の方や写真館、美容院など多くの業種の方にも影響があります。

成人式発祥の地、埼玉県蕨市では、18歳の多くが高校3年生で受験勉強や就職活動など将来の進路にかかわる大切な時期とした上で、この時期に式典を開催することについては教育的配慮が必要として、現行どおり20歳を対象に式典を開催する方針を打ち出されています。

本市においても早目に決定されることで多くの市民の皆さんが安心されると思います。そこで、生涯学習課長にお聞きをします。

2022年度の成人式の対応を伺います。

○議長（吉田茂広君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 御質問にお答えします。

2022年4月に成人年齢が引き下げられることにより成人式の対象年齢につきましては、議員御指摘のとおり、山口市が主体となって検討するものと捉えております。

既に新聞等で一部自治体の方針が報道されてきました。

先ほど出ましたが、埼玉県蕨市同様、岐阜県内では岐阜市、羽島市、海津市が、岐阜県外では岡崎市、豊田市など多くの自治体が、18歳は受験や就職など支障があることなどから、従来どおり二十歳を対象に式典を開催されるようです。

また、ことし3月に内閣府の世論調査結果が公表されまして、成人式の対象年齢は何歳にするのがよいのかという問いに対しまして、20歳の回答が72%を占めておりました。

山口市の成人式につきましても、やはり18歳は受験や就職に支障があり、多忙な時期であること、成人式にはより大勢の皆さんに参加していただけるように従来どおり二十歳を対象に開催を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 二十歳を対象に開催を予定しているということでした。その対応として、まず、いつまでに公表されるのか、またどのように周知されるのか再度お尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 再質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、成人式参加者の準備などのことを考慮しますと、より早い時期の公表が必要であると考えております。3年後、2022年度の山県市成人式は二十歳で開催することを8月末までには公表を予定しております。また、開催時期につきましては、これまでどおり1月に実施を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 8月に公表されるということでした。早い公表によって親御さんはもちろんのこと、何より成人式を迎える皆さんが安心をされることと思います。また、周知も加えて、2022年18歳で成人年齢となるのは今の中学3年生からが対象になりますので、学校からも周知をしていただきたいというふうに思いますし、本来大切なことは、約140年ぶりに成人年齢の見直しに至り、成人としての自覚や成人という意味の啓発なども教育現場で必要なことだとも思います。2022年、成人年齢の転換期にもなりますので、新たに決意あふれる成人式にも期待をして質問を終わります。

○議長（吉田茂広君） 以上で加藤義信君の一般質問を終わります。

通告順位6番 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

ところで、今回のこの一般質問項目について、ある議員が私の了解を得ることなく、バイパス周辺の世帯に私の名前が入ったチラシが配布されたと聞きました。あつてはならないことなので、強く抗議の意思を表明します。

さて、県管理道路である国道256高富バイパス、（仮称）高富インターチェンジ以北の道路整備について、昨年12月議会で一般質問をし、都市計画街路岐阜駅高富線を4車線、道路幅員25mから2車線道路に変更しようとする理由について、副市長にお尋ねをいたしました。

前回は、県土木事務所が行った平成22年の道路交通の交通量のデータで20年後の交通量を推計したところ、バイパスの車線数は2車線で十分な将来交通量、そのときには1

万1,500台とお答えになりましたけれども、十分な交通量となったとの説明を受け、市は4車線から2車線に都市計画変更することとしたとの回答でございました。また、前回私が指摘いたしました各種の課題、地元要望については、岐阜土木と協議していくとの回答でございました。

そこで今回は、交通量推計の問題点と前回指摘した課題、地元要望等について、県と協議したその状況、その結果についてを中心にお伺いをしようとするものでございます。

ところで、都市計画変更とする場合には、都市計画変更説明会で、大桜地区を初め尾ヶ洞地区や美山地域の市民の方々等を含む広範囲の地元意見を聞くことが必要であります。また、都市計画決定の大きな変更には、都市計画決定時と同様なさまざまな都市的な基礎調査や行政手続等が必要となります。例えば、交通量については、現在の交通量調査に加え、将来交通量予測調査やパーソントリップ調査、OD調査、将来を踏まえた土地利用調査、工業団地などの開発によるインパクト調査等の綿密な都市計画基礎調査に基づく交通解析等が新たに必要となってきます。

昨年11月に市役所の担当課である建設課に、私が今回の都市計画変更において岐阜土木事務所から示された都市計画変更の理由をお尋ねした際には、県土木から図面を示されたのみで変更理由はわからないとの回答でした。交通量については、国道256の直近の場所で平成22年度の24時間自動車交通量は、道路交通センサスという調査によれば1万3,277台であり、平成27年度においては、交通量は1万6,507台と、前回の22年度に比べて3,200台ほど増加している状況と述べたところです。

また、岐阜県都市政策課が平成31年3月に実施しました公共岐阜県総合都市交通体系調査の業務委託、いわゆる中京都市圏パーソントリップ調査でございますが、これによれば、現況を平成23年度とし、おおむね20年後の2035年を予測年次とした将来検討が行われています。そこでは、4車線バイパスの場合、4車線バイパスには1万1,800台、現道の国道には4,300台が流れ、現道とバイパスが合流する伊佐美交差点以北には1万3,400台が流れるとしています。また、バイパスを2車線とした場合には、2車線バイパスに1万1,500台、現道に4,600台が流れ、合流後の伊佐美以北では1万3,400台が流れるとされています。なお、この都市政策課が行ったパーソントリップ調査では、2020年の東海環状自動車道の完成に伴い、新たに1万4,000台の往復交通量がこの東海環状から流出するという推計とされています。

また、平成27年12月に岐阜土木が行った国道256号事業再評価検討業務でも、国道256をバイパスの4車線整備とした場合、2030年には1万2,900台、現道には4,700台が流れることとなっています。バイパスを2車線整備とした場合には、バイパスに9,800台、現

道には7,700台が流れると予測されています。合流後の伊佐美以北の現道には1万5,000台もの交通量が流れるとされています。

さらに、平成30年8月に県岐阜土木が行った県単道路新設改良の交通量推計業務では、2030年にはバイパスを4車線とした場合は、4車線バイパスに1万1,900台、現道に6,500台とされ、合流後の伊佐美交差点以北には1万4,600台が流れることとされています。また、バイパスを2車線とした場合には、1万1,500台、現道には6,700台が流れるとされ、合流後の伊佐美交差点以北には1万4,700台が流れるとされています。

以上、要約いたしますと、いずれの交通量推計調査でもバイパスには1万1,500台から1万2,900台ほどの交通量が流れ、現道の国道には4,300台から7,700台ほどの交通量が流れると推計されています。しかし、合流後の伊佐美交差点以北の現国道には、1万3,400台から1万5,000台ほどの交通量が流れると推計されています。

道路の憲法、いわゆるバイブルとも言うべき道路構造令によりますと、地方部、これは3種道路といたしますけれども、9,000台、都市部、4種道路でございますが、これは1万2,000台を超える基準交通量の道路では、道路の計画を4車線道路とすることとなっております。したがって今後の道路整備計画においては、バイパス交通と現道交通を足し合わせた合流後の伊佐美交差点から以北の椎倉付近までの区間については1万3,400台から1万5,000台の交通量が推計されていることから、この区間の国道の整備を行うとすれば4車線で整備する計画となることとなります。すなわち、西側に移設計画する交差点、ここでは新伊佐美交差点と言いますけれども、新伊佐美交差点以北の道路は、上流部に当たる椎倉付近までは4車線の整備をしなければならぬ交通量が流れています。先ほど申しましたように、4車線道路である1万2,000台を超えていることで4車線道路となるわけです。

県から示された道路計画においても、西側に新設される新伊佐美交差点から現在の伊佐美交差点付近も当然4車線とすべきこととなりますが、示された図面では完成形で2車線となっております。

現在、山県市が進めようとしている高富インター以北を伊佐美交差点までのバイパス区間や西側に移設する新伊佐美交差点から、現在の伊佐美交差点付近までを完成形で2車線とする道路計画としますと、インター以南が4車線で、また、将来現道との合流後の伊佐美交差点以北が4車線とすべき交通量となっているということを見ますと、このことから、国道バイパス道路計画全体として見てみますと、将来高富インター以北のバイパス区間のみが2車線という極めて不自然な、いびつな今までの道路整備計画では前例のない道路の姿となります。通常、都市計画決定された4車線道路を2車線道路に変

更す場合には、変更地点に接続する交通量を分散できる主要な道路との交差点がある場合には、車線変更が検討されることもございます。しかしながら、車線変更となる国道256バイパスの高富インター北側の隠山橋取り付け付近には交通量を分散できる道路、主要な交差点もない状況です。

ところで、現在、数年後に完成が予定されている岐阜インター、糸貫インターでは4車線道路として新たなアクセス道路の整備が行われている状況です。既に整備が進んでおります大野神戸インター、また、古くに供用開始をしております美濃インターでも、周辺道路について4車線の道路整備工事が行われています。

そこで、高富インター以北の道路整備計画については基準交通量で1万2,000台ということでございますが、この基準交通量というのは車線幅が1車線あたり3.5メートル、側方余裕が1.75メートル、大型車の混入のない乗用車みの交通を前提に考えられており、また、出入り制限をするという沿道条件のもとに補正を加えて算出された数字です。

私は日基準交通量1万2,000台に極めて近い交通量が2車線バイパスとした場合にも、推計されているこの高富バイパスについては全線を4車線計画の道路にすべきであると考えています。したがって、当面、用地は4車線道路前提で確保し、工事については暫定工事として2車線のバイパス工事を行い、将来は4車線として進めるのが最善だろうと考えるものです。よって、当初計画どおり、将来4車線になるよう用地を確保し、当面暫定の工事は2車線とし、早期に全区間を暫定的に完成し供用することを検討すべきと考えるものでございます。

用地4車線確保、工事は暫定2車線で高富北バイパスを進めることに関する、この私の考えに対する林市長の所見について伺っていきたいと思います。

また、前回、県土木から示された参考計画図面で、昨年12月の議会の一般質問で述べたとおり、指摘した以下述べます9つの多くの課題についてどのように対応され、どのように協議が進められ、また、その結果についてはどのようにになっているのかについても、林市長にお尋ねをしたいと思います。

1点目、交差する市道のうち、どの道路を平面交差点として接道し、地区の主な接道区画道路としたのか。特に西深瀬地区においては主要な信号交差点、信号機つき横断歩道のある交差点のどこに設置されたのか。

2番目、交差する市道で接続部において、一部分を2車線確保する範囲はどのようにされているのか。本線の交差する道路については、本線の交通量に大きく影響するという事で接続する部分だけは2車線を確保するということが通常行われることなので、ここで申し述べました。

3点目に、田畑への用水路、排水路の処理の仕方。通常は開水路が原則でございますが、これらの処理の方法と道路排水の処理の方法についてお伺いをしたいと思います。特に、落堀川は先日も大雨であふれたことから、断面拡幅などの大幅な改修が必要と考えるものです。また、用排水路の管理のための管理用道路の必要性についての検討が別途必要だと考えています。

4点目に、計画道路となる田畑の道路との高さ、またその段差はどのようになっているのか。

5点目に、農業機械のコンバイン、田植え機、トラクター等の軽車両は歩道の通行はできないことになっています。すなわち、新たな副道等の通路の確保が必要となってきますが、これについてはどのように検討されてきたのか。

6点目に、鳥羽川と椎倉川の合流部は現在、事実上の遊水池となっております。先ほども述べましたが、先日の大雨時には県道伊自良高富線が冠水しました。遊水池に高盛り土する構造で、さらなる遊水池の区域が広がることになると思いますが、これについてどのように遊水池の確保をされていくのか。しかも当地域でございますが、この地域の地盤は二、三十メートルの深いところまで軟弱となっております。高盛り土をすることになりますと、不等沈下や道路周辺の民地の浮き上がりなど、いろんな課題が出てくるかと思いますが、これらに対してはどのように地元要望等について対応されていくのか。

7番目に、鳥羽川の河川改修計画は現在、下流の富岡橋までとなっております。富岡小学校のすぐ横の橋でございます。それより上流部については、当面河川計画、河川の改修計画はないと聞いております。したがって洪水時には地元による水防活動が必要となりますが、鳥羽川、椎倉川の堤防道路、管理用道路でございますけれども、これを潰すことなく極力確保すべきと考えます。特に、椎倉川の左岸堤防管理用道路でございますが、これはぜひとも治水の作業のために確保が必要であります。

8番目に、桜尾小学校、保育園も近くにあることから、主な通学路については横断部で立体横断施設を設置するなど、安全を図る必要があると思います。今までこの国道256沿いの岩野田、高富、富岡の各小学校で、児童が横断するところでは立体横断施設が整備されてきています。また、百間堤のすぐ南のところにも児童が上を、平面を歩くことなく、歩く通路が確保されています。また、周辺道路についても当然、児童の安全を確保するための歩道を両側に設置すべきと考えております。これについてもお伺いをいたします。

最後に、9番目の焼橋バス停の移設についてはどのように計画されているのでしょうか。

か。いただいた図面を見た限りでは、バス停の移設については計画がない状況となっております。

以上、9つの各課題を挙げましたが、そこで、全体を統括されております林市長にお尋ねをいたします。

先ほどの用地4車線確保、暫定工事で2車線という私が御提案したような道路の事業の進め方について、どのような所見をお持ちでしょうか。また、2番目に、9つの課題、地元要望等についてそれぞれどのように協議し、その結果はどのような状況であったのかについて個別にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の道路事業の進め方でございますが、道路事業は事業主体が概略を作成し、関係機関と協議を重ね、構造ですとか各法令、基準等の適合を図るとともに、要望に対しては地域や関係者と調整を図りながら、認められた予算の中でできるもの、できないものについて判断を行い、現状や将来のまちをイメージした計画作成が重要と考えております。

また、岐阜県都市計画専門研究会が作成した都市計画道路の見直し方針（案）では、都市計画道路は将来のまちづくりの根幹的な施設として早期事業化が必要であるが、バブル崩壊に代表されるように社会経済が大きく変化し、これまでのような右肩上がりの経済成長が見込めなく、経済が停滞する昨今においては、国、県、市町村とも財政的に厳しい状況であり、公共事業を取り巻く環境は厳しく、より透明性の高い効率的な事業の推進を図ることが必要となっていると示しています。

議員御質問の用地4車線確保、暫定道路工事2車線につきましても、将来の人口減少や岐阜県が行った第5回中京都市圏パーソントリップ調査圏域内12市町交通量推計でも2車線に対応可能な将来交通量であり、完成4車線となる見込みができないこともあり、周辺土地利用の状況も考慮しつつ、地域の皆様にとって、より使いやすく、また少しでも早く、全線を完成するよう計画していただくよう完成2車線で整備することを岐阜土木事務所に要望しております。

また、議員御質問のそれぞれ細かい9つの項目につきましては、建設課長より答弁をいたします。

○議長（吉田茂広君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

現在、岐阜土木事務所より、一般国道256号バイパス建設に伴う市道及び用排水路等の

つけかえ計画についての設計協議をいただき、各項目について協議中であります。

そこで、議員御質問事項の9つの課題については、まず1についてでございますが、現在、要望を受け市道の接道箇所については、今後の事業にも影響いたしますので慎重に検討を行っているところでございます。

2についてですが、取りつけ道路で、すれ違い可能な幅員を確保することが重要と考えております。現在、主要な取りつけ市道の測量設計を予定し検討をしていきます。

3についてですが、現況に合わせた構造で検討を考えています。道路排水については、今後協議を行ってまいります。落堀川については、現在、下流より断面が少ない状況がありますが、断面確保を考えております。管理道路については、必要性について検討を行い、岐阜土木事務所と協議を行います。

4についてですが、測点により高さは変化しますので、明確な数値はここでは差し控えますが、民地との取りつけについては完成後よく問題になる事項が多いことから慎重に検討が必要と考えております。

5についてですが、現在の市道からの乗り入れを考えております。

6についてですが、市としましても、水対策は大変重要と考えております。今後、岐阜土木事務所に対して強く要望をしていく考えでございます。

7についてですが、河川は大変重要な公共施設と考えておりますが、河川管理者の考えもございまして、山田市としては、実情を伝え、岐阜土木事務所と協議をしていく考えでございます。

8についてですが、岐阜土木事務所と協議が必要と考えます。

9についてですが、岐阜土木事務所と協議を行います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、地域からの課題、要望のうち、前に述べたように、鳥羽川と椎倉川の合流点付近は今までも大雨時には水田や県道の道路がたびたび浸水している上、軟弱地盤となっている土地であります。事実上の遊水池でございます。両河川の部分について、橋梁構造形式で両河川については計画道路が通過いたしますが、それ以外は高い盛り土構造となっております。したがって、遊水池が減少し新たな浸水地域が拡大することになりますが、県土木に対して、市としてどのような内容を伝え、対応されていく方針なのか、これについては本当に地域の大きな課題ですので、再度、質問させていただきます。

2点目の落堀川のバイパス起点側、いわゆるインターのすぐ北側になりますけれども、落堀川が西側に設置され、東側へ暗渠で国道の下を通過するという構造になっています。事実この落堀川、水路勾配も少なく暗渠の構造で維持管理ができるのか、私は勾配も低いことからいろんな清掃等の維持管理業務が発生するおそれがあると思います。これについて、維持管理上問題はないのか、これについてお伺いをしたいと思います。

私はむしろ、落堀川を開水路で東側に設置し、受け皿となる落堀川の流末は国が設置したインター周辺の開水路のプレハブ水路に接続したほうが、スムーズに排水、用水を流すことができることができると思います。あえて西側につくり県道の下を斜めに横断する構造について、私は疑義があると思いますので、これについてお答えをお願いいたします。

また、落堀川については、現況でも落堀川の東側に管理用の道路がございます。また、したがって、管理用道路についてもこの計画の中でしっかりと位置づけて設置すべきものと考えます。この点についても、お答えをください。

3点目については、バイパスと現道が合流する新伊佐美交差点以北の交通量が、先ほど述べました4車線道路の境目となる基準交通量1万2,000台を超える1万3,400台から1万5,000台が流れていることから、ここの道路については、4車線道路となるべき交通量でございます。この点についてはどう考えられるのか。

以上、3点について、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

まず、再質問1点目の遊水池の扱いでございますけれども、私どもも、今のあの地域でなしに、今の西深瀬の地域におきましても、インターと256号でそういった状況がここ二、三年の間に見受けられますので、また完成した後にはどうなるか、ちょっとよくわかりませんが、しっかりとして、議員御指摘のように、工法の変更も含め強く要望していきたいということを考えております。

次に、2つ目の落堀川、管理道を東側にとということについてでございますが、特に最近局地的な大雨が降りまして、ここ二、三年の間に西側の道路が実際に冠水したという状況もございますので、そういったことを踏まえまして、落堀川につきましても、治水の観点から流域面積、東よりも西側のほうが流域面積が多いわけでもございまして、この西側に取りつけることが適切ではないかということを考えております。

また、管理道につきましても、必要性と、また地元との調整等も行いながら、要望等も聞きながら進めていきたいと考えております。

それから、先ほどからお話ししていただいております交通量でございますが、新伊佐美交差点以北の交通量、この1万3,400台から、2車線の場合は1万3,400台、それから、4車線とした場合は1万5,000台が調査で推計されるわけでございますが、ここで一番大切なのは2つあると思ひまして、過去と今回の調査を踏まえて交通量がどう変化していくことが大切なことではないかと思ひます。

先ほど、議員の御発言は、平成22年の調査では1万3,227台から、27年、5年後、1万6,507台になっていると。これだけを見ますと、非常に交通量がふえていると、そういった認識になるわけでございますが、調査は大体5年置きに行われておるものでございまして、今から10年前の平成17年には1万6,342台ですね。といいますのは、今27年度の調査で1万6,507と1万6,342というのは本当に変わっていない、1日の、平日の24時間の交通量だと思ひます。そして、20年先を予測した調査でございますので、20年前の平成9年には、交通量が1万4,577台となっております。そうしますと、20年間の間に1万4,577から、17年と27年の1万6,342と1万6,507、私はこのところが過去と今を検証した場合のピークになるのではないかと思ひます。そして、先ほど議員がお話しになりましたように、県の調査ではこのところが、4車線では1万3,400、2車線では1万5,000ということで、現在の1万6,000台の交通量よりも、今の2でいきますと1万3,400になるわけでございますので、1日3,000台ほどの交通量が減っていく、そういった結果になっております。これは、いろんな調査の中でしっかりとした検証の調査結果だということだと思ひますし、そして、もう一つ、この時点で考えなければいけないことは、20年先にあの道路が、従来の初めの計画どおり、計画といいますか、4のうちの暫定2で行った場合に、20年先に完成しておるかといいますと、道路の事業の進捗は、20年先からどうするかということがその次になってくると思ひます。暫定2でいった場合は、4にするか。

今の状況を見ますと非常に人口も減っておりまして、2040年には、今2万7,000ある人口が、今の統計でいきますと1万7,000ほどになりますし、そうすると、岐阜市の人口も、岐阜市40万人ほどですが、8万人減るといふ推計が出ております。そうしたことでか、山県市の昨年の出生者数は1月から12月までで122人でしたが、これが平成10年、20年前は246人ということで、この20年間に子供の生まれる数は本当に2分の1になっているという、そういった状況でございますので、実際に工事が始まる段階の過程において、あくまでも20年先を予測することはできませんが、今の人口の形態ですとか、こうした状況を鑑みますと、先ほど答弁させていただきましたように、本当に4車線が必要な道路なのかということが、そういった状況には陥らないのではないかと、そういっ

た状況にはならないのではないかと。そしてまた、今ある2車線であります道路が、新伊佐美の交差点から2車線と2車線との4車線になるわけでございまして、椎倉までの1キロくらいの間交通量が今よりも、4の場合でも1,000台、2の場合では3,000台減るわけですから、今よりも減るわけでございますので、減ることと、北から来る信号の設置の仕方によりまして左へ回る従来の256号、そしてバイパスへ向かっていく信号の時間のタイミング等も考慮すれば十分、今よりも台数が減りながら、そしてもっとスムーズな運行、1キロくらいの渋滞の緩和というのは十分考えられることでございまして、そういったことから、一日も早い全体の完成を願うものでございますので、また、議員各位におかれましても御協力いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） いずれにしましても、県で20年後を予測した、また、人口の動態も検討した結果で1万3,000台なり1万数千台という交通量が流れるという推計になっておりますので、この点は誤解のないようにしていただきたいと思えます。そして、いわゆる現在の伊佐美の渋滞が、新しくバイパスができた、これは非常に結構なことなんですけど、いずれにしても信号交差点がふえる形には間違いございません。いずれにしてもスムーズに交通が流れることが大事でございますし、また、現在、美山地域の各水栓業者は新しい工場のための土地の造成等もなされているようでございますので、その辺も考えて、県のほうに対して強く主張していただきたいと思えます。特に水の問題、大変な問題でございますので、強く要望されることを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（吉田茂広君） 以上で郷 明夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で2時35分から再開いたします。

午後2時19分休憩

午後2時35分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位7番 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、私ごとで申しわけありません。しばらく議会活動を休んでおりました。山県市民の皆さんに大変御迷惑をかけて申しわけありません。また、議会関係者の皆さん

にも同様に御迷惑をおかけしました。ここでおわびを申し上げます。今議会から私も復活しまして、皆さん方とこのように一般質問をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

今回は1問だけでございますが、質問項目としましては、観光資源のPR実績と今後それをどのように活用するかという話でございます。

来年度の大河ドラマは、明智光秀の「麒麟がくる」が放映されるわけですが、既に冊子が作成され、皆さんももう見てみえると思いますが、このように冊子が作成されております。準備万端かというところでもなさそうでした、東海エリアはもとより岐阜県内の人でさえ、この「麒麟がくる」と山県市を結びつけるという方はまだまだ少ないような気がします。

ただ、今後放映とともに盛り上がりを見せて、より知名度が高くなることも考えられるわけですが、それを何もせずに眺めていてもこれは進歩がないだろうと思います。冊子等を拝見すると、先ほども言いました、これは教育委員会で作られたそうですけれども、教育委員会で作られた割には意外と読みやすい、言い方はごめんなさいね。もっと難しい歴史本みたいになってるのかなと思ったら意外と見やすいんですよ。読んでみると楽に見られるし、肩が凝らずに済むなというふうな気がして非常にいい、一般に配られる冊子としてはできがいいのではないかなと私は思っております。しかし、これだけの冊子があっても、広報されていかなければ何もないわけですね。簡単に言うと、無用の長物になってしまうという危険性があります。

そこで、昨年度の実績及び今後の方向性について、以下のことをお尋ねいたします。

1番、冊子作成後、またはそれ以前でもよいですが、マスコミ関係にどの程度接触して広報活動をしたのか。具体的に例を言うと新聞だとか旅行雑誌等、それから、テレビ、ラジオ、その他いろんなメディアがあると思いますけれども、どのような、今までやってきたか、また、これからもやる予定なのか。

それから、2番目、イベントの参加は有料、無料があることは多分御存じだと思いますが、それをどのくらい参加してきたか。また、そのときにこの「麒麟がくる」と絡めたPRを行ってきたのかどうか、実際に。

3番目、明智光秀関連市町村のとのタイアップ事業はどのように行ってきたのか。また、県も含めて、明智光秀の関連があるところと今後どのようなタイアップ事業をやっていくのかどうかを教えてください。

4番目、大河ドラマによるその後の戦略、位置づけは何を考えているか。簡単に言いますと、将来の観光資源として管理するのか、それとも一過性で終わるだろうという判

断なのか、まずそれですね。

それから、産業との結びつきはあるのかどうか。例えば、農林畜産だとか工業だとか、仮に知名度が上がると僕は思うんですが、知名度が上がったときにそれとどうやって関連づけていくのかどうか。

それから、ボツの最後は教育長にお尋ねしたいんですが、午前中もちょっとありましたのである程度はわかっているんですが、教育委員会としては、今後、学校教育や生涯学習などに、どのようにこれに取り組んでいくのかどうか。

5番目としましては、せっかく大きなテレビドラマなんですね、大河ドラマというくらいですから。山県市に波及する成果について検証することは可能なのかどうか、そういう方法があるのかどうかを教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 浅井理事兼地方創生監。

○理事兼地方創生監（浅井 聡君） 御質問にお答えします。

1点目の広報活動につきましては、本年2月以降に取り上げた主な掲載等の実績を御紹介します。本年2月に設立した山県市大河ドラマ「麒麟がくる」活用推進協議会の記事が、岐阜新聞、中日新聞、読売新聞に掲載されました。また、NHK岐阜放送局の夕方のテレビニュースでも取り上げられました。

2月17日の岐阜新聞の特集、ぎふ幸せ瓦版に、光秀の墓全国にPRという見出しで、桔梗塚に関する記事が掲載されましたが、記事作成に当たり、山県市は地元の方々とともに取材に協力しました。

ぎふ里山景観研究所が3月6日に開催した日本酒とどぶろく金鶏山のお披露目会については、プレスリリースでマスコミに働きかけ、岐阜新聞、中日新聞、朝日新聞、読売新聞に掲載されました。

4月27日の朝日新聞全国版に、明智光秀出生の地伝説が続々という見出しで、山県市に伝わる明智光秀の伝説が掲載されました。

5月5日に山県市観光協会が開催した関係イベントについては中日新聞に掲載され、また、有線テレビCCNでも放送されました。

5月30日の岐阜新聞のふるさと再発見シリーズ8に掲載された、山県市ふるさと自慢では、明智光秀ゆかりの地を見出しに、大桑城や桔梗塚の写真が掲載されました。

有線テレビCCNの今月の広報番組とフリーペーパー『G i F U T O』6月号、首長コラムで、明智光秀のお墓とされる桔梗塚の紹介がされました。

その他、山県市が構成員となっている岐阜県大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会が

作成した各種パンフレットに桔梗塚や大桑城の紹介を、岐阜県観光企画課が2月に発行した『T o k a i W a l k e r m e e t s 岐阜っぽ。』の裏表紙に桔梗塚が紹介されました。そのほかにも、機会があるごとにFMぎふなどのメディアを通じて広報活動を行っております。

2点目のイベントへの参加につきましては、有料のものではなく、全て無料のものとなりますが、岐阜県が2月に名古屋市内の商業施設で開催した岐阜県観光展、5月に名古屋市で行われた岐阜県観光連盟主催ぎふ四水会、岐阜市の道三まつり、山県市観光協会がJR岐阜駅のアクティブGで開催した、m a r u g o t oやまがた観光物産フェア、山県市体育協会が3月に開催した第15回やまがたジョギング大会等の場を活用し、パンフレットの配布やパネル展示などで、明智光秀ゆかりの地などをPRしました。このほかにも、先般行われました認知症映画会などの行事の際には、市民向けとして同様な広報活動を行っております。

今後も山県市や関係団体が行う主要な行事やFC岐阜の主催ゲームで、山県の日など集客力の高いイベントを活用して広報活動を行ってまいります。

3点目の明智光秀関係市町村とのタイアップにつきましては、昨年10月に設立された岐阜県大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会の構成員となっており、ロゴマークが発表されるなど今後の連携について岐阜県及び参加市町と協議を行っております。

また、ことし1月に岐阜市が設置した大河ドラマ「麒麟がくる」岐阜実行委員会の構成員にもなっており、放映時期に合わせて岐阜市歴史博物館に開設される「麒麟がくる」岐阜大河ドラマ館で、山県市への誘客活動も積極的に行っていきたいと考えています。

一方、ことし11月に可児市で開催される全国山城サミット可児大会おしろ横丁に大桑城のブースを設け、全国から集まる城マニアなどをターゲットに広報活動を行うことができなかと検討しております。このほかにも、戦国時代というキーワードから関ヶ原町や大河ドラマのもう一つの舞台となることが予測される京都府を中心とした関西方面との連携協力ができなかにについても模索しています。

4点目の大河ドラマによる今後の戦略、位置づけにつきましては、大河ドラマ「麒麟がくる」の放送は1年間、そのうち美濃編は放送開始から数カ月とされます。この放送をきっかけに、山県市では官民協働で「麒麟がくる」活用推進協議会を設立して、市内の歴史、文化を活用し、郷土愛を醸成するとともに、その魅力を全国に情報発信し、観光振興による地域経済の活性化を図るための取り組みを開始したところであります。また、協議会の下に、テーマごとにワーキンググループを設けており、市民、事業者、行政等が一体となり、役割分担の上、オール山県で観光振興、地域振興に取り組んだ経

験が今後の観光をテーマとした官民協働のまちづくりの試金石となるものと考えております。

整備した観光資源の維持管理は、今後そのニーズや必要性に応じて整理をする時期が生じるものと認識しております。

産業との結びつきにつきましては、現在、明智光秀や大桑城などに関連する土産物の創出を山縣市商工会などと協力して展開しており、創作予定の土産物には、お菓子類や酒などに加えて、木工品や金属製のぐいのみなど製造業を営む会社からもその意向を伺っております。また、飲食店では、明智光秀等にちなんだ食事メニューを開発する予定の業者もあり、どのようにPRを早急に確立することが重要であると認識しております。

農林畜産業者においても、大河ドラマ放映が地元農産物等のPRの機会になるものと大きな期待をし、生産者における新商品開発についても関心が高まっています。現在、検討されておりますのが、大桑城近郊でつくるそばを市内の農産物直売所で、例えば光秀ゆかりのそばと命名して売り出すことや、伊自良連柿と山縣市産のイチゴなどを使った新商品ができないかを食品製造会社と連携して研究しております。また、京都府亀岡市は明智光秀のゆかりの地としても有名なので、亀岡産丹波栗と山県産利平栗のコラボ商品を検討中で、こうした商品ができれば農産物の加工により付加価値が高まり、農家収入を増加し生産意欲の向上など相乗効果が期待できることから、山縣市としても商品開発を支援していきたいと考えております。

5点目の波及効果の検証についてでございますが、山縣市大河ドラマ「麒麟がくる」活用推進協議会の事業目標として、交流人口を2017年の26万9,000人から2020年に34万人にすることを掲げております。これは岐阜県入り込み客統計調査に報告している観光地点別入り込み客数の数値であり、これをもとに波及効果の検証をすることは可能であるとと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 4点目の大河ドラマによるその後の学校教育や生涯学習への取り込み方についてお答えいたします。

教育委員会としましては、大河ドラマ「麒麟がくる」の放映を契機に、小中学生はもちろん、多くの市民が山縣市の歴史や文化に関心を持ち、先人が築いた歴史的事実や後世に残した言い伝えなどを知り、ふるさと山県の歴史的価値やその魅力を再認識する絶好の機会であると考えます。

これまでもふるさと山県の歴史的価値に触れる機会は、学校教育や社会教育それぞれ

に位置づいています。大桑小学校の児童が地域の大人と一緒に、古城山山頂の大桑城から岐阜城を眺める感動体験を毎年行っています。また、地元住民を中心に組織する、山県の「よさ」を見つけましょう会では、桔梗塚などの地元遺跡の学習会が自主的、定期的実施されています。

教育委員会では、ことし3月に大桑城と明智光秀に特化した小冊子と登山マップを作成し、既に約1万4,000冊を配布しております。あわせて、広報やまがた4月号にも大桑城の特集記事を掲載し、広く市民に広報したところです。

現時点での今後の計画としましては、加藤議員の質問にもお答えいたしました。今年度中に小中学生向けの読み物資料、山県市の歴史概観を作成し、縄文時代から続く山県市の歴史物語の世界に子供たちをいざなう計画です。

また、全国的にも著名な識者による、大桑城をテーマにしたシンポジウムを令和2年2月に開催し、山県市から全国に情報発信していく予定です。

こうした取り組みを発展的かつ継続的に実施するために、外部有識者をアドバイザーとして委嘱したり、学校や社会教育の関係者を委員とする仮称大桑会議を実施したりして、学校教育のみならず、生涯学習の推進に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○7番（村瀬誠三君） 議長、暫時休憩いいですか。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午後2時51分休憩

午後2時52分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 実は、暫時休憩中にお伺いしたのは、僕はそこら辺が肝心なところだろうというふうに思っておりましたので改めて聞きました。

それで、私ごとでまことに申しわけないんですが、たしか2002年だったと思いますけれども、「さくら」という朝ドラがありまして、それが岐阜県の、特に飛騨高山を中心、郡上、それから旧古川町を中心に和ろうそくなんかで結構話題になりました。そのときに、後でもお話ししますけれども、そこの地域の人たちが一生懸命張り切っていたいて、いろんな地域のそういう祭り事とか、今まで隠れていたものを掘り起していただいたという記憶がございます。そういう意味で考えますと、先ほど地方創生監がおっしゃったように、NHKさんとも多分これから連携があると思うんですね。私のときはしょ

っちゅう連携があったんです。放送の期間中、ずーっと全国へ岐阜県のパンフレットを持ってPRに行っていたんですね、NHKと一緒に。NHKは一生懸命視聴率を高めたい、岐阜県は岐阜県の観光地を有名にしたいという、お互いが一致するところがあるわけですよ。そうすると、NHKともっとタイアップしているんなこと、もちろん先ほども言いました関係市町村、京都なんかも僕、大きいと思うんですね。関西地域はやっぱり山県市へ来てくれてもいいかなと僕は思います。東京はちょっと無理かもしれませんが。

そういう意味でもそういう連携を図るべきだろうし、そのためにはこのパンフレットがいいんですが、もう一点ちょっと疑問に思うのは、どうしてもパンフレット配るときはアイキャッチというのが大事なんですね、観光の場合は。最初に目にぼんと飛び込むもの、これは何かというところいう冊子ではないんですよ。一枚冊子で、「麒麟がくる」山県市、ぼーんと打つようなのがアイキャッチなってくるんですよ。やっぱりもし出かけられるならそういうものもいるのではないかというふうに思います。これはやっぱりじっくり読まなならんのですよ。ぱっと手に持って、はい、わかりましたという世界ではなかなかならない。ですから、まずアイキャッチをできるようなそういうチラシ、そんなに厚くなく一枚物で結構です。だからそう高くないと思います。それをやっってはどうかと。

それから、2番目。山県市への入り込み客数はそうやってわかれば十分ですが、当然ながらいい数字が出てくると想定しますけれども、そういうイベントを打っていくことがいかに大事かということ、その中身の中、どういう方々が見えているか。例えば、先ほど言った京都から来てみえるのか、愛知県から来てみえるのか、岐阜県内で網羅しちゃっているのかというのをわかれば、それはもう2番目としてそういうことをやっていただければなというふうに思います。

それから、3番目の質問としましては、午前中、同僚議員が聞きましたので、あえて僕の考え方を言います。レーザー測量による図面の立体地図作成、これは教育委員会が絡みますけれども、多分、地方創生監でもお答えできると思うんですが、古写真を収集したデジタルアーカイブ等のコメントが出ていました。僕は非常に、これ、さっき何で一過性なのか、それともずっと続けるのかということ聞いたのはそこなんです。これに経費を、市費を投入するというのは大変な事業となると思うんですよ。例えば、第三者機関、いろんな団体があると思うんですが、そこでクラウドファンディングのようなものを作って、もう一回大桑城の改築、今の5倍から、もっと大きくなればそれにこしたことはないんですが、市費を投じていろんなことをやった場合に、一過性で終わっ

てしまった場合はがっかりしなきゃいけない。ずーっとこれから10年、20年、大桑城の知名度を含めてずーっと確保できるならいいですよ。なかなか僕は難しいと思うんですね。その端的な例をちょっと、あんまり他の市町村を言っただけではいかんかもしれませんが、垂井町がかつて竹中半兵衛でしたか、売り出しましたよね。地方創生監はまだ岐阜県のこと、余り詳しくないかもしれませんが、竹中半兵衛の販売所に行ってみてください。ひどいもんですよ、今。何も残っていない、看板が汚く残っているだけ。そういう二の舞を踏まないためにも、将来が見通せるのなら僕はどんどん経費を投じてもらっていいと思う。ところが、一過性になる可能性のほうが高いの。二、三カ月とおっしゃったね、山口市が放映されるだろうということは、二、三カ月の中で、将来もこれを売りにできるのかなというのが非常に僕は心配しています。やってもいいです。やってもいいですが、市費を投じるのではなくて、第三者機関でクラウドファンディングのようなやり方ならいいのではないかなと。

この3点をお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 浅井理事兼地方創生監。

○理事兼地方創生監（浅井 聡君） 再質問について回答させていただきます。

まず、パンフレットにつきましては、いろんなどころに今後打って出るに当たってどういうふうなものがいいかというのは、今後検討しながら、また進めたいと思います。

2点目の観光入り込み客数の市内、市外、どういった人たちが入ってきているかというのは、何らかそういうのができるかどうかというのも今後考えていきたいというふうに考えております。

3点目の、先ほど言いました市費を投じてというものの中でどうするかというものにつきましては、NHKの放送自体は数カ月で京都のほうに移っていく可能性はあるんですけど、一応山口市の観光としての資源としましては、大桑城とか桔梗塚というのは別に消えてなくなるものではないので、それに対して必要なものというのは、先ほど回答でもさせていただきましたように、その必要性において一過性になるもの、それから残していくものというのは取捨選択しながら、残していきながらやっていきたいと思いますので、今後整備するに当たっていろんなこと考えて、整備のほう、考えていきたいと思っております。

以上、回答させていただきました。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

再々質問はできれば市長に答えていただきたいと思います。

先ほどもちょっとアイデアを地方創生監がおっしゃって、食べ物とか木工品にいろんな名前をつけていくよというようなお話が出ていたような気がします。私もそういうやり方をしてはどうかと思うんです。それで、大変残酷な言い方を何回もしますけれども、一過性であっても一時的に売れるんですよ。お菓子製品とか木工製品とか、水栓バルブまで一気に飛ぶかどうかはちょっと難しいですが、木工製品、農業製品、イチゴであるとかトウモロコシであるとかいろいろなものでも、山口市の名前が売れば絶対に一時的であっても売れると僕は思うんですよ。それは間違いないだろうと思う。

そういうときに、これは僕や市長の年齢ではなかなかいいアイデアが浮かばないんですが、市の中で若い子たちに、例えば道三を使ってもいいと思うんですよ、明智光秀だけじゃなくて、斎藤道三の名前も使ってもいいと思うんですよ。そういうものの、先ほどアイキャッチと言いましたけど、今度はキャッチフレーズ的なものもおもしろおかしくつけてもらって、それを商工会や、そして観光協会に使ってもらうように、こういうアイデアがあるがひとつどうだというような提案をしてもらうのはどうかと、まず、1点目それを思います。

それから、2点目、先ほど朝ドラ「さくら」の話をしました。そのときに、実名を言ってもいいと思うんですが、旧古川町さんが、皆さん御存じかもしれませんが、三寺まいりというのを復活させたんですね。冬、3つのお寺を回ってお願いするという。それから、きつね火まつりというのも復活させました。実際はあったんですけども、そんなに表に出ていなかったんですね。朝ドラをきっかけに古川町さんは、時の観光関係の担当者の方が非常に積極的で、愛知県のマスコミ関係、プレゼンというのが昔ありまして、そこでどんどんどんどん売り込んでみえました。僕は、そういうやり方、これがチャンスだと思うのは、例えば、うちの同僚議員にもいますけれども、三寺まいりはちょっと似過ぎていますから三社参り、神社を回ると御利益があったよというようなげげなストーリーでもいいと思うんですよ。そうやげな、そうやげな。さっき言いました、僕の頭ではかたいですから、せっかく山口市が売れたら三寺まいり、例えば、ここの神社とここの神社とここの神社へ行ったら糖尿病が治ったげなでいいと思うんですよ。そうしたり、さっき言った古川きつね火まつりというのも復活させたんですけども、山口市にはまだいっぱいそういう文化が残っていると思うんですよ。そういうのをひとつ日の当たるような場面に持ち出せるような方法はないかということで、ちょっと個別案件になってしまいましたが、市長の見解をお伺いして終わりたいと思います。

〔「暫時休憩、お願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午後 3 時02分休憩

午後 3 時03分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） ただいまの再々質問にお答えします。

議員御発言のように、やはり若い子の力といいますか、新鮮な、発想の違ったアイデアがヒットしますと、また大きくいろんな形で山県市の情報発信につながっていくと思います。そのために数年前から、まだそこまでいかないかもしれませんが、若い職員で魅力発信プロジェクトチームというのをつくりまして、毎年研修ですとか、そういった特別な企画を持って活動しておりますので、そういった職員ですとか、また、職員のみならず、外からのそういったアイデアをいただけるような情報発信もしていきたいという事を考えておりますので、御理解いただけますようお願いいたします。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 以上で村瀬誠三君の一般質問を終わります。

○議長（吉田茂広君） これで本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

20日に予定しております一般質問は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 3 時04分散会

令和元年6月20日

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

令和元年第2回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第4号 6月20日(木曜日)

○議事日程 第4号 令和元年6月20日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(14名)

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
7番	村瀬誠三君	8番	福井一徳君
9番	山崎通君	10番	吉田茂広君
11番	上野欣也君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君	14番	藤根圓六君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	此島祐司君
理事兼 地方創生監	浅井聡君	理事兼 企画財政課長	奥田英彦君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	谷村政彦君
福祉課長	江尾浩行君	健康介護 課長	藤田弘子君
子育て支援 課長	浅野晃秀君	農林畜産 課長	三嶋克之君
水道課長	高瀬正人君	建設課長	大西一也君
まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君	会計管理者	安川英明君

理事兼
学校教育課長

鬼頭立城君

生涯学習
課長

土井義弘君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼
事務局長

久保田裕司君

書記

棚橋輝英君

書記

長谷部尊徳君

午前10時00分開議

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（吉田茂広君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、19日に引き続き、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位8番 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、豚コレラ1点、市長と農林畜産課長にお伺いをいたします。

主題が、豚コレラ発生に伴う殺処分後の対策等について。

山県市内の4カ所の養豚場が全て豚コレラに感染し、殺処分されました。これまで県の説明会が開催され、私は4回出席をしてきました。その中で不思議だなと思っていることは、イノシシを媒介にして養豚場にウイルスが広がったということはきちんと説明がありましたけれども、そのイノシシからどのように養豚場に、何がウイルスを運んだかというのは全く分析できていないようなお話でした。今後もそういった点では非常に心配だなというふうに思っております。

一応4つの養豚場が豚コレラに感染して全部埋却されたという意味合いでは、1つの問題が終わったとも言えますけれども、しかし、それによって、私は新たな問題も提起されているというふうに思っております。

今後どういうふうにして養豚の再生に向けた取り組みをしていくのかということがいろいろ言われておりますし、それから、殺処分後の新しい課題解決に向けたイノシシの被害の対策等も心配をされているということでございます。

そこで、大きく2点、お尋ねいたします。

1点目、養豚場の豚が殺処分されて埋却をされたわけですけど、その殺処分した数が正式な数だという説明がありましたので、3カ所それぞれの埋却数を正式に数としてお示しいただきたいと思っております。

2つ目は、埋却地に近い住民というのは地下水や農地で使う水に悪い影響が出るおそれがあると大変に心配しております。既に口コミで悪い米になるという話も出てきて、米の注文を停止しているというような実情が現実に出ております。

そこで、私は、きちんとした定まった地点で水質検査をする必要があるのではないかと

というふうに思っております。県も地下水と接触しないように配慮して1メートルから2メートル、最高2メートルまでの範囲で埋めますという説明をしているわけですので、そうすると、地下水脈に触れるという可能性があるというところは、きちんと今後、水質検査をしていかなきゃならないというふうに思っております。この辺の考え方をお聞きしたいと思います。

3つ目は、1万を超えるんですかね、過去そういう経験をしたことがないわけでございまして、想定外のことが起きて、そして今後、想定外のことが新しく起こるといふこともあるわけですので、そういった場合に情報をぱっと、現地にいる人が相談をかけたらかの対応を迅速にしてもらおう窓口がいるのではないかと。これは地元の人がそう言っておりますので、やはりこれをきちんと位置づけていただいて、そこへ行くのと相談できるという安心感を持って臨む必要があるというふうに思っております。これは、3点は市長にお尋ねをいたします。

農林畜産課長にお尋ねをいたします。

今後、イノシシの捕獲はどのようにするのかということなんです。県のほうは最近1万頭のを大体1頭1万5,000円で支払いをしていたんですけど、5,000円プラスして2万円にして、目標数値を1万から1万3,000にするという発表をしております。そして、1万3,000を3年間続けますと、大体自然数を超えてゼロになるという数値目標を出して1万3,000にしたということを発表しておりますので、やっぱり全部イノシシはとってしまふんやという構えというか、そういうものを県は示しております。愛知県も同じように、今まで7,000円だったのを3倍近くの2万円にして、そして全部とってもらうと言う大村知事をテレビで放映していました。それをやる以外にないよと。あとは、豚にワクチンを投与していくという、その2つの方法しかありませんよということを言っておりますので、その観点からちょっとお尋ねをします。

現在までは、現在というのは起こった時点ですけど、猟友会員のうちで限定された、限られた人がわなをかけているけれども、これは県の猟友会の意向なのか、市の猟友会の判断かということをお尋ねになりましたのでお聞きをいたします。

それから、2つ目は、年間を通して捕獲できないのはなぜかと。あんたたちはとってはいかんということを言っているようなもので、限られた役員だけでとっているのではないかと、市はどのようにして指導しているんですかということをお聞きをいたします。私は、委託金のようにお金を出している以上は、猟友会に対してこういう方向でお願いしますという指導をしていく必要があると思っておりますので、その辺はどういうふうに指導されてきたのですか、お尋ねをします。

3つ目、県のワクチン散布は来年2月終了予定ですね、計画表も出ておりますので。それを見ますと2月で終了。そうすると、その以降は本市独自の捕獲ということになってくるのか、猟友会の意向を聞いて考えていくのか、その辺ははっきりしたほうがいいと思うんですね。会員の人たちに聞いてもその辺が不明だと言っておりますので、その辺をどういうふうに考えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の発生農場それぞれの埋却数でございますが、3月7日に上願で発生をいたしました事案につきましては1,503頭、3月23日に松尾で発生した事案につきましては3,637頭、5月25日に大桑で発生した事案につきましては2,040頭、6月5日に田栗で発生した事案につきましては7,429頭の合計で1万4,609頭でございます。

次に、2点目の水質検査の必要でございますが、豚コレラ発生時の地元説明会におきましても、埋却による地下水や農業用水への悪影響を心配する声が多数あったということは承知をいたしております。したがって、当山県市といたしましても水質検査は必要であると考えております。この実施につきましては、岐阜県の中央家畜保健衛生所が対応していただけるということでございますが、山県市独自でも検査するよう検討いたしておるところでございます。

次に、上願につきましては、県中央家畜保健衛生所が5月10日に埋設場所上流と埋設場所の近く、近接したところ、それから埋設場所の下流の3カ所の水路で、水質汚濁防止法の基準に基づきまして検査をいたしたところ、それぞれ基準値内であったと報告されております。

岐阜県では、今後3カ月に1度、3年間検査をしていく計画でございます。他の3農場につきましても同様に、順次6月の下旬から水質検査をしていく予定であります。この検査の結果の公表につきましては、山県市のホームページでお知らせしていきます。

次の3点目の通報についてでございますが、相談窓口でございますが、この豚コレラに関する通報、相談窓口につきましては、山県市役所の農林畜産課で承ります。その旨、山県市のホームページにも掲載をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 御質問にお答えします。

御質問の1点でございますが、現在イノシシの有害鳥獣の捕獲は高富全地区、伊自良の県道91号線より東の地域、美山の県道200号線より東の地域は経口ワクチン散布区域で

あり、立ち入りの自粛を要請されていた経緯もございますので、岐阜県から委託を受けた県猟友会から選ばれた方のみで調査捕獲等を行っております。

それ以外の地域につきましては、岐阜県から委託を受けた会員以外にも5月20日付で捕獲許可を出しております。

2点目の御質問ですが、去年はイノシシへの豚コレラの感染及び拡大防止のため、11月1日からことしの3月15日まで狩猟禁止になりました。ただし、その期間中も岐阜県の委託を受け、岐阜県猟友会で人選された会員は調査捕獲を行ってまいりました。山県市としましても、大勢で現場に入るとイノシシを驚かし、かえって拡散拡大を招くとの山県市猟友会の意見を踏まえ、調査捕獲従事者のみに捕獲許可を出した経緯がございます。

しかしながら、先ほど議員御指摘のとおり、岐阜県は5月にイノシシの捕獲を強化する方針を発表しましたので、経口ワクチン散布区域内につきましても、岐阜県猟友会から人選された会員以外にも早急に捕獲許可を出していく予定でございます。

3点目の質問ですが、今年度の経口ワクチン散布は、令和2年の1月から2月に実施予定の第3期をもって終了いたしますが、山県市としましては3月以降も継続して有害捕獲は行ってまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 伊自良地域というのは、水脈が結構浅くて、地下水で生活しているわけですね。昔はどのおうちでもこういうふうには井戸が掘ってありまして、その井戸水で生活をしていたと。そのかわり、感染すると赤痢などすぐに感染するという恐ろしさがあって必ずお湯にしてから飲まないかと、いろいろそういうふうにして生活をしてきました。

その後は、皆さんも御存じのようにクリーン農業ということで、いろいろ取り組んできたわけですけど、風評被害でお米は買わないという人も出てきているということでございまして、土曜日に、1人お米づくりを熱心にやっている人がいらっしやいまして、私のおうちへ来て、断られるとお手上げやと。それでいろいろ考えて、この間雨が降りましたが、あの明るる日に全部水を落として、そうして太陽の光でまず乾燥させて、いろんな菌を殺菌して、そして次の日に、ほとんど1日かかったそうですけど、何か熱の出るので焼却する道具があるそうですから、それで全部水路を焼いた両側、こういう面もこういう面もね。そうして、最後に伊自良湖の水を曲げて引けるようにして、完全になったというふうにして、そういう風評の被害も出てきているので、ぜひ上野さん、

そういうことだけじゃないよと、こうやってやっている人もおるよということでお願いしますと行って来ました。

あその上願でやっているおじいさんが断られたというお話で、深刻な話でしたけれども、県へ大雨の降った明るる日に電話をしたら、そうしたら、県が2人すぐ来てくれたと。そうして、現場を見て、すぐ指示を電話でしておった。何をやっているかなと私が立って見ていたら、そうしたら、業者、来ておった1人は業者やったと。何と何と何を資材と一緒に持って来いと。それで待っておったらそこへ持ってきて、全部水路の土管みたいなものを、詳しい話をされましたけれども、すぐにかえてくれたと。わしは本当は県に対してその面では大変感謝していると。自分のところの田んぼへ汚水が流れてくるわけですから。

私、きのうも、一般質問するので特別もう一回見てこないかんと思って現場を見に行きましたら、こういう高さの外、周りは水でいっぱいです。そういうものが流れてくると、もう10メートルぐらい離れたところで稲作している人が何軒かあります。そうすると、稲作は見ていますと大変心配になりますよね。

その代表がイタイイタイ病ですよ。あの阿賀野川の水銀中毒も同じですけど、カミオカンの三井鉱山が排水していた水の中にカドミウムが混在していて、そのカドミウムの入った水でお米をつくっていたその地域、富山県の地域ですけど、その人たちが20年ぐらい食べている間に、きのうの藤田課長さんのお話のようにもろくなるんですよ、カドミウムが外に出ないものですから。それで痛い痛いって結果的に亡くなっていくという。お米を毎日食べておって、そういう体になって、そして早死にをしていく。それは昭和42年に私も行きましたけど、むしろ旗を立てて、そして三井鉱山に抗議している姿。だ一っと並んでいました。結局10年くらいかかったんですよ、それからもまだ。認めないものですから。

それで、お米は大丈夫ということとは言えないわけで、お米の中に感染したものが入ると体の中へ、なかなか流れ出ないという現実があります。きのうのお話の、藤田さんのお話でも、私、聞いておってそのとおりに思うんですけど、食改善をしていかないとなかなか骨は丈夫になっていかないよ、弱っていくよというお話と共通していると思いますけれども、そういう農業では困るわけでございますので、ぜひ、検討すると言っていたいただきましたので、市独自でも私、やっていってもらった方がいいと思うんですね、検査を。水質検査をぜひお願いしていきたいと思います。

それから、地産地消で小中学校へもたしか出ているわけですね。ハウレンソウなどは出ているというふうに聞いていますけど、ハウレンソウなどをつくっていらっしゃる方、

大量に出される方は田んぼでつくっていらっしやって、乾いたときには水を流していらっしやいますから、ハウレンソウには絶対に心配ないという保証はないわけでございますので、地下水に触れたものは危ないというそういう危険意識というものを持っていないと私はきちんとした食材の提供というのはできないと思いますので、くどいようですが、ぜひ水質検査のお願いを、続けて3年は責任ですけど、3年以後も続けて報告をしてもらいたいなど、時には議会にもそういうものを提示して、こういうふうな安全対策をやっていますというふうなぜひお願いをしたいと思います。

私の部落に会社がございますけど、その会社と契約を結ぶときに地下水を使わせてほしいということでしたので、地下水は使った後の排水がどうなるかということが問題で、排水がきちんとしているかどうか証明されたくんでもよろしいということで話し合いをしまして、20年以上たっているんですよ、1回定期的なところで水が安全ですよと、項目が幾つか出ておりますけれども、それを地元の自治会長のところへ毎年送ってきます。

だから、この水は安心だなというふうに市民は思っているわけですけど、安心と思えるような措置をぜひ3年後もお願いしたいと思います。再質問ではございませんけど、先ほど検討するとおっしゃいましたので、ぜひ続けてやっていただくようお願いしたいと思います。

それから、これ、再質問ですけど、猟友会のほうですけど、会員がどういうふうに進んでいるかわからないということは、私はおかしいなと思うんですよ。とってはいけない、入っていけない。その方はおっしゃっていましたよ、わなの免許みたいなものがあるんだんですけど、それを取ってほしい取ってほしいと会員が言ったので取ったんだと。無理して取りに行ったんやけどと言ってみえましたが、それがこういう事態になって、とってはいかんと言われると、わしは何のために取りに行ったんやというふうにするよと。一回きちんと聞いてくれという話でしたが、役員に聞きましたらば、県のほうからそういう指示が来たということでやっているんだという話でしたので、そうだったらそれで、会員にそれをきちんと話していかないと納得できないのではないかなというふうに感じましたので、ぜひきちんとした指導をしていただく。これからいろいろ出てくると思うんですよ。きょうも新聞に出ていましたけど、ワクチンの配布の範囲を広めるとかというのが出ておりましたけど、じゃ、どこで山口市は区域内になっているのか、その外はどこなのかというのをまず知らなきゃいけないわけですから、そういったものもきちんと会員に示して説明する必要があるんで、それはやっぱり市の方がフォローしてあげて、そして徹底していくということがあってほしいというのがお願いです。

それから、2点目は、イノシシの頭数を減らす対策というのはどうしてもやっていく必要があるんですね。これはほかの県のを読んでおりましたもゼロにする、そんなことできるかという発想もありますけど、ここから来たらどうするんやということも言われていますけど、とにかくそういう取り組みをしないとこの問題は解決しませんよということですので、何とかもう山県市にイノシシはゼロだよと言えるようなことを目標にして進めていってもらいたいと思いますので、その辺の課長の指導していくことについてどういうお考えかお聞きをいたします。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 再質問にお答えいたします。

1点目でございますが、経口ワクチンにつきましては、今後、第2期は7月から8月、第3期は来年1月から2月に実施が予定されております。ワクチンを散布の場所ですとか詳しい日程とかの詳細情報につきましては、岐阜県のほうから情報が入り次第、猟友会の会員の皆様にはお知らせしていく予定でございます。

2点目の御質問でございますが、今後も猟友会と連絡を密にいたしまして、積極的にイノシシを捕獲していくように指導してまいる予定でございますので、お願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 再々質問ではありませんけど、先般、市民への説明のところでも市民の方がおっしゃったのは、2回目に、地域を言うとまずいんですけど、ほかの場所の豚がもし豚コレラになったらここへ運んでくるのではないかと。既に地図を見ると予定地というのも書かれてあるのがちょっとありまして、それはおかしいのではないかと。もともとは地元へ廃棄処分をする、それでできなければ公共施設の田んぼなどを利用する、そういう構えでぜひやってほしいという意見を言われたんです。

そうしたら、この間、第4回の説明会では、特別委員会を開いて対策本部を開いて、そしてきちんと説明をして結果的にはここになったという説明があったんですよ。それは知事が知っているのかという話になりまして、知事にもちゃんと話をしてある、その会議で話がしてあるということだったんですけど、自治会長さんですので、そうしたら会議録を提示してくれと言われたんです。市民の声を聞いて、そして反映していく立場で話し合いがなされているのかどうかは開示する必要があるので開示してくれという話でした。それから、この会議はちゃんと記録をとってあるかという話でありましたけど、2回目はとってなかったんです、この農林畜産課はね。4回目はきちんと記録が

とられていました。

そういう時代ですので、市民に意見を聞くというか、そういう立場でいうと、県と市とそれから経営者に責任がありますという話をされたら、責任者である経営者が来ておらんのやないかというふうになってきたわけですね。それで、やっぱりきちんとした責任体制があるんだったらそういう会議を開示していけど、きちんと、記録を。それで開示しますと向こうは言いましたので開示されると思いますけど、これからやっぱりどうですか、対策本部を開かれたらその会議録はきちんと残しておっていただいたり、あるいは意見を聞く会じゃないんだと、きちんと記録をしていけと言われてまして、課長が記録をきちんとしているということをおっしゃっていただきましたけど、やっぱり記録が大事になってくる時代ですので、ぜひそういった対策会議等が開かれましたらその記録を残しておいていただくようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（吉田茂広君） 以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

通告順位 9 番 福井一徳君。

○8 番（福井一徳君） 日本共産党の福井一徳です。議長から許可をいただきましたので、一般質問の通告書に基づいて質問をしたいと思います。

質問番号の 1 番、（仮称）高富インター以北の国道256号バイパス道路整備についてお尋ねをします。答弁者は理事兼地方創生監とまちづくり・企業支援課長です。

質問の要旨ですが、山県市の都市計画では、東海環状自動車道の建設計画に対応し、この路線は現在でも 4 車線、片側 2 車線で整備することになっています。そして、このバイパスは将来完成したら国道256号になる計画です。ところが、いつの間にか岐阜市から続く高富インターを過ぎると片側 1 車線に縮小されようとしています。

この事業は山県市の 10 年先、20 年先を決める、つまり私たちの子や孫の代にどのような山県市を残していくのか重大な選択が問われています。この事業は山県市の将来の発展にとって重要だけではなく、山県市には財政負担がない国の事業だということです。ではなぜ、いつ市長は都市計画 4 車線の道路をわざわざ 2 車線、片側 1 車線に縮小することに同意されたのか、誰が言い出したのか、いまだにわかりません。

そこで、今後の山県市の発展のための施策と、この道路の位置づけを確認するために、以下 2 点について、浅井理事兼地方創生監と長野まちづくり・企業支援課長にお尋ねをします。

まず第 1 点、平成29年度から 3 年間、水栓バルブ製造業リノベーション事業として地方創生交付金計画を作成し、内閣府に申請し採択がされました。人材確保、将来性の向上、生産性の向上を柱に具体化が図られ、当時の柴田理事兼地方創生監は平成29年12月

の市議会の答弁で、バルブ産業が成長発展して、山州市の雇用及び経済に大きなインパクトをもたらせばいいと期待をお答えされています。これは今後の美山地域を中心に山州市の発展につながる重要な山州市の施策であるというふうに思いますが、その点の評価及び最終年度として今後どのように水栓バルブ産業の発展につなげた展開をお考えになっているか、浅井理事兼地方創生監にお尋ねをします。

2点目、山州市では地場産業の強化と将来に向けた企業誘致のための場所の開発を進め、武士ヶ洞の企業誘致に続いて、馬坂地域も整備が進められています。高富インター以北の宅地開発なども構想されています。高富インター開通により交流人口の増加と地域経済活性化を目指す山州市の立場から、この事業の進捗状況と今後の展開をどのようにお考えになっているか、長野まちづくり・企業支援課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 浅井理事兼地方創生監。

○理事兼地方創生監（浅井 聡君） 御質問にお答えします。

1点目の水栓バルブリノベーション事業につきましては、山州市の重要な施策であると考えています。評価としましては、本年度が地方創生推進交付金事業の最終年度であり、現在、鋭意実施中の事業であるため、評価検証はまだ出ていません。しかしながら、昨年度までの実績として、水栓バルブ推進委員会を発足させ、山州市内の企業、山州市商工会、行政が一体となって連携し、プロモーション事業や就職合同説明会への出展を実施してきたことは、認知度向上に向けた取り組みとして評価できるものであると認識しています。

今後の展開につきましては、今年度を最終年度とするのではなく、3年間実施してきた水栓バルブリノベーション事業の評価検証による結果をもとに、次年度以降、新たな取り組みを実施し、つなげていきたいと考えています。

以上で1点目の答弁を終わります。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 2点目の御質問にお答えします。

山州市は、山州市内の企業における工場等の移転や増設及び山州市外の企業等の受け入れのため地権者の承認を得た一団の土地を企業立地土地情報として山州市のホームページなどで紹介をしております。

この制度を利用して、昨年度までに高富地域の武士ヶ洞工場用地に山州市外からの企業進出が決定し、都市計画法に基づく開発協議を現在行っているところでございます。

また、伊自良地域の恋洞工場用地では、山州市内の企業2社が工場の移転と倉庫の増設を完了しており、また、昨年、山州市外の企業が工場増設のための用地取得が決定し、

平成30年11月に山県市と企業立地協定を締結しました。これにより恋洞工場用地の3区画全てが立地完了の予定となりました。このほかにも、高富地域の東深瀬地内では、山県市内の企業が工場等の増設を目的に約0.5ヘクタールの土地を最近取得したところでございます。

現在、山県市のホームページで掲載しております用地としましては、武士ヶ洞工場用地が3区画で約1.6ヘクタール、美山地域の馬坂工場用地が4区画で4.9ヘクタール、伊自良地域の大門工場用地が2区画で約1ヘクタールでございます。この中で具体的に進めております箇所としましては、馬坂工場用地のうち、約1.7ヘクタールの用地でございます。平成30年度から周辺道路及び上水道といった企業立地に必要なインフラ整備を行っているところでございます。企業からの問い合わせも何件かございまして、具体的な検討に進んでいる企業もございます。

今後の展開についてでございますが、議員御発言の（仮称）高富インターチェンジ以北の宅地開発については、具体的な計画は現在のところ把握しておりません。企業立地の促進につきましては、現在行っております企業と地権者とのマッチング方式を基本に、山県市内産業の育成と市民等の就業機会の増大を図り、山県市の経済的な発展のため企業立地土地情報の活用努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今2点についてお答えをいただきました。

美山地域の水栓バルブについては、私も具体的に議会で取り上げて、大規模誘致ということだけではなくて、やっぱり自分たちの足元をきちっと見て地場産業を強化すべきだということを、私は議員になって一貫して主張してきました。一方で、美山の、きのうも答弁にありましたけれども、産業集積の中で新しい事業分野、こういうものを目指すということで、浜松市とか長野市とかそういう事例もあって、私もいろいろそういう中身を勉強したんですが、山県市のバルブ産業もそうしたところに新しい事業分野を拡大していくという展望があるんじゃないかということでそういう御提案もしました。

また、そういう展開をしていく上で、下請企業の皆さん、どんどん下請企業に対しては廃校を利用したりとかというようなことなんかもやってはどうかということで、私は山県市の中で、これからやっぱり10年、20年先どういうふうに山県市を発展させていくのかという立場からさまざまな提案をしてきましたし、今の展開、非常にいいと思うんですね。これは3年間という予定でした。これは市長も以前、胸を張っておっしゃっていたんですけども、内閣府で募集した交付金で全国でナンバーワンだということで、

最初にもらったという話がありました。3年で終わるんじゃないくて、これはやっぱりきちっと成果に結びつけるという意味で今後もしっかり強めていくということだと思いますし、その方向に向けて、今の報告はきちっと行政と事業者が一体となって、商工会も含めてやっているんだという話でした。非常に展望が見えてくるようなお話だなというふうに思いました。

工業立地の問題についても、今、馬坂のところで4区、4.9ヘクタールのうち1.7のところで用地が進んでいるというような話もありましたし、問い合わせの件数も何件かあるということで、これからに向けて一生懸命努力をしている。私は美山地域がどんどんどんどん、企業さんが発展して新しい分野も含めて大きくなっていったときに、じゃ、新しく工場をつくるのか、増設をしたいのか、新規に事業者が来たいと言ったときに、きちっとそれを受け入れる状況がなければ、他市に行ってしまうという可能性があるわけですね。だから、過去のそういう苦い教訓をもとにして、今いろんな施策がされているというふうに私は理解していますし、そのことが今後の拡大につながればいいと。やはり山県市の中できちっと雇用を確保していくということが非常に大切だというふうに私は思っていますので、そういう今の御答弁を前提に、私はバイパスの問題というのを考えているんですね。これは本当に山県市の発展にとってこの道路というのが役に立つかどうかという、そういう視点でしっかり考える必要があるというふうに思っています。きのうの答弁でもありましたが、専門的なことについては建設課長のほうにというようなお話もありましたので、何点か建設課長にお聞きをしたいと思います。

1つは高富バイパスの、(仮称)高富インター以北はなぜ4種1級なのかと。これは、平成30年7月27日、岐阜土木と市の建設課がお話になっている中で、都市計画審議会では道路種別をなぜ4種1級にしているか質問が出ると思うということで、これはもともと用途地域からいくと地方部になると思われるので3種2級でもいいんじゃないかということをおっしゃっています。これ、私、勝手なことを言っているわけではなくて、実は今回の質問に当たって、公文書公開条例に基づいて、県知事の古田 肇県知事が認可をして出した資料です、これ全部そうです。これ、市民の方から、私はこういう問題に取り組んでいるということで、資料提供をいただきました。これをじっくり全部読みました。この中身に基づいて質問するわけで、私が勝手に想像して話しているわけではありません。先ほど言いましたようになぜ4種1級なのかというのが1つ目。

それから、2つ目は、4種1級の場合でも、これは1万2,000台ということになるんですけれども、1キロ区間内に信号が2つ以上ある場合には必要交通量に0.8を掛けるということですから、1日9,600台ですね。これを超えたら2車線じゃなくて4車線になると

というのが道路構造令というので決まっているんですね、当然釈迦に説法だと思えますけど。私もいろいろわからないので構造令だとかいろんな本をいっぱい調べて読んだんですけど、やっぱりこれで道路構造令に基づけば、これは4車線じゃないとだめというふうになるんですね。これはなぜかということです。

それから、3点目にお聞きしたいのは、山県市の都市計画変更のために都計審はいつ開かれて、変更について決定されたのかどうかと、これもこの中身を見るとこういうことがあるんですね。平成27年の7月2日、岐阜土木事務所長が道路事業なので必ずしも都計どおり、都計というのは都市計画ですね、実施する必要はないというふうに言われているんですよ。ところが、平成30年6月6日、県庁で高富バイパスインター以北についての打ち合わせメモ、ここにあるんですけど、この中で柴田理事と大西建設課長が参加されているんですけど、昨年度までは岐阜土木からは都市計画4車線のままで暫定2車線という話を聞いていたが、今年度、今年度というのは平成30年になって2車線に変更というふうになっていると。思いとしては早く道路をつくってほしいということだというふうにおっしゃっています。

このときに、都市計画課というのは都市計画変更のための将来交通量の推計についてはきちんとつくっていただく必要があるというふうにおっしゃっていて、データを提供しますということで平成30年度中にそのデータを山県市に渡します。きのう市長が、31年の3月が云々というのはそのデータのことなんですけれども、その中で、市のマスタープランには国道256号高富バイパスは4車線という記載があると、それをどうするかを考えていただく必要がある。都市計画変更の理由はまちづくりの観点から市として位置づけていただきたいということをおっしゃっているんですよ。きちっとそうした変更、これは重要なやりとりもあるんですけど、2月28日、市長が将来的にも2車線のままということでもよいのではないかと、都市計画を4車線から2車線に変更するのかという問いに、岐阜土木は都市計画について変更する場合、交通量が減少した等の理由が必要となってくるため、地元が2車線でいいと言っているからすぐに2車線に変更するというものではないと、今後検討することになるというようなこともおっしゃっているんです。だから、都市計画の変更のための都計審というのはいつ開かれて、また変更についてそれを決定したのかということについてその3点、大西課長にお尋ねをいたします。

〔「議長、暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午前10時47分休憩

午前10時49分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えいたします。

バイパスの（仮称）高富インター以北が4種1級という御質問でございますが、これは岐阜土木事務所が今まで現在進めてきたバイパスに関して全て4種1級でつくっているということで4種1級です。山県市としまして、今岐阜県にあります区域マスタープラン、それでインター周辺を22年の10月に作成しておりますが、区域マスタープランの中でも高富インター周辺は将来、マスタープランというのは20年後のまちを想像してつくるものですが、その中にも近隣を商業的、住宅的用途に変えていこうという構想はうたっております。

今回、また区域マスタープランの見直しがございますが、それについても高富インター以北のバイパス周辺は商業的用途に変えていこうという計画をのせる予定でございます。

以上から鑑みて、4種1級でも何ら問題はないと考えております。

2点目の信号の数ですね。この数については道路構造令に幾つとか何個とかというのはうたってございませんので、これは感覚的なものがあるかと思えます。ただし、岐阜県の信号設置基準です、公安委員会の。これは150メートル程度離ればよろしいかというものもございますので、一概に信号の数によって交通量が0.8掛けるというところは少し私も勉強不足でございますが、信号の数ということは誰が数を決めるかというところまでは認識しておりません。

以上です。

それと、都市計画変更に関してでございますが、これは都市計画審議会はまだ行っておりません。これに関しては、山県市としまして都市計画道路の変更、これはあくまでも県決定の道路でございます。山県市としましては、県に原案を作成して県の都市計画審議会にかけていただき、そこで各関係機関と県のほうで調整していただきまして、最終的に県のほうで決定されるものです。山県市に決定権はございません。山県市が講じたい将来のまちづくりを考えて2車線をお願いするところを第一に考えて、都市計画審議会のほうも開かれると思えます。ただし、交通量が今現在パーソントリップで1万1,500ということで減ってきておりますので、将来交通量も鑑みて2車線で十分かと私は思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 再質問で建設課長からお答えをいただきました。

4種1級については従来もちょうど岐阜から引いている線が全て4種1級なのでそのまままきているという話でした。これ、私、何で聞いたかという、4種1級になると必要交通量が1万2,000台なんですよね。これは3種2級にすると9,000台なんですよ。こうすると4車線か2車線のまさに分かれ道なんですよ。それを市のほうから地方部になると思われるので3種2級でもいいんじゃないかというふうに聞かれている。これはちょっとおかしいなというふうにおかしいなと思ったんですが、それ以上進展ありませんので、2つ目の信号の話です。

これはどの間隔で信号をつけるかということをして私が聞いたのではなくて、4種1級でも1キロ区間に信号が2つ以上ある場合は、交通量の計算が違ってきますよということが道路構造令に書いてあるんです。これを見たときに、つまり1万2,000台ということなんですけど、1万1,500だから、1万2,000台をクリアしないからいいんだというお話がありましたけど、これが信号の関係で見ると9,600台になるんですよ、それでアウトですね、4車線じゃないといけないという意味で聞いたんです。これ、ちなみに情報公開しました。そうしたら、隠山橋から伊佐美まで大体1.1キロですね、あの間に信号が3つあるんですけど、ところが隠山橋からはからなくて、農免道路から伊佐美までというふうに計算して2台を切るという計算がされていました。ちょっと私、驚きなんですけど、2車線を進めていくという意味での根拠にいろんなものが使われているというふうに思っています。都計審のところについては今後具体的に開いていくんだという話がありました。決定権は山県市にはないということで、県がこの10月ですか、審議会を開くというふうに思うんですけど、いずれにしても都計審をまだ開いていないので、現時点では山県市の要するに計画というのは4車線というのが正式な案ですよ。今現在は2車線ではないんですよ。

だから、その点で私は次に市長にお尋ねをしたいんですけども、これも何でこれを私、こだわっているかという、これから10年先、20年先、山県市をどうしていくかと冒頭でお聞きしたように、やっぱり本当にそのことを我々みんな考えていかなきゃいけないと思っているからです。市長は3期目のキャッチフレーズで、対話と共感で未来をつなぐというふうにおっしゃっているんですね。きょう、市民の皆さんも傍聴にいらっしゃって見えるんですけども、やっぱり同じ気持ちだと思うんです。私は何も市長をいじめるとかなんとかってそういう話ではなくて、本当にどうしたらいいかということをお場で市長といろいろ対話しながら山県市のあり方、どうなのかということをお話

したいのでこれを取り上げているんです。

山口市と同じように予算がついた関ヶ原とか本巢市の糸貫については、私も共産党の議員等を通じていろいろと調べてもらいました。やっぱり4車線の計画で進めていると。きのう、おとといの新聞ですか、6月18日、岐阜新聞に本巢市の藤原市長が答弁してまして、都市計画道路長良糸貫線沿いを産業誘導地域として位置づけてやっていきたいというようなことを表明されているんです。ところが山口市というと、市長のお話で聞くと未来は山口市こうしていくよ、だからこの道路だという話になっていなくて、4車線を2車線にする、人口も減っていくという話になるんですよ。国の事業だから国道計画の一環でやるわけですから、山口市の負担はないんですけど、議員の中には、おくれるとかそういう質問をすると足を引っ張るからどうのこうのという議論がありますけど、私は国の事業というのは、オリンピック来年やるじゃないですか。あれだけ用地問題等もめていても最終的にはやっぱりやるんですよ、だから本当に山口市にとってどうい道路が必要なのかということを考える、遅くはないと思うんですね。

市長にお尋ねをしたい、再々質問です。

昨日の市長答弁では、同僚議員に市長がいろいろと数字を並べてお話をされました、私も聞いていました。20年前と交通量が変わっていないと、平成9年と平成27年比べてそう変わっていないよと。人口問題研究所、これは私もいろいろ関係あるのでいろいろ調べていますけど、この予測でいうと山口市は2万7,000人から30年後は1万7,000人になるよと、出生率を引き合いに出されて、平成10年、二百数十名だった出生率が平成30年は120ぐらいですか、112ぐらいに半減したと。半減しているんですけど、道路の交通量は減っていないんですけどね。256号バイパスと現道の256号があるからいろいろ混雑するというけれども、2本あるから大丈夫だと言われたんですよ。そういうことをずっと同僚議員の質問に市長が答えられました。

パーソントリップ調査というのはそういうことも全部含めて出しているんですよ、データを。だから、市長が言われたことがあと追加でどんどんどん要するに交通量が減っていくとかということじゃなくて、そういうことも含めて予測をしたら1万1,500台だという話なんですね。私が言いたいのは、ここに含まれていない要素は何かという話なんですよ。これは先ほど言いましたように、美山地域の水栓バルブ事業の強化、新規事業を進めていく、こういうのは現時点では予測、具体的なものはないのでカウントしないんですよ、武士ヶ洞のところは数字でカウントされています。でも、馬坂はまだこれからの話だからカウントしていかないんです、当然なんです。だけど、要するにこれから含めて山口市はいろんなところに誘致をする。そのために土地もあっせんした

り、紹介したりなんかしているじゃないですか。積極的なことも今やっている。そういうことは要素に加味されていないんです。

なぜ都市計画はまちづくりの視点で必要かというのは、数字だけではないんですよ、1万7,000人に例えば減ってっちゃうという予測をされたら、じゃ、我々はそれをどういうふうにして引き上げていくのかとかね。今の山口市よりよくして多くの人に来てもらおうかというある意味で我々がそこを基点にしながら、今をどう変えていくかということが問われているんだと思うんですよ。

そういう点から考えて、だから道路、都市計画道路はまちづくりとセットなんだよということを県も言っているわけですよ、私そのとおりでと思うんですよ。市長が言われているのは、何で2車線にこだわるかという理由、平成27年7月に、これ、多分市長が言ってみえるから市長も御存じですよ、当然。伊佐美交差点の変則的な交差点の形状が問題だというふうに言われていました。あとは、市道とタッチできない高架計画に地元の理解が得られないんだと、だから4車ではできないから2車だという話になる。これは、この図面、残念ながら我々議員にはもらっていません。私、これも情報公開のやつでもらっているんですけど。変則というところを直そうという交差点になっていますよね、これ、いいのか悪いのかは別にしてこうなっていたり、それからこの平面交差というのもできているわけですよ、平面交差って普通に考えればトンネルを過ぎた南側、あそこのすぐ出たところの佐賀の地域、あれ、平面交差ですね。2車線で平面交差なんですよ、4車線道路で平面交差。だから、この間ずっと言われているけれども、技術的には4車線でもいろいろできるということがわかっているんですよ。お金の問題を私はわかりませんので、国が払うお金なんでわかりませんが、山口市が20億円払えといったらちょっと待てと言って具体的に突っ込みたいと思うんですけど、平成28年にはこういう4車線の、これ、予備設計もしてるんですよ、県が。だから市長がいろいろ心配されるいろんな市民との関係で立体交差じゃないと困るという話とか、それから伊佐美の変則的な交差点をどうしたらいいか、これも変則的な交差点についていろんな議論があるんですね。それは議論すればいいのでやればいいと思いますし、都計審も先ほどないので、今後要するにやっていったら、正式の説明会は全市的に開かなきゃいけないので、そういう場に詰めればいいのかと思うんですけど、どう考えても私は本当に最大の疑問、わからないのは、今言ったようなこだわっていた理由が一つ一つ改善されているけれども、なぜ2車線なのかと。10年後、20年後見据えた道路を私はつくるべきだと思うので、ここでやっぱり市長は立ち止まってもう一度あらゆる出た問題を解決しながら、都市計画道路4車線をもとの計画どおりに進めるべきではないかということで市長のお

考えをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えします。

まず結論から簡単に申しますと、一番最初に私が県から暫定2車線で進めようという話を聞いたときに、まず地域の皆さんはどういったお考えなのか、地域の皆さんというのは特に隠山橋から上の西深瀬の皆さん、それまでいろいろ要望をいただいております。そして、伊佐美の交差点までの間、あの間が4であるか2であるかということが、先ほどから言ってみえるような、本当にあの1キロ間を4車線にするのか2車線にするのかということで、現状が計画どおり4にいった場合に4車線で計画して進めていただければいいんですが、その暫定2車線は東側に歩道をつけて、2車線で東側に、幅の中の東のほうにつくっていかうという計画でした。そうしますと、その後に4車線化になるのは多分、20年以上先だろうという話をされました。完成したらその後にまた交差点も道路も広げて行くというようなことはないというお話でしたので、そうしますと、その20年間は特にあの周りの住んでみえる皆さんの利便性を考えますと非常に不都合な、言ってみれば両方に歩道があって、そして特に住んでみえる市民の皆さんが多いのは西側なんですね。西側に歩道があるべきだということを思いましたので、そういうことから考えますと、暫定というよりも完成2車線で早く進めていただいたほうがいいのではないかとことを思いました。

そして、福井議員も言ってみえるように、これからの10年先、20年先、その20年先に工事にかかろうとしたときに、先ほどのパーソントリップ調査によりますと、今現在一番最新の情報では、きのうの議員の御質問の中でもお答えしましたように、5年ずつで調査していくわけですが、平成27年が最新の調査でありますし、そしてピークは平成17年から、10年前から1万6,000台をずっと、27年も1万6,000台を保っております。ただ、その中で、平成22年には1万3,227ということで、22年だけかなり落ちているわけです。この原因ははっきりわかりませんが、多分リーマンショックの後で、言われていることは高速道路の料金が非常に安くなりましてそちらを利用されたのではないかとような、これは確たる証拠はありませんが、22年には落ちております。

そうしますと、今回のパーソントリップ調査で現在の1万六千数百台が1万3,000台になるということは、道路がなくても1万3,000台になるということは2割、これから車の現在の交通量よりも減ってくるというのが今のこの統計でございます。1万3,000台というのは、平成9年でも1万4,577台、これは1日の24時間の交通量でございますけれども、これよりも1,500台ほど下回るということでございますので、車の通行量とすれば今の市

でお願いしているような、いわゆる暫定2ではなくして、あの間を充分完成2車線で進めていただいても問題はないということを考えました。

それから、もう一つ、それぞれの自治会の皆さんにお話をさせていただいて、特に小学校区単位の自治会としては、そういった福井議員のような御発言のような要望はいただいております。ただ、地元から、先ほどお話にありますような、信号1つから2つにしてほしいとか、信号のつける場所を変更してほしいということを地元の自治会等から正式にいただいております。

また、その中でも市民の皆さんはそれぞれのお考えがありますので、個人的にはいろんな思いの方もみえるかと思いますが、やはり公共事業を進めていく上で個人的な感情で進めることはできませんので、そういった全体的な立場から、当初暫定2で進めていることが完成2で進めてもいいのではないかという思いでございます。そのことがやはり10年先、20年先を考えた場合に、20年先から道路の今の基準以下でも、また20年先はもっと減りますので、減ると思いますので、そういった状況の中で新規事業として暫定2のところを4車線化にさせていただけるというのは非常に難しいのではないかということを考えております。

そして、昨日もお話しましたが、人口が非常に減っていく。今、山州市の合併した時点の、いわゆる人口の推計と今の人口を比較しますと、合併した時点でパーセントリッパか何のセンサスかわかりませんが、推計値よりも人口の減少は加速しております。推計値よりも上がっているのではなしに人口は減っていますということもございまして、そして、この20年間の山州市内の子供の、山州市、ことしで17年目になりますけれども、20年先を調べてみますと、昨年1月から12月までに生まれた子供の数は122人でした。それが20年前は246人でございますので、この20年間で山州市内全体で半減しております。しかし、これが美山町に置きかえますと、20年前は73人でしたが、昨年は23人ということで3分の1に減っています。そういったことで人口の減少もありますし、生産年齢人口の減少もあります。こうした事実を踏まえますと、今現在、市が思い描いているような状況で進めていくことが正しい選択肢だということを思っております。

ただ、市の財政的な負担がないので大きな道路をつくれればいいということではないと思います。特に地元の皆さんは4車線にしますとセンターができますので、常に西の方は左へしか曲がれませんし、東から出てみえる方も左しか曲がれませんので、やはり地域の利便性は大きく欠落してくると思いますし、そしてまた、周りを考えましても、鳥羽川までの距離が非常に狭いわけでございますし、そして住宅も立っておりますので、

本当に大きな、地域に企業立地というような考え方もできません。そうしたことから、今進めている政策が一日も早く県のほうへお願いをしまして進めていきたいということをおもっております。

それから、もう一つ、きのうの説明の中で、今のこの都市計画は伊佐美の交差点までですが、そこから北の部分、あの部分についても4車線化したらというようなお話がございましたが、あの道路につきましてはやはりそれなりの交通量がございまして、これから県に強く要望していきたいのは両方にしっかりとした歩道をつけていただいて、そして、2車線でも山県市内にあるのは関本巢の南八京から向こうの部分、普通の2車線の道路よりも歩道との間に1メートルほどの、1メートル以上でしょうか、白い線を引いた歩道との区間が少し1メートルぐらい広がっておりますけれども、ああいった道路の形態を今の伊佐美の信号から北へ向かって1キロくらいの間、椎倉の信号までの間を強く県に道路改良の要望をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 2点目の時間が余りありませんが、今市長にお答えいただいた中身については……。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君、質問を変えてください。

○8番（福井一徳君） 今後議論したいと思います。

それでは、2つ目の質問に入りたいと思います。

保育の見直しに関する検討委員会実施についてということで、この間、議会において保育をめぐる課題について、混合保育の解消や保育士の確保、労働環境の改善などの提起をしてきました。当時の渡邊理事兼総務課長は、組織改編による子育て支援課の創設にかかわって、項目にある民営化の検討は民営化するとの前提ありきではない、今後のあり方を見直すということだというふうに答弁されました。その後、子育て支援課の前課長は、保育の質の維持、保育士の育成や確保に十分配慮しながら検討していきたいというふうに述べつつ、今後は検討委員会、当時ですね、検討委員会などを設置していく方針で、具体的なスケジュールは現段階では決まっていないという答弁でした。

きのうからもいろいろ出ていますが、保育の見直しに関する検討委員会についてですが、検討の内容について、検討される検討委員会の規模や構成について、それから、検討のためのスケジュール、検討に当たっては名古屋における小規模保育の実践の視察などが重要と考えるが、そのような検討も加える意向はあるかどうか、以上の3点について、浅野子育て支援課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） それでは、御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の検討の内容についてでございますが、昨日も他の議員のところでも申し上げましたが、女性の社会進出など社会情勢の変化により、山口市においてもゼロ歳児から2歳児までの保育需要が増加傾向にございます。ですから適切な人材配置、それから施設の維持管理に努めておるとともに、現場の保育士の努力により、適正な保育園運営を継続しておるところでございます。

しかし、現状の運営の中で、刻々と変化する保護者トレンド、例えば早朝等の時間外保育の充実、特色ある保育活動、地域子育て支援の拡充など多様化する保育ニーズの迅速な対応、保育士の不足の場合における迅速な人材確保、柔軟な施設の維持、修繕などの緊急対応に課題が生じております。

山口市としてこれら課題を解決するため、保育園の民営化というものも1つの方法として保育園の運営のあり方を児童福祉審議会に諮問し審議いただきたいということを考えております。

2点目の想定されている検討委員会での規模やメンバーについてでございますが、検討の内容で今申し上げましたが、検討委員会とは新たに委員会を設置するものではなくて、児童福祉審議会を検討の場にしてまいりたいと考えております。

この審議会のメンバーは、児童福祉に関する事業に従事する方及び学識経験のある方の中から、公正な判断をしていただける委員、約数名だと思っておりますが、委嘱し、諮問事項の審議をいただきたいと考えております。

最後に、3点目の検討のためのスケジュールでございますが、保育園運営のあり方についての審議を行う児童福祉審議会は、この夏あたりを予定としまして審議を始めたいということを考えております。できましたら年度内に答申が何とかいただけたらと思っておりますが、これはちょっと一遍、審議の状態によってはわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

また、御質問にもあります小規模保育施設には、主に3歳未満の保育が必要な子供が対象となる定員が19名以下の、19名を限度とした小規模保育園となりますが、本年度策定を予定しております第2期子ども・子育て支援計画で令和2年度から5年間のゼロ歳から5歳児までの保育需要量を算出し、計画に基づく支援を実施することになります。

その計画の内容及び保育の確保量によっては、岐阜県内で、岐阜県とかあるいは先ほど議員もおっしゃられましたが、愛知県とか県内外で運営されております3歳未満の保育施設を参考にさせていただくことも場合によっては必要になってくるかということ

考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

○議長（吉田茂広君） これにて一般質問は全て終了いたしました。

24日は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦勞さまでした。

午前11時20分散会

令和元年6月24日

山県市議会定例会会議録

(第 5 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第5号 6月24日(月曜日)

○議事日程 第5号 令和元年6月24日

日程第1 常任委員会委員長報告

議第70号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について

議第71号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第72号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について

議第73号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第75号 山県市振興券支払基金条例の一部を改正する条例について

議第76号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議第77号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第78号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第79号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第80号 令和元年度山県市一般会計補正予算(第1号)

議第81号 令和元年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第82号 令和元年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第83号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第84号 財産の取得について

議第85号 市道路線の変更について

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第70号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について

- 議第71号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第72号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第73号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市振興券支払基金条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 議第81号 令和元年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第82号 令和元年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第83号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第84号 財産の取得について
- 議第85号 市道路線の変更について

日程第3 討 論

- 議第70号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第71号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第72号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第73号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市振興券支払基金条例の一部を改正する条例について

- 議第76号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 議第81号 令和元年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第82号 令和元年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第83号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第84号 財産の取得について
- 議第85号 市道路線の変更について

日程第4 採 決

- 議第70号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第71号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第72号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第73号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市振興券支払基金条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第1号）

	議第81号	令和元年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議第82号	令和元年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
	議第83号	令和元年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議第84号	財産の取得について
	議第85号	市道路線の変更について
日程第5	発議第1号	特別委員会の設置に関する決議について
日程第6	質 疑	
日程第7	討 論	
日程第8	採 決	
日程第9	発議第2号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
日程第10	質 疑	
日程第11	討 論	
日程第12	採 決	

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

議第70号	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
議第71号	山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第72号	山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について
議第73号	山口市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について
議第74号	山口市税条例の一部を改正する条例について
議第75号	山口市振興券支払基金条例の一部を改正する条例について
議第76号	山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
議第77号	山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第78号	山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 議第79号 山口市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 令和元年度山口市一般会計補正予算（第1号）
- 議第81号 令和元年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第82号 令和元年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第83号 令和元年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第84号 財産の取得について
- 議第85号 市道路線の変更について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第70号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第71号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第72号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第73号 山口市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第74号 山口市税条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山口市振興券支払基金条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山口市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 令和元年度山口市一般会計補正予算（第1号）
- 議第81号 令和元年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第82号 令和元年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第83号 令和元年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第84号 財産の取得について
- 議第85号 市道路線の変更について

日程第3 討 論

- 議第70号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第71号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第72号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第73号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市振興券支払基金条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 議第81号 令和元年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第82号 令和元年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第83号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第84号 財産の取得について
- 議第85号 市道路線の変更について

日程第4 採 決

- 議第70号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第71号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第72号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第73号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市振興券支払基金条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 議第81号 令和元年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第82号 令和元年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第83号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第84号 財産の取得について
- 議第85号 市道路線の変更について
- 日程第5 発議第1号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第6 質 疑
- 日程第7 討 論
- 日程第8 採 決
- 日程第9 発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
- 日程第10 質 疑
- 日程第11 討 論
- 日程第12 採 決

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 寺 町 祥 江 君 | 2番 | 加 藤 裕 章 君 |
| 3番 | 古 川 雅 一 君 | 4番 | 加 藤 義 信 君 |
| 5番 | 郷 明 夫 君 | 6番 | 操 知 子 君 |
| 7番 | 村 瀬 誠 三 君 | 8番 | 福 井 一 徳 君 |
| 9番 | 山 崎 通 君 | 10番 | 吉 田 茂 広 君 |
| 11番 | 上 野 欣 也 君 | 12番 | 石 神 真 君 |
| 13番 | 武 藤 孝 成 君 | 14番 | 藤 根 圓 六 君 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林 宏 優 君	副市長	宇 野 邦 朗 君
教育長	服 部 和 也 君	理事兼 総務課長	此 島 祐 司 君
理事兼 地方創生監	浅 井 聡 君	理事兼 企画財政課長	奥 田 英 彦 君
税務課長	山 田 正 広 君	市民環境 課長	谷 村 政 彦 君
福祉課長	江 尾 浩 行 君	健康介護 課長	藤 田 弘 子 君
子育て支援 課長	浅 野 晃 秀 君	農林畜産 課長	三 嶋 克 之 君
水道課長	高 瀬 正 人 君	建設課長	大 西 一 也 君
まちづくり・ 企業支援課長	長 野 健 一 君	会計管理者	安 川 英 明 君
理事兼 学校教育課長	鬼 頭 立 城 君	生涯学習 課長	土 井 義 弘 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼 事務局長	久保田 裕 司 君	書記	棚 橋 輝 英 君
書記	長谷部 尊 徳 君		

午前10時00分開議

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（吉田茂広君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題といたします。

本件について、常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長 古川雅一君。

○総務産業建設常任委員会委員長（古川雅一君） 総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月14日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第70号から議第73号、議第79号、議第80号、議第84号及び議第85号の所管に属する条例案件5件、補正予算案件1件、その他案件2件の8議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第80号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第1号）（総務産業建設関係）については、農業費、農業振興費、中山間地域等担い手育成事業の1つの目的である農地集積の実績について。農業費、農業振興費、スマート農業技術導入支援事業により導入するドローンの使用目的及び使用者の講習受講について。農業費、農地費、防災マップ作成業務委託の対象となるため池の防災重点、ため池への指定状況及び地域防災計画への位置づけについて。道路橋梁費、道路新設改良費委託料の市道2路線の道路設計は国道256号のバイパスと密接に関連するので、今の段階での国道の説明を求めることについて。河川費、河川改良費委託料の落堀川の水路の断面及びこの地域の水理計算について。また、三田又川の工事計画について。議第84号 財産の取得については、市と係争中の業者を指名することについて。下取り及び除去処分を含めた入札なのかについて。急いで入札しなければならない案件なのかについてなどの質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第70号から議第73号、議第79号、議第80号、議第84号及び議第85号の議案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会委員長 加藤裕章君。

○厚生文教常任委員会委員長（加藤裕章君） 厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月17日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第70号、議第74号から議第78号及び議第80号から議第83号までの10議案の所管に属する条例案件6件、補正予算案件4件を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第70号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について（厚生文教関係）では、グラウンド等使用料の市の基準について。消費税引き上げに伴う指定管理者使用料に対する年間上乘せ分について。議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例については、消費税引き上げが延期になった場合の影響について。軽自動車税における環境性能割の納付すべき額に不足があった場合における一般承継人の追加納付額について。議第75号 山県市振興券支払基金条例の一部を改正する条例については、消費税引き上げが延期された場合の影響について。議第76号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、児童扶養手当の支給回数が変更されることとの関連性について。議第77号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、家庭的保育事業に対するニーズについて。家庭的保育事業の民間事業者に対する周知について。家庭的保育事業の連携施設の確保について。議第78号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、放課後児童支援員の有資格状況及び支援員認定資格研修の受講状況について。本改正における支援員の質に対する影響について。放課後児童支援員の配置人数基準の緩和策に対する影響について。議第80号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第1号）（厚生文教関係）では、未婚の臨時特別給付金対象者の範囲、周知方法について。本市文化施設の指定管理への移行に対する今後の計画について。議第81号 令和元年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第82号 令和元年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）及び議第83号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）では、人件費の増減から見た場合の職務分担の配分についてなどの質疑内容がありました。

討論においては、議第70号、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例について（厚生文教関係）に対する反対討論がありました。

採決の結果、議第70号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について（厚生文教関係）は賛成多数で可決すべきものと決定しました。また、議第74号から議第78号及び議第80号から議第83号までの議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 御苦労さまでした。
常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（吉田茂広君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。
これより、常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。
発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（吉田茂広君） 日程第3、討論。
これより、議第70号から議第85号までの討論を行います。
討論の通告がありますので発言を許します。
福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 議長から指名をいただきましたので、反対討論を述べたいと思います。

討論は、議第70号、80号、84号ですので、3つまとめてよろしいでしょうか。

議第70号、税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例について。そもそも消費税法には、税を消費者に負担させるとは書かれていません。事業者の粗利益にかける事業税分を消費税と称して国民に負担をさせる日本の税制、消費税制度については、低所得者ほど税の負担率が高く、逆進性の税制であり、認めるわけにはいきません。

政府は過去2回増税の延期をしてきました。実は、過去は曲がりなりにも景気回復基調になったと増税を実施してきましたが、今回、日銀の短観もさらに景気悪化が予測される中で10%増税が実施されようとしています。そのような中で上程されている条例改正のうち、第11条の1山口市総合運動場から15山口市乾体育館までは、指定管理事業の部分です。この部分は、改正を予定する使用料総額も少なく、指定管理者の経営努力によりカバーをし、直接市民への負担を軽減する意味から、条例改正をすべきでないという立場から、条例改正に反対をするものです。

議第80号 令和元年度山口市一般会計補正予算（第1号）について。令和元年の当初予算では、インターチェンジ周辺における開通後の自家用車と歩行者等の行動において、

交通事故や交通渋滞を回避するため、西深瀬地内の農免道路に歩道設置等の道路整備工事を実施するほか、市内各所の道路改良を実施するとあり、事業予算が提案されました。

しかし、インターチェンジ周辺というのであれば、富岡橋以東の新川にかかる深瀬橋、富岡小学校前の信号の橋など、当面の間、インターチェンジに美山方面から向かう場所こそ、市民からの要望もよく出されているし、対策が緊急と考え、また、歩道と考えれば、関本巢線の八京付近から梅原、伊自良方面の県道沿いにこそ整備が求められる中で、農免道路が重点的に整備されていく計画及び予算には反対しました。

ところが、今回の補正予算では、岐北厚生病院付近の市道整備が進まない状況の中で、予算の流用により、農免道路の整備を進める計画が提案されました。この点で3月市議会での予算に対する反対の意思も表明しましたが、同様に今回の補正予算についても、上記の理由から反対するものです。

議第84号 財産の取得について。事務処理に使用する情報系クライアントパソコン等を取得するに当たり、指名競争入札方式が採用されました。指名競争入札では、受注希望者の能力や信用などを指名段階で判断することになっています。驚くことに、その中に消防デジタル無線をめぐる談合の独占禁止法違反で公正取引委員会から課徴金支払い命令を受けた沖電気工業の代理店が入っており、その業者が98.1%の落札率で4,170万で落札をしました。

山県市の消防デジタル無線の契約額は1億6,411万であり、違約金は約3,282万円に上ります。山県市は現在、沖電気工業とその代理店である中央電子光学株式会社を相手に損害賠償の訴訟をしています。議会の質疑では、副市長が、現在係争中であり、指名停止が確定したわけではなく、関係委員会では損害賠償の件は話題にも出なかったし、排除する規定もなく、公平性の観点から指名入札に加えたとの答弁がありました。

指名競争入札は、前提が信用できる事業者であり、訴訟中の業者は常識的に判断しても指名見合わせをすべきです。公平性の観点というなら、一般競争入札の方式を採用すべきです。今回の委員会で、訴訟の議論も出なかった執行側の市民の税金を預かり運営しているという自覚と社会感覚の欠如を疑われても仕方がありません。

以上の理由から、議第84号 財産の取得について反対の意思を表明し、反対討論いたします。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 議第84号 財産の取得について、賛成の立場から討論いたします。

この議案に対しては、質疑や総務産業建設委員会において、現在、消防救急デジタル

無線施設整備工事に関して、市が損害賠償請求を行っている業者をそもそもなぜ入札において指名業者としたのか、指名を見合わせるべきだったのではないかといった意見が出たところでございます。

しかしながら、判決が出ていない現時点において、より安い価格で契約をする観点からも、またこの業者を指名から排除するまでの理由にはならない、入札自体が適正に行われている限り問題はないものと考えます。

また、この業者は更新対象となっているパソコンの納入業者であり、指名したことによって結果的に最小の経費でパソコンを調達できたことになったといえます。したがって、私としては本議案に賛成するものでございます。

○議長（吉田茂広君） 以上で発言通告された討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（吉田茂広君） 日程第4、採決。

これより、採決を行います。

議第70号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田茂広君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第71号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第72号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第73号 山口市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第74号 山口市税条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第75号 山口市振興券支払基金条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第76号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第77号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第78号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第79号 山口市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第80号 令和元年度山口市一般会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田茂広君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第81号 令和元年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第82号 令和元年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第83号 令和元年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第84号 財産の取得について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田茂広君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第85号 市道路線の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 発議第1号 特別委員会の設置に関する決議について

○議長（吉田茂広君） 日程第5、発議第1号 特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長 石神 真君。

○議会運営委員会委員長（石神 真君） 今、議長から御指名をいただきましたので、発議第1号 特別委員会の設置に関する決議について、提案の趣旨説明をいたします。

本市の議会基本条例は、施行後丸4年がたちました。そこで、条例第19条にございます評価と検証をするとともに、場合によっては、条例第20条の見直し等も視野に入れた調査、研究が本特別委員会の主目的でございます。

なお、この場合、条例第17条の定数や第18条の報酬等の論議のほか、第5条の効率的な議会運営や、第4条の市民にわかりやすい開かれた議会といったことなどを調査、研究の重要なテーマとし、議長を省く13名で構成する特別委員会として設置するものであります。

特別委員会の設置根拠は、地方自治法第109条第1項及び山縣市議会委員会条例第5条第1項の規定によるものであります。調査期間は議会の閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで持続して調査するものとするものであります。

以上、地方自治法第109条第6項及び山縣市議会会議規則第14条第2項の規定により提案をいたします。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（吉田茂広君） 御苦労さまでした。

日程第6 質疑

○議長（吉田茂広君） 日程第6、質疑。

これより、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会へ付託はされません。

日程第7 討論

○議長（吉田茂広君） 日程第7、討論。

これより、討論を行います。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

○議長（吉田茂広君） 日程第8、採決。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決議されました。

ただいま設置されました特別委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定に

より、議長において、藤根圓六君、武藤孝成君、石神 真君、上野欣也君、山崎 通君、福井一徳君、村瀬誠三君、操 知子君、郷 明夫君、加藤義信君、古川雅一君、加藤裕章君、寺町祥江君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま選任いたしました特別委員会委員の任期は、議会議員の任期満了までとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決議されました。

これより、特別委員会で正副委員長を選出をお願いいたします。

委員会開催場所は、第2委員会室にてお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時49分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に特別委員会で委員長及び副委員長が決定されましたので、報告いたします。

委員長、寺町祥江君、副委員長、古川雅一君。

以上であります。

日程第9 発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

○議長（吉田茂広君） 日程第9、発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題といたします。

総務産業建設委員会委員長の趣旨説明を求めます。

総務産業建設委員会委員長 古川雅一君。

○総務産業建設常任委員会委員長（古川雅一君） 議長の許可をいただきましたので、新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、提案の趣旨説明をいたします。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、特別措置法により総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興などの成果を上げたところである。山県市においても、過疎地域自立促進計画を策定し、旧美山町の区域において過疎対策事業が実施されている。

過疎地域は我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料、水、エネルギーの供給、国土、自然環境の保全などに多大な貢献をしている。現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実、強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立、推進することが重要である。

よって、新たな過疎対策法の制定及び現行法第33条の規定による市町村の廃置分合等があった場合の特例を引き続き設けることを強く求め、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出するものであります。

詳細につきましては、意見書のとおりでございますので、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田茂広君） 御苦労さまでした。

日程第10 質疑

○議長（吉田茂広君） 日程第10、質疑。

これより、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 質疑はないものと認めます。これもちまして、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会へ付託はされません。

日程第11 討論

○議長（吉田茂広君） 日程第11、討論。

これより、討論を行います。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 次に、賛成討論はありますか。

山崎 通君。

○9番（山崎 通君） ただいまの新たな過疎対策法の制定に関する意見書が出されましたが、この7行目にある「過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・

文化を有するふるさと」とありますが、過疎地域イコール森林等を含む中山間地域でもあると思っているんですが、国土の70%以上が森林地域でもあり、そのうち3割が国有林になっているというふうに私は聞き及んでおるわけですが、すべからず国は、国有林を含む全ての山間地域を再度見直して、治山、治水はもちろんですけれども、環境整備のためにも御尽力をいただきたいと強く望むわけですが、我が山県市においても、以前から大変心を痛めておるんですけれども、この山間地域をどうこれから保全していくというのは大きな課題でもありますので、執行部のほうも鋭意御努力をいただきまして、この対策法の制定をあわせて御尽力いただくことをお願いし、この制定に関する意見書に賛成するものです。

○議長（吉田茂広君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第12 採決

○議長（吉田茂広君） 日程第12、採決。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決議されました。

可決されました意見書の取り扱いについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らいます。

○議長（吉田茂広君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じます。提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて令和元年第2回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦勞さまでございました。

午前10時57分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 吉 田 茂 広

13 番 議 員 武 藤 孝 成

14 番 議 員 藤 根 圓 六